

久御山町 第5次総合計画

(平成28年度～平成37年度)

つながる心 みなぎる活力

京都南に「きらめく」まち

～ 夢いっぱい コンパクトタウン くみやま ～



はじめに



久御山町は、昭和29年の2村合併による誕生以来、先人のたゆまぬ努力により、豊かな自然と農業・商工業・住宅が調和したまちとして発展してきました。

特に、昭和41年の国道1号の開通は、本町が急速な発展を遂げる大きな要因となり、平成15年には、第二京阪道路をはじめ京滋バイパスなどの広域幹線道路が開通するなど、国道1号の開通から半世紀たった今、近畿圏内の道路交通の要衝として、産業の発展した恵まれた地域となっています。

しかし近年、人口減少や少子高齢化の急速な進行、それに伴う地域コミュニティの機能低下、震災などの自然災害を契機とした防災意識の高まり、さらには先行きが不透明な景気動向への不安など、社会情勢は大きく変化し、人々のニーズは複雑かつ多様化しております。

こうした状況を踏まえ、平成28年度から10年間のまちづくりの指針を示した「第5次総合計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、「久御山町総合計画審議会」を設置するとともに、「住民アンケート」や町内企業への「はたらく人へのアンケート」をはじめ、「各種団体懇談会」、公募委員等による「まちづくりプラン会議」などを実施し、できるだけ多くの住民や関係者のみなさんに参加していただくなかで、計画づくりを行ってまいりました。

本計画では、これまでの「住みよい希望にみちた町 久御山」という住民憲章に基づくまちづくりの基本理念を踏まえながら、まちの将来像を「つながる心 みなぎる活力 京都南に『きらめく』まち ～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～」としています。

人と人がつながり、健やかでいきいきと活動できる、13.86km²とコンパクトな町域にさまざまな魅力が「きらきら」と輝く、未来への希望に満ちたまちにするため、本計画には9つの基本目標を掲げ、その取組の方向性を具体的に示しています。

また特に、国において人口減少対策として進められている地方創生の動きに対応し、優先的かつ重点的に取り組むべき施策として、6つの重点プロジェクトを推進してまいります。

今後は、この計画に基づき、住民のみなさんと行政による「協働と連携」のまちづくりが推進できるよう、住民のみなさんと手を携えながら、夢と希望にあふれたまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり大変お世話になりました久御山町総合計画審議会、まちづくりプラン会議、各種団体のみなさんをはじめ、アンケートやパブリックコメント等を通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました多くのみなさんに心からの感謝を申し上げます。

平成28年4月

久御山町長 信貴 康孝

序論

1 総合計画について	10
(1)総合計画とは (2)総合計画の意義と役割 (3)総合計画の構成	
2 まちの概況	12
(1)まちの位置と地形 (2)まちのあゆみ	
3 まちの現状と動向	15
(1)人口の推移 (2)世帯構成の推移 (3)年齢区分別人口の推移 (4)自然動態(出生・死亡)の推移 (5)合計特殊出生率の推移 (6)社会動態(転入・転出)の推移 (7)通勤・通学の流入入の状況 (8)事業所・従業者数の推移 (9)製造業の事業所・従業者数等の推移 (10)農家等の推移 (11)卸売業、小売業の推移 (12)土地利用(都市計画)の状況	
4 町をとりまく社会動向	24
(1)まち・ひと・しごと創生について (2)新たな経済圏の形成や多文化交流の進展 (3)まちづくりの政策の動向 (4)広域インフラ整備の進展	
5 まちづくりの主要課題	26
(1)住民等との協働と連携のまちづくり (2)安全・安心のまちづくり(防災) (3)魅力あるまちづくり(土地利用構想・公共交通) (4)少子高齢化と人口減少社会	
6 まちづくりアンケート等の結果について	28
(1)住民アンケートから (2)中高生アンケートから (3)はたらく人へのアンケートから (4)まちづくりプラン会議から	

第5次総合計画 基本構想

1 まちの将来像	34
(1)まちの将来像への想い (2)まちづくりの基本理念	
2 目標年次	36
3 まちづくりの目標(基本目標)	37
4 土地利用構想	38
5 人口フレーム	40
(1)人口フレーム (2)昼間人口フレーム	
6 施策の大綱	42
1 魅力と個性にあふれた強い産業を育みます 2 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 3 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくります 4 地域の力を結集した教育を進めます 5 人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます 6 だれもが住みなれた場所でいきいき暮らせる地域をつくります 7 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます 8 地域力を生かした協働のまちづくりを進めます 9 健全で安定した行財政運営を継続します	

7 重点プロジェクト	47
1 町内定住の促進	
2 産業活力の発揮	
3 「くみやま」魅力発信	
4 少子化対策と子育て支援	
5 住民や企業との協働と連携	
6 安全・安心に向けて	

第5次総合計画 基本計画

第1章 魅力と個性にあふれた強い産業を育みます	52
第1節／農業	
第2節／工業	
第3節／商業・サービス業	
第4節／中小企業・就労	
第5節／産業・交流プロモート	
第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます	59
第1節／計画的土地利用	
第2節／公共交通	
第3節／道路	
第4節／公園・緑地	
第5節／河川・治水対策	
第6節／上水道	
第7節／下水道	
第8節／自然・環境保全	
第9節／循環型社会	
第3章 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくります	69
第1節／子育て支援	
第4章 地域の力を結集した教育を進めます	71
第1節／就学前教育	
第2節／学校教育	
第5章 人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます	74
第1節／社会教育	
第2節／スポーツ	
第3節／歴史文化	
第4節／人権・平和	
第5節／男女共同参画	
第6章 だれもが住みなれた場所でいきいき暮らせる地域をつくります	80
第1節／健康	
第2節／保健・医療	
第3節／高齢者福祉	
第4節／障害者福祉	
第5節／地域福祉	
第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます	86
第1節／防災・減災	
第2節／消防(火災・救急・救助)	
第3節／防犯	
第4節／交通安全	
第5節／消費生活	
第8章 地域力を生かした協働のまちづくりを進めます	92
第1節／コミュニティ・交流	
第2節／住民参加・協働	
第9章 健全で安定した行財政運営を継続します	94
第1節／行財政運営	
第2節／情報化推進	
資料編	97

住民憲章

昭和50年3月制定

前文

わたくしたちは、美しい自然と歴史に恵まれて、たゆみなく前進しつづけている久御山町の住民です。自然と調和した生活環境の中で、文化・教育の向上をはかり、平和で豊かな暮らしを営むことが、わたくしたちみんなの願いです。

わたくしたちは、きょうの暮らしをみつめ、あすのしあわせを築くために、みんなが力をあわせ希望に満ちた、まちづくりを進めます。

わたくしたちは、この憲章が住民の総意にもとづいて定められたことを喜び、わたくしたちの名誉にかけて、これを守ります。

本文

- わたくしたちは、心とからだをきたえ、健康で明るい、住民生活優先のまちづくりを進めましょう。
- わたくしたちは、澄んだ空、美しい川、花と緑の自然を守るため、公害の防止と排除に努めましょう。
- わたくしたちは、おとしよりや不自由な人を大切にし、青年や子どもたちみんなが、夢と希望のもてる地域社会をつくりましょう。
- わたくしたちは、お互いに助け合い、手をたずさえて、よりよい環境と健全な家庭を築きましょう。
- わたくしたちは、心から平和を愛し、お互いの人権を尊重して、暮らしを高めましょう。



久御山ジャンクションと巨椋池干拓地

平和都市宣言

平成元年10月宣言

<宣言文>

真の恒久平和は、人類共通の念願である。

私達は、唯一の核被爆国民として、核兵器の恐ろしさ、被爆者の苦しみをかみしめ、再び忌まわしい惨禍を繰り返させてはならない。

ここに町制施行35周年と、平成の輝かしい時代の到来にあたり、わが久御山町は日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を町民生活の中に生かし、子々孫々に継承するため、「平和都市」であることを宣言する。



平和記念碑



町章

「久」の文字を近代感覚により図案化したもので、町民の融和と団結を太い線で表し、さらに産業・文化など町勢の飛躍的發展を飛鳥の姿で象徴しています。

昭和44年10月制定。



町の花「さつき」

ツツジ科の常緑低木で、6月頃、鮮やかな紅紫色の花を多く付けます。

昭和47年3月制定。



町の木「さざんか」

初冬、白色か淡紅色の五弁の大きな花を付ける常緑樹。花の少ない季節に咲くので、それだけに美しさが好まれています。

昭和47年3月制定。

久御山町第5次総合計画の構成

序 論

1 総合計画について

- (1) 総合計画とは
- (2) 総合計画の意義と役割
- (3) 総合計画の構成

2 まちの概況

- (1) まちの位置と地形
- (2) まちのあゆみ

3 まちの現状と動向

- (1) 人口の推移
- (2) 世帯構成の推移
- (3) 年齢区分別人口の推移
- (4) 自然動態の推移
- (5) 合計特殊出生率の推移
- (6) 社会動態の推移
- (7) 通勤・通学の流出入の状況
- (8) 事業所・従業者数の推移
- (9) 製造業の事業所・従業者数等の推移
- (10) 農家等の推移
- (11) 卸売業、小売業の推移
- (12) 土地利用（都市計画）の状況

4 町をとりまく社会動向

- (1) まち・ひと・しごと創生について
- (2) 新たな経済圏の形成や多文化交流の進展
- (3) まちづくりの政策の動向
- (4) 広域インフラ整備の進展

5 まちづくりの主要課題

- (1) 住民等との協働と連携のまちづくり
- (2) 安全・安心のまちづくり（防災）
- (3) 魅力あるまちづくり（土地利用構想・公共交通）
- (4) 少子高齢化と人口減少社会

6 まちづくりアンケート等の結果について

- (1) 住民アンケートから
- (2) 中高生アンケートから
- (3) はたらく人へのアンケートから
- (4) まちづくりプラン会議から

基本構

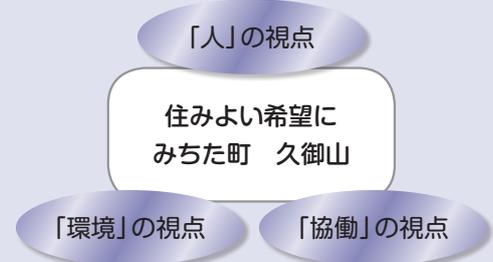
1 まちの将来像

つながる心 みなぎる活力
～ 夢いっぱい コンパクト

(1) まちの将来像への想い

- つながる心
- みなぎる活力
- 京都南に「きらめく」まち
- 夢いっぱい コンパクトタウン

(2) まちづくりの基本理念



2 目標年次

平成37年度（2025年度）

3 まちづくりの目標（基本目標）

4 土地利用構想

5 人口フレーム

(1) 人口フレーム

平成37年度（2025年度）：16,000人

(2) 昼間人口フレーム

平成37年度（2025年度）：28,000人

京都南に「きらめく」まち トタウン くみやま～

6 施策の大綱

- ①魅力と個性にあふれた強い産業を育みます
- ②人と企業が定着したくなる基盤を整えます
- ③安心して子どもを産み、育てられる環境をつくります
- ④地域の力を結集した教育を進めます
- ⑤人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます
- ⑥だれもが住みなれた場所でいきいき暮らせる地域をつくります
- ⑦地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます
- ⑧地域力を生かした協働のまちづくりを進めます
- ⑨健全で安定した行財政運営を継続します

7 重点プロジェクト

- ①町内定住の促進
- ②産業活力の発揮
- ③「くみやま」魅力発信
- ④少子化対策と子育て支援
- ⑤住民や企業との協働と連携
- ⑥安全・安心に向けて



第1章 魅力と個性にあふれた強い産業を育みます

- 第1節 農業
- 第2節 工業
- 第3節 商業・サービス業
- 第4節 中小企業・就労
- 第5節 産業・交流プロモート

第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます

- 第1節 計画的土地利用
- 第2節 公共交通
- 第3節 道路
- 第4節 公園・緑地
- 第5節 河川・治水対策
- 第6節 上水道
- 第7節 下水道
- 第8節 自然・環境保全
- 第9節 循環型社会

第3章 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくります

- 第1節 子育て支援

第4章 地域の力を結集した教育を進めます

- 第1節 就学前教育
- 第2節 学校教育

第5章 人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます

- 第1節 社会教育
- 第2節 スポーツ
- 第3節 歴史文化
- 第4節 人権・平和
- 第5節 男女共同参画

第6章 だれもが住みなれた場所でいきいき暮らせる地域をつくります

- 第1節 健康
- 第2節 保健・医療
- 第3節 高齢者福祉
- 第4節 障害者福祉
- 第5節 地域福祉

第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます

- 第1節 防災・減災
- 第2節 消防(火災・救急・救助)
- 第3節 防犯
- 第4節 交通安全
- 第5節 消費生活

第8章 地域力を生かした協働のまちづくりを進めます

- 第1節 コミュニティ・交流
- 第2節 住民参加・協働

第9章 健全で安定した行財政運営を継続します

- 第1節 行財政運営
- 第2節 情報化推進



序 論

序 論

1 総合計画について

(1) 総合計画とは

総合計画は、町政運営の基本となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すものです。

久御山町では、昭和55(1980)年に平成2(1990)年を目標年次とした町政運営の基本となる総合計画(将来像「住みよい希望にみちた町 久御山」)を策定し、その後、昭和62(1987)年に新総合計画、平成8(1996)年に第3次総合計画を策定することで、まちづくりを総合的かつ計画的に推進してきました。平成18(2006)年には、平成27(2015)年度を目標年次とする第4次総合計画を策定し、「人輝き心和らぐ 躍動のまち 久御山 ～人・環境・協働のまちづくり～」を将来像に掲げてきたところです。

■ 総合計画の経過



(2) 総合計画の意義と役割

これまで総合計画は、地方自治法において、総合計画の「基本構想」について議会の議決を経て定めることが市町村に義務付けられていました。しかし、平成23年5月、国の地域主権改革により地方自治法における基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定や議会の議決を経ることは市町村の判断に委ねられることとなりました。

この地域主権改革は、「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするための改革」とされ、また、「基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施を担えるようにするための改革」とされており、「地方が自らの発想で特色を持った地域づくりを推進すること」が求められています。

そこで、本町では、総合計画の意義と役割を次のように考え、今後、着実に進行する人口減少や少子高齢化、社会経済情勢の変化の中で、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、引き続いて総合計画を策定していくこととし、その策定根拠となる総合計画条例を平成26年3月に制定しました。

総合計画の意義と役割

- ① 第4次総合計画において行政経営の基本姿勢として位置付けた「住民と行政による『協働と連携』のまちづくり」により、住民による主体的なまちづくりの実現のため、その目標(まちの将来像)を共有する計画
- ② 限られた財源の中で持続可能な行財政運営を行い、効率的・効果的に目標を達成するために優先とする施策を明らかにするとともに、行政各分野の方向性を示す計画

久御山町総合計画条例の目的

第1条 この条例は、町政運営の基本となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための基本方針を示す計画(以下「総合計画」という。)の構成及び位置付け並びにその策定方針を明らかにするとともに、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、住民参画による総合計画の策定を行い、もって住民との協働と連携を基本としたまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(3) 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

「基本構想」…

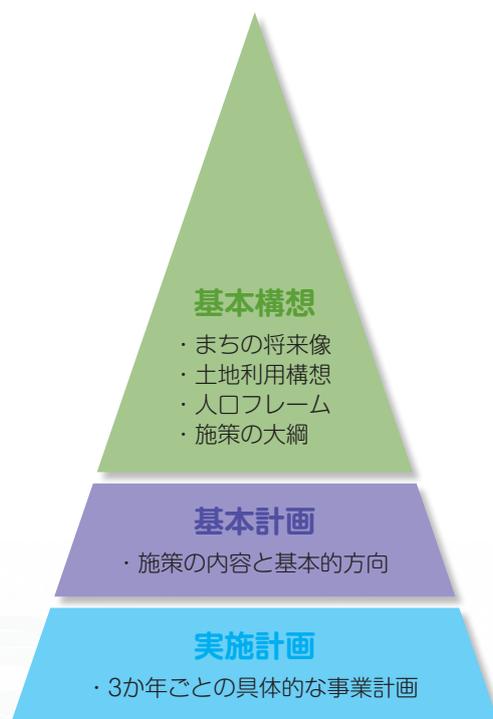
基本構想は、近年の本町を取り巻く地域の実情や社会経済情勢を踏まえたうえで、まちの将来像や土地利用構想、人口フレームと主要施策の大綱等を明らかにします。

「基本計画」…

基本構想の施策の大綱に基づき、行政の各部門ごとに諸施策の内容と事業の基本的方向を明らかにします。なお、基本構想との整合性・実効性を確保するため、本町では目標年次を基本構想と同じとしますが、社会経済情勢の変化に合わせて、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」…

基本計画で示した施策の実現を図るため、財政的措置を考慮し、向こう3か年を計画期間とした実施計画をローリング方式により毎年度策定します。



2 まちの概況

(1) まちの位置と地形

① 地理的条件

本町は、京都府の南部、京都市中心部から南へ約15kmに位置し、北は京都市伏見区、東は宇治市、南は城陽市、南西は八幡市に隣接しています。圏域的には、京都都市圏に含まれますが、大阪都市圏にも近く、奈良方面や滋賀方面も含めた交通の要衝といえる位置にあります。

本町には、鉄道駅はないものの、国道1号、国道24号に加え、近年は久御山ジャンクションを中心に第二京阪道路や京滋バイパス（京都縦貫自動車道）、国道478号などの大型道路が開通して、京都・大阪・奈良・滋賀等を結ぶ道路交通ネットワークがより一層充実し、恵まれた道路交通環境となっています。

② 地形的条件

面積は13.86㎦で、東西は約3.5km、南北は約4.3kmのコンパクトなまちです。町の中央部を南北に通過する国道1号の東側は整然とした工業地で、西側は農業基盤が整備されたほ場となっています。また、町の東部では市街地が形成され、北部には巨椋池干拓田が広がっています。



昭和初期の巨椋池

町域の大部分は、宇治川と木津川に挟まれ、南から北に緩やかに傾斜する平坦な地形となっています。また、町の南東部から北部に向かって古川が流れ、宇治川に注いでいます。

地質は沖積層で、表面は宇治川と木津川の氾濫によってもたらされた砂・泥による堆積物でできています。

(2) まちのあゆみ

① 古代から近世

久御山の地は、広大な湖沼であった巨椋池周辺を中心に古代から開けた地でありました。第二京阪道路等の建設に伴い行われた発掘調査（市田^{さいとうぼう}齊当坊遺跡・佐山遺跡・佐山^{あまがいと}尼垣外遺跡）の結果、出土した土器などからまちの歴史は縄文時代までさかのぼり、次の弥生時代に入って人々は本格的にこの地に定着し、生活を営み始めたと考えられています。

また、「日本書紀」には、^{かんがい}灌漑用あるいは舟運用として利用された栗隈^{くりくまのおおうなで}大溝が掘られたとあり、それは町内を流れる古川ではないかと推定されていることや、条里制の地名（一ノ坪・上ノ坪・五ノ坪など）が残っていることなどから、この地において土地開発が早くから行われていたことを物語っています。

平安時代には、朝廷の牧場（美豆^{うまや}の厩）や狭山江^{みくりや}御厨などがあり、朝廷と深いつながりがありました。

安土桃山時代に豊臣秀吉は、伏見城を築城するにあたって、巨椋池に大池堤、淀堤、太閤堤などの堤防を築き、宇治川、木津川を巨椋池から分離させるとともに、巨椋池自体も4分割されることになりました。

江戸時代においては、淀藩をはじめ寺社領などが入り組んで細分化されてしまいましたが、秀吉の大土木工事以来、淀川、桂川、木津川の三川が淀の西方で合流するようになったため、洪水期には、合流点からの逆流により田畑が水没し、平年作が3年に1度しかないという水害常襲地帯でした。そのため、村民から「川^{かわちがい}違」（流路変更）の嘆願書が何度も出されていました。

② 明治時代から町制施行前まで

明治4(1871)年に廃藩置県により当地は京都府管下となり、明治9(1876)年には御牧10カ村が合併し、御牧村が誕生。次いで、明治22(1889)年の町村制の施行により佐山村が誕生しました。

明治33(1900)年から41(1908)年にかけて宇治川改修が行われ、これによって巨椋池は完全に独立した湖沼となり、洪水被害は著しく軽減されました。

大正7(1918)年に全国的規模で広がった米騒動により、政府は米の増産に迫られ、大正8(1919)年、開墾助成法を成立させました。この法律による干拓事業の一つに巨椋池が指定され、昭和8(1933)年から16(1941)年にかけて国営事業として干拓が実施されました。

③ 町制施行から現在に至るまで

昭和24(1949)年から26(1951)年にかけて、淀町、佐山村、御牧村の3町村の合併の機運が高まってきました。しかし、淀町は京都市編入の強い希望があり、昭和29(1954)年、佐山村と御牧村の2村が合併し、久御山町が誕生しました。

新生久御山町もその前途は多難であり、合併の前年、近畿一円に大きな被害をもたらした台風13号による水害は、町財政を苦しめ、昭和31(1956)年から35(1960)年まで、財政再建団体の指定を受けることになりました。

その後、昭和41(1966)年に国道1号線枚方バイパスが開通すると、農業中心のまちとして発展してきた本町の様相は一変しました。バイパス完成と相前後して工場、倉庫などを中心に諸産業が進出するとともに、住宅地の開発も進みました。

このような急激な都市化の波は、農地の減少や都市型公害の発生など、新たな問題を引き起こしたため、計画的な土地利用と住みよい生活環境の形成をめざして、昭和46(1971)年に都市計画法による市街化区域・市街化調整区域の決定、昭和48(1973)年に用途地域の指定を行いました。昭和50(1975)年から久御山団地の入居が始まり、その後も府営団地の入居や民間による住宅開発が相次ぎ、人口も昭和50(1975)年から60(1985)年にかけて、急激に増加しました。昭和60(1985)年の国勢調査では、人口がピークの19,136人に達しましたが、それ以降は緩やかな減少傾向となり、平成22(2010)年の国勢調査では、15,914人となっています。

このように都市化が進展するなかで、道路、河川、公園、下水道などの都市基盤施設や、幼稚園、小・中学校をはじめ、総合体育館、生涯学習センター、図書館、健康センターなどの教育・文化、介護予防施設等の整備を進めてきました。また、巨椋池排水機場も全面的な改修が行われ、本町の長年の悲願であった治水面での安全性も大きく向上しています。

さらに、ほ場整備事業をはじめとした農業基盤整備にも力を入れるなど、農業振興にも取り組み、こんにち、農業・工業・住宅の調和のとれた町が形成されました。

一方、ソフト事業の面では、特に福祉・教育面に力を入れ、各種の住民負担軽減施策を行うなど、住民サービスの向上に努めてきました。

近年、町内の大型商業施設では増床してさらに多くの集客でにぎわっており、また、子育てを支える拠点として子育て支援センターが、産業情報の発信拠点としてまちの駅「クロスピアくみやま」がオープンするなど、より魅力的なまちをめざして発展を続けています。



まちの駅とバス

町の概要図



3 まちの現状と動向

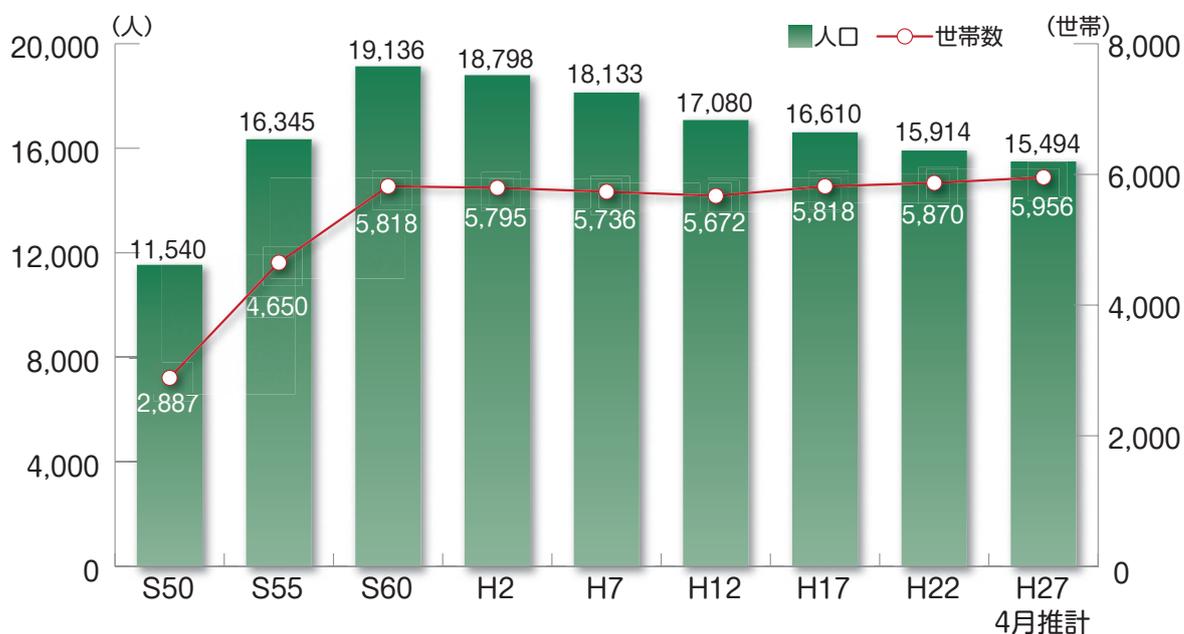
(1) 人口の推移

本町の人口は、平成22(2010)年国勢調査では15,914人、平成27(2015)年4月現在の推計人口は15,494人となっており、昭和60(1985)年の19,136人をピークに減少に転じています。

一方、世帯数は同じく昭和60(1985)年に一旦ピークを迎え、その後わずかに減少しましたが、平成17(2005)年に再び増加に転じ、近年は微増が続き、平成22(2010)年国勢調査では5,870世帯、平成27(2015)年4月現在の推計世帯数は5,956世帯と、ピークを更新しています。

この結果、1世帯あたりの世帯人員は減少が続いており、平成22(2010)年国勢調査では2.7人、平成27(2015)年4月現在の推計では2.6人まで減少しました。

① 町の人口・世帯数の推移



	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年4月
人口	11,540	16,345	19,136	18,798	18,133	17,080	16,610	15,914	15,494
世帯数	2,887	4,650	5,818	5,795	5,736	5,672	5,818	5,870	5,956
1世帯当たり人員	4.0	3.5	3.3	3.2	3.2	3.0	2.9	2.7	2.6

資料：国勢調査・22年国勢調査をもとにした人口動態による推計人口(27年4月)

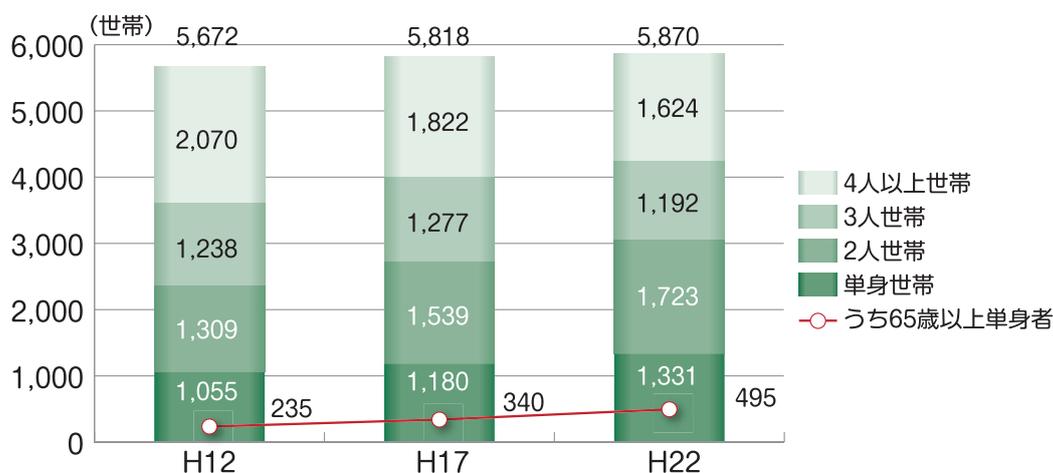
(2) 世帯構成の推移

本町の一般世帯数は、単身世帯や2人世帯が増加する一方で、4人以上世帯は平成12(2000)年から平成17(2005)年、平成22(2010)年へと減少が続きました。

4人以上世帯の減少は、既存集落等における多世代居住世帯の世帯分離やそれに伴う核家族化などが要因として考えられます。

一方、単身世帯は10年間で276世帯増加していますが、このうち65歳以上単身者の増加が260世帯(94.2%)を占め、本町の単身世帯の増加要因は、ほぼ高齢単身者によるものとなっています。

② 家族類型別一般世帯数の推移

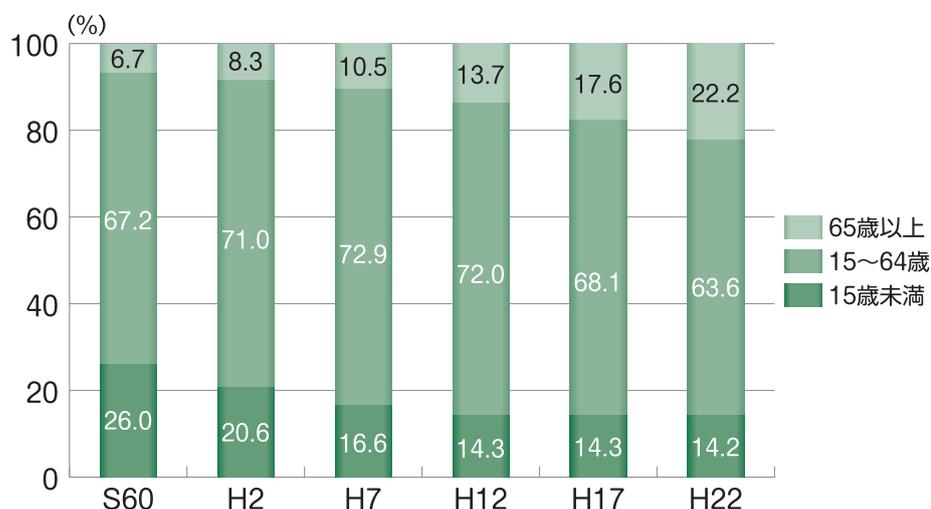


資料：国勢調査

(3) 年齢区分別人口の推移

本町の年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口(0~14歳)比率は近年、横ばいとなっていますが、老年人口(65歳以上)比率の拡大が顕著で、本町の年齢区分別の人口は、生産年齢人口比率の低下、老年人口比率の拡大が特徴となっています。

③ 年齢3区分別人口比率の推移



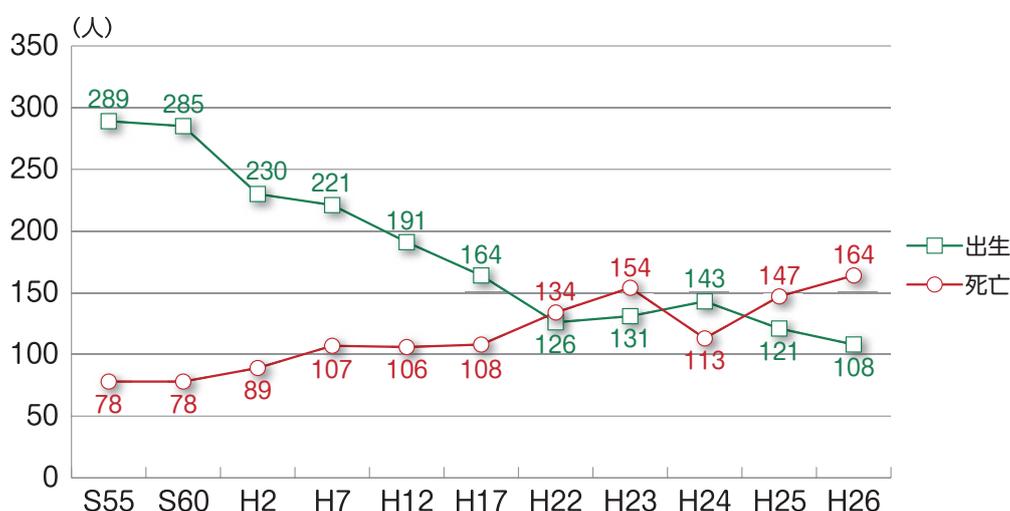
資料：国勢調査

(4) 自然動態(出生・死亡)の推移

本町の自然動態(出生・死亡)の推移をみると、昭和55(1980)年では出生数289人に対し死亡数78人で211人の「自然増」、その後も出生数が死亡数を上回る「自然増」の状況が継続しました。しかし、出生数は長期的に減り続け、平成22(2010)年には昭和55年の半数以下にまで縮小し、その後、毎年の推移はほぼ横ばいとなっています。

一方、死亡数は長期的に増加が進み、平成22(2010)年には出生数を上回り、「自然減」となりました。その後は平成24(2012)年を除いてこの「自然減」の状況が続き、直近の平成26(2014)年では自然減が48人と拡大しました。自然減と社会減が同時に起こると人口減少が一層加速すると言われていますが、本町も近年、自然減と社会減が同時に起こっている状況にあります。

④ 自然動態(出生・死亡)の推移



資料：町統計書

(5) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率(平成20~24年)を京都府内の市町村と比較すると、府内26自治体のなかで9位に位置し、宇治市(1.35)や城陽市(1.27)、八幡市(1.37)、京田辺市(1.35)、京都市(1.16)など近隣・隣接する市町に比べるとやや高く、京都府平均(1.27)や全国平均(1.38)はわずかに上回っています。

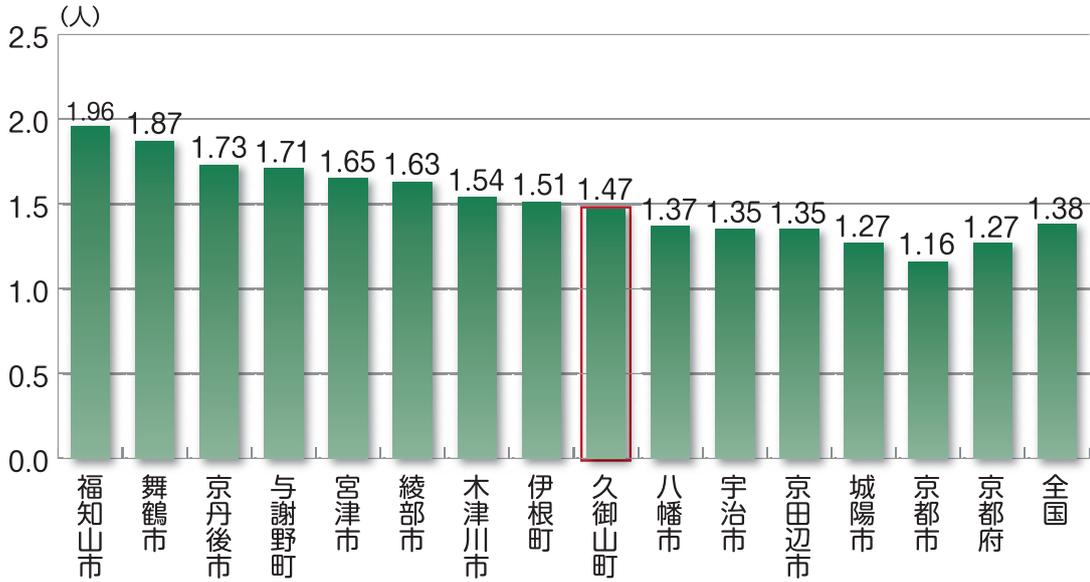
また、合計特殊出生率の推移をみると、平成15~19年まで長期的に低下が続いてきましたが、平成20~24年にはわずかに反転・上昇しています。

⑤ 合計特殊出生率の推移

	昭和58~62年	昭和63~平成4年	平成5~9年	平成10~14年	平成15~19年	平成20~24年
合計特殊出生率	2.13	1.74	1.57	1.45	1.41	1.47

※合計特殊出生率：女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めたもの。

⑥ 京都府内主な市町の合計特殊出生率（平成20～24年）



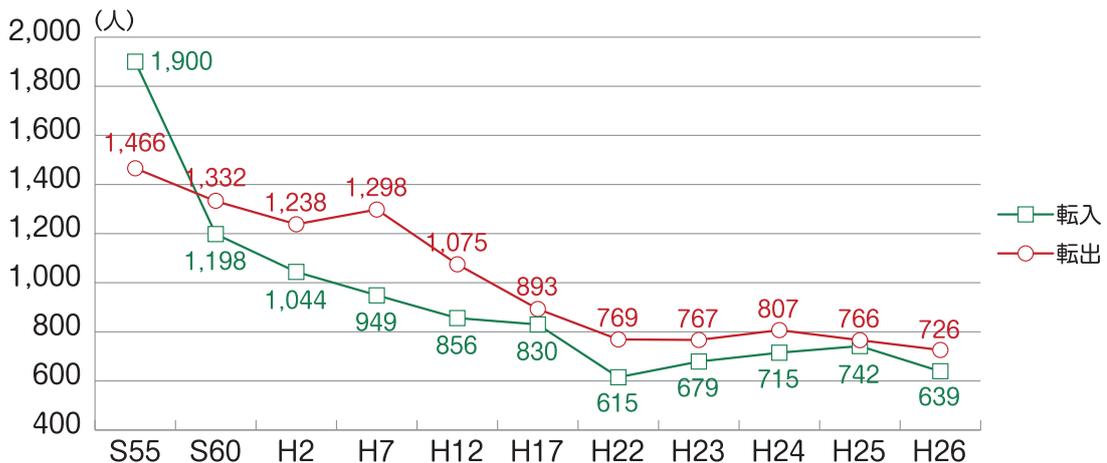
資料：厚生労働省 人口動態保健所・市区町別統計

(6) 社会動態（転入・転出）の推移

本町の社会動態（転入・転出）の推移をみると、昭和55（1980）年には500人近い転入超過となっていました。昭和60（1985）年には転出が転入を上回る転出超過となり、以後、この傾向が継続しています。ただ、近年は転入・転出の差が縮小し、転入転出が均衡しつつあります。

また、転入数、転出数とも長期的に減少傾向にあり、都市としての成熟による人口移動の縮小が進んでいることを示しています。

⑦ 社会動態（転入・転出）の推移

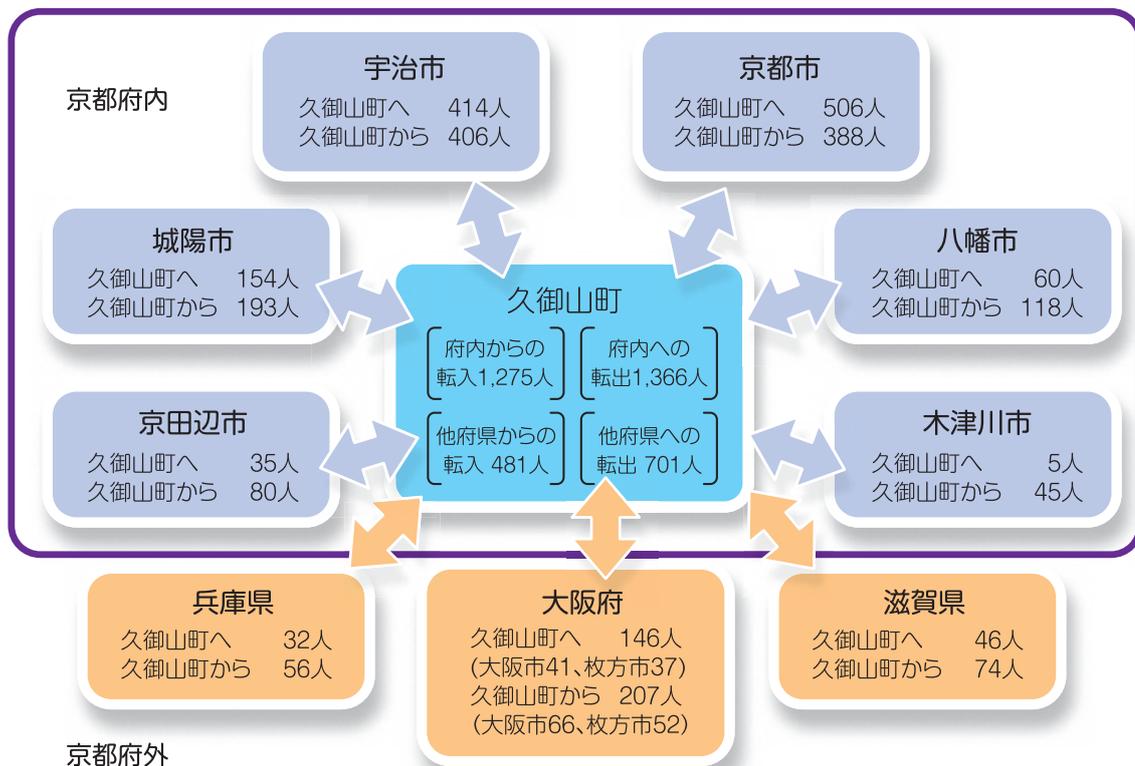


資料：町統計書

5年前の住所地でみた本町と府内自治体との転入・転出の状況を見ると、京都市(+118)・宇治市(+8)からは転入超過、一方、城陽市(▲39)・八幡市(▲58)・京田辺市(▲45)・木津川市(▲40)等には転出超過となっているほか、概ね近隣市との出入りが多くなっています。

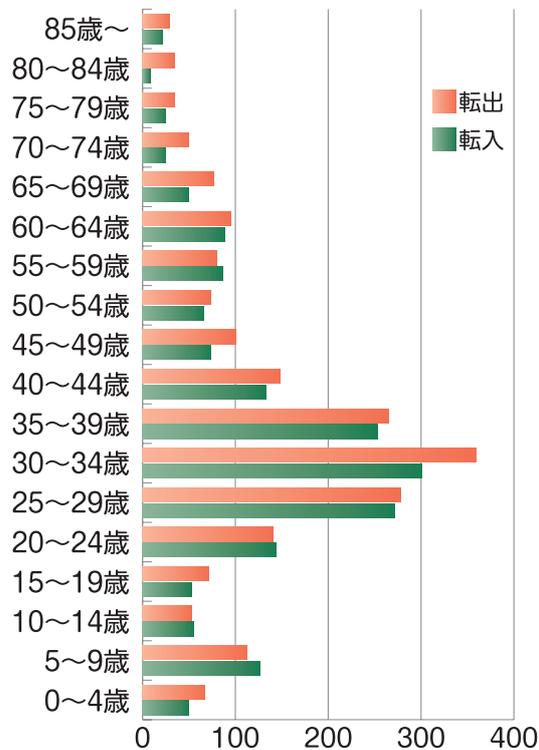
年齢別では、特に20～44歳層の転出が大きくなっています。

⑧ 5年前の住所地との比較による久御山町との転入出の状況 (平成17～22年の5年間)



⑨ 5年前の住所地との比較による5歳階級別の転入出の状況 (平成17～22年の5年間)

	転入	転出	転入 - 転出
85歳～	22	29	▲ 7
80～84歳	8	34	▲ 26
75～79歳	25	35	▲ 10
70～74歳	25	50	▲ 25
65～69歳	50	77	▲ 27
60～64歳	89	95	▲ 6
55～59歳	86	80	6
50～54歳	66	73	▲ 7
45～49歳	73	100	▲ 27
40～44歳	133	148	▲ 15
35～39歳	253	265	▲ 12
30～34歳	301	359	▲ 58
25～29歳	272	278	▲ 6
20～24歳	144	141	3
15～19歳	53	71	▲ 18
10～14歳	55	53	2
5～9歳	126	112	14
0～4歳	50	67	▲ 17
計	1,831	2,067	▲ 236

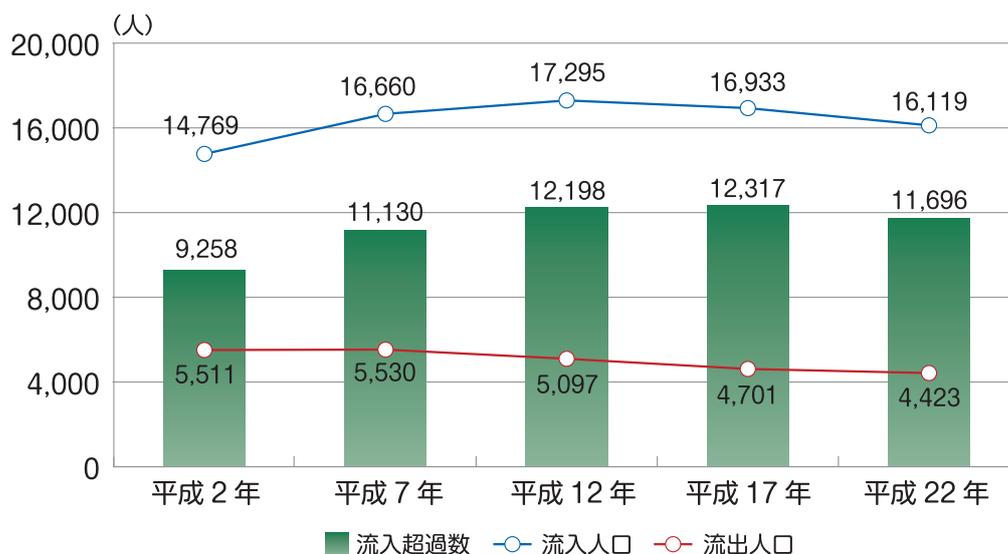


資料：国勢調査

(7) 通勤・通学の流出入の状況

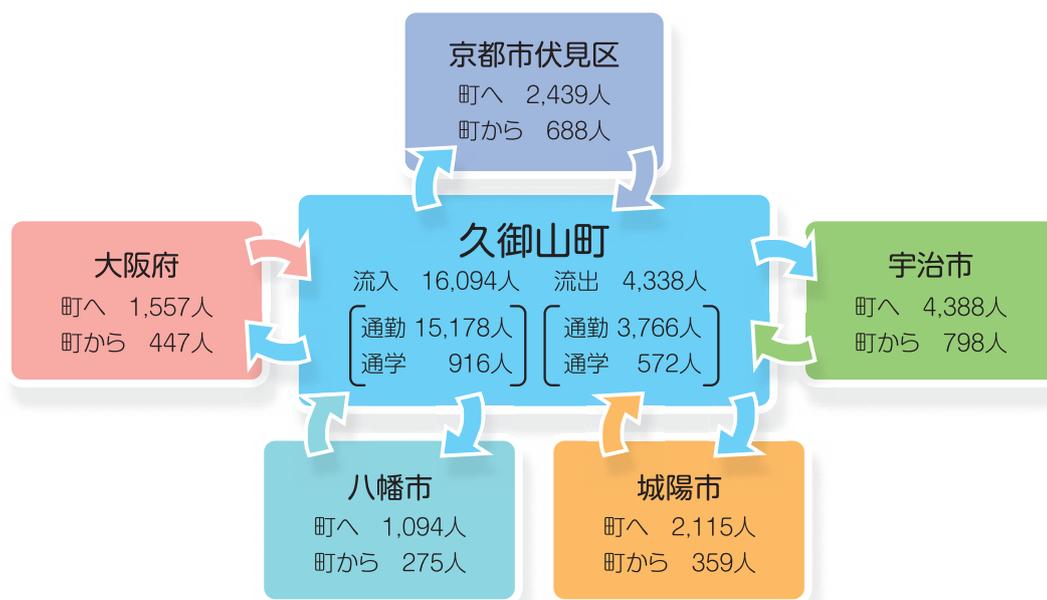
本町の通勤・通学の流出入の状況を見ると、本町はものづくりを中心とする府内屈指の事業所集積を背景に、通勤・通学による流入人口が流出人口を大きく上回り、夜間人口に対する昼間人口の比率(174.8%)は府内1位(全国市町村第3位)を誇ります。流入人口の主な居住地は、宇治市(4,388人)をはじめ、京都市伏見区、城陽市など近隣市が多くなっています。

⑩ 流入人口、流出人口、流入超過数の推移



資料：国勢調査(15歳未満含む)

⑪ 主な近隣市町との通勤・通学流動



資料：国勢調査(15歳以上)

(8) 事業所・従業者数の推移

本町の事業所・従業者数の推移をみると、事業所数は平成13年以降1,700前後で推移し、従業者数は平成21年、26年と約25,500人となっています。

平成26年の調査では1,635の事業所があり、そのうち製造業が562(34.3%)と、ものづくりのまちとして本町の特徴となっています。

⑫ 事業所・従業者数の推移



資料：事業所・企業統計調査(～平成18年)、経済センサス基礎調査(平成21・26年)

⑬ 事業所の産業、規模別内訳

	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
総数	1,635	717	353	247	135	90	53	31	9
農業、林業	8	2	—	2	1	2	—	—	1
建設業	122	59	34	16	7	4	2	—	—
製造業	562	241	121	86	40	34	23	15	2
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	1	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	—	2	1	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	122	17	23	22	22	17	14	6	1
卸売業、小売業	338	141	83	57	33	15	5	3	1
金融業、保険業	14	5	3	3	2	—	—	—	1
不動産業、物品賃貸業	63	46	8	8	—	—	—	—	1
学術研究、専門・技術サービス業	18	8	5	4	1	—	—	—	—
宿泊業、飲食サービス業	113	53	21	21	11	6	1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	60	34	10	5	4	2	3	1	1
教育、学習支援業	30	16	4	—	6	3	1	—	—
医療、福祉	48	15	12	6	4	5	2	3	1
複合サービス事業	4	1	1	1	1	—	—	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	121	76	24	13	3	1	2	2	—
公務(他に分類されるものを除く)	7	2	1	2	—	1	—	1	—

資料：平成26年経済センサス基礎調査

(9) 製造業の事業所・従業者数等の推移

本町の製造業（従業者数4人以上）の事業所・従業者数の推移をみると、平成18～20年頃をピークに減少傾向にあります。また、製造品出荷額等についても、平成20年以降減少しています。

⑭ 製造業の事業所・従業者数、製造品出荷額等の推移

(事業所・人・百万円)

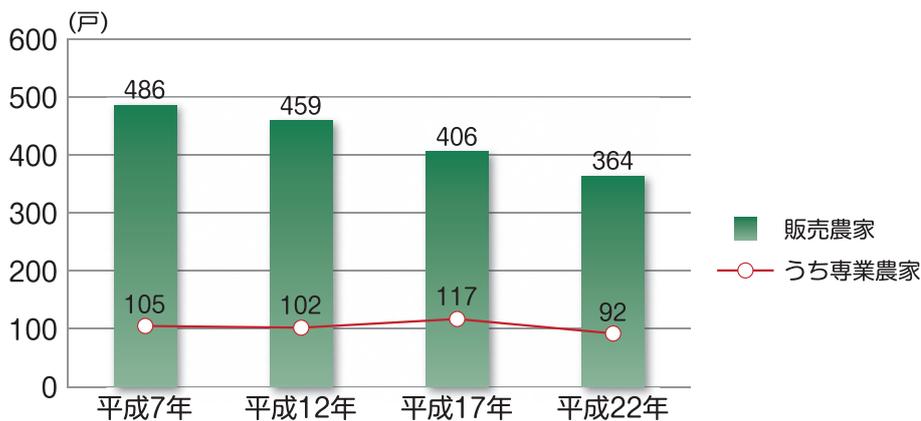
	平成14年	平成18年	平成19年	平成20年	平成24年	平成25年
事業所数	283	339	327	316	275	249
従業者数	7,605	9,044	9,184	8,782	7,284	7,467
製造品出荷額等	169,268	231,852	242,717	244,840	201,369	189,321

資料：工業統計調査（従業者数4人以上対象）

(10) 農家等の推移

本町の販売農家は平成7年には486戸ありましたが、平成22年には364戸と、15年間で約25%も減少しています。

⑮ 販売農家、経営耕地面積等の推移



	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
販売農家 (戸)	486	459	406	364
うち専業農家	105	102	117	92
兼業農家	381	357	289	272
経営耕地面積 (販売農家) (ha)	483	462	441	416

資料：農林業センサス

(11) 卸売業、小売業の推移

卸売業、小売業とも、商店数については平成16年をピークに減少していますが、小売業の年間商品販売額は平成26年で最も高くなっています。また、小売業の周辺市町からの吸引力をあらわす中心性指標については、2.81と府内第1位となっています。

⑯ 卸売業・小売業の事業所・従業者数、年間商品販売額の推移

		平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年
卸売業	商店数(店)	124	133	119	78	79
	従業者数(人)	1,622	1,496	1,471	893	1,033
	年間商品販売額(百万円)	90,494	87,859	96,530	79,984	92,733
小売業	商店数(店)	203	208	197	120	161
	従業者数(人)	2,615	2,260	2,242	1,221	1,942
	年間商品販売額(百万円)	43,749	46,167	52,803	40,648	62,144

資料：商業統計調査(～平成19年、平成26年)・平成24年経済センサス活動調査

⑰ 久御山町と近隣市における中心性指数

	久御山町	京都市	宇治市	城陽市	八幡市	京田辺市	大阪市
年間商品販売額(百万円)	40,648	1,594,602	108,720	45,332	54,341	34,571	3,707,196
人口(人)	15,914	1,474,015	189,609	80,037	74,227	67,910	2,665,314
中心性指数	2.81	1.19	0.63	0.62	0.81	0.56	1.56

資料：平成24年経済センサス活動調査

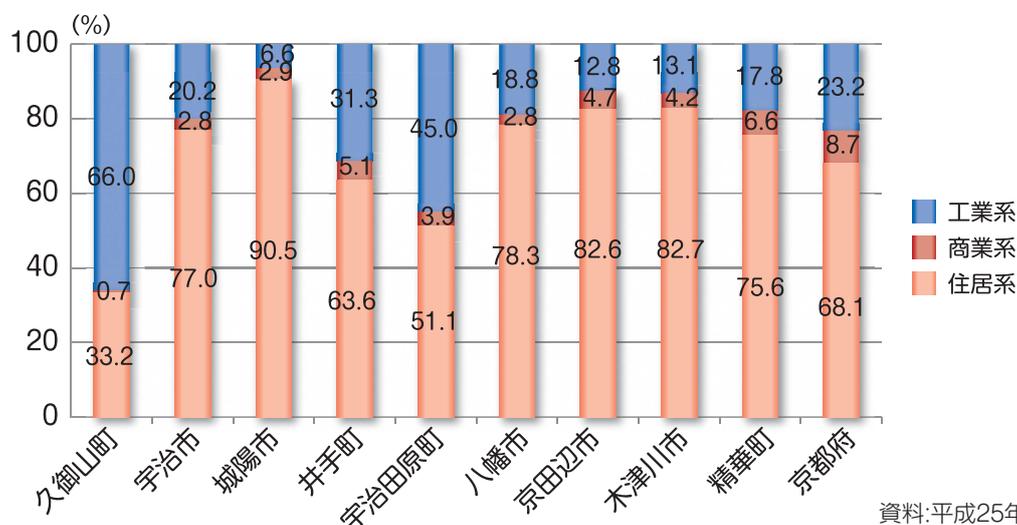
(12) 土地利用(都市計画)の状況

本町はすべて都市計画区域(1,386.0ha)にあり、そのうち市街化区域の面積は405.9ha、市街化調整区域の面積は980.1haとなっています。

市街化区域内の主な土地利用を定める用途地域は、住居系が134.9ha、商業系が3.0ha、工業系が268haとなっています。人口の受け皿となる住居系用途地域の面積が市街化区域全体に占める割合は33.2%(京都府平均68.1%)で、用途地域を定めている京都府内の市町のなかで最も低くなっています。

一方、工業系用途地域の面積の割合は66.0%で、京都府内で最も高くなっています。

⑱ 久御山町と近隣市町における用途地域面積の割合



資料：平成25年京都府統計書

※中心性指標：例えば久御山町なら(久御山町の小売年間販売額/久御山町の人口÷京都府の年間小売販売額/京都府の人口)で、1.0を超えると町外からの消費超過となり、数値が大きいほど、町外から消費を吸引していることを表す。

4 町をとりまく社会動向

人口減少や少子高齢化社会の進行をはじめ、わが国を取り巻く社会経済情勢は年々変化しています。近年の社会経済情勢等の新たな動向について、まちづくりを進めるにあたって踏まえるべき大きな視点を整理します。

(1) まち・ひと・しごと創生について

平成20(2008)年に始まった日本の人口減少は、今後、少子高齢化を伴いながら加速度的に進行していくことが予想されています。平成26年5月に日本創成会議が行った試算では、現在の出生率が続くと概ね30年後の若年女性は約7割に低下し、地方で暮らす女性が大幅に減ることで全国の自治体の半分が「将来消滅する可能性がある」として発表されました。そのなかで本町についても、消滅可能性都市として位置付けられたところです。

こうしたなか、国においては、平成26(2014)年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成72(2060)年に人口の将来展望と1億人程度の人口の確保をめざす「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、その実現に向けて平成27(2015)年から5年間の施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、地方公共団体に、人口の将来展望を示す「地方人口ビジョン」及び地域の活性化と人口問題対策を示す「地方版総合戦略」の策定が求められました。

国の長期ビジョンにおいては、人口減少に対応するため『東京一極集中』の是正「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの基本的視点が示されています。

また、京都府においては、京都流地域創生として、「文化創生」という理念を強く打ち出されています。本町においても同様に人口減少に直面しており、その処方せんとしてこのまち・ひと・しごと創生の取組を進めます。



(2) 新たな経済圏の形成や多文化交流の進展

情報通信や交通網の発展、経済のグローバル化により、ひと、もの、文化、情報などの交流が地球規模でますます広がっています。

経済分野においては、国内と世界との相互依存が深まり、企業間の交流が進む一方、アジア・太平洋における自由で公正な「一つの経済圏」構築に向けた環太平洋パートナーシップ協定(TPP)発効に向けた取組が国において進められています。TPPについては、平成27年10月に参加12カ国間において大筋合意がなされ、11月に国においてTPP関連施策大綱が決定されました。TPPがもたらす効果として、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業の後押しや、貿易、投資が促進され、新たな商品やサービス提供に向けたイノベーションによる国内の産業拠点への投資、高付加価値化などによる経済成長が期待されています。しかし一方で、農林水産業関係においては、関税削減による長期的な影響、あるいは製造業の海外移転による産業のいっそうの空洞化などが懸念されています。ものづくり企業や農業、商業などの産業が活発な本町にとっては、TPP協定発効後の影響や国による施策展開には十分に注視する必要があります。

また、観光分野においては、訪日外国人旅行者が平成27年1月から11月までで1,800万人近くに達し、平成22年の約860万人から大幅に増加しています。都市別では特に、本町に隣接する京都市は全国トップ水準にあります。2020年東京オリンピックを控え、今後も観光客の増加が見込まれ、交流人口や観光消費の伸びが新たな雇用や地域経済の成長に結びつくことが期待されます。事業所が多いことにより昼夜間人口比率が高い本町ですが、観光や知名度の面では十分とは言えないところもあり、交流人口の拡大のための視点が重要です。

(3) まちづくりの政策の動向

近年の急速な人口減少と高齢化により、多くの地方都市では、地域産業の停滞や住宅・店舗等の郊外立地による市街地の拡大、行政の厳しい財政状況下における住民の生活を支えるさまざまなサービスの提供の維持が懸念されています。このような背景のもと、国においては、今後も都市を持続可能なものとしていくため、都市の部分的な問題への対応ではなく都市全体の観点からの取組が必要として、「コンパクトシティの形成」が進められています。その中でも、福祉・医療政策では高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築や、地域公共交通政策では地域の特性に応じた生活交通の確保維持や快適で安全な公共交通の構築による「地域公共交通ネットワーク」の形成などがあり、コンパクトな拠点とネットワークの構築(限られた資源の集中的・効率的な利用)による持続可能な都市・社会の実現をめざしていくことが重要とされています。本町は町域がもともとコンパクトなまちであることから、あらためてその特性を生かした取組により、持続可能なまちづくりを進めることが必要です。



(4) 広域インフラ整備の進展

平成27年7月に、着工以来34年を経て久御山町から宮津市まで延長約100kmで結ぶ京都縦貫自動車道が全線開通しました。この京都縦貫自動車道の開通により、京都北中部と京都南部のアクセスが密になり、人やものの流れ、地域振興など新たな活性化が期待されます。また、新たな国土軸として大津市から神戸市までを結ぶ新名神高速道路については順次事業が進められており、京都府域ではまずは城陽市から八幡市までの約3.5kmについて平成28年度中の開通が予定されています。本町が位置する京都府南部は、近畿圏の交通の要衝地として生産と消費の一大集積地としてダイナミックに変動することが見通されます。

本町にとっては、これまでの京滋バイパスや第二京阪道路などの広域幹線道路開通に加え、さらなる利便性向上が図られることとなり、交通の要衝地としてますますの発展が期待できるとともに、この機を逃さないことが重要です。



5 まちづくりの主要課題

第5次総合計画策定に向けては、本町を取り巻く近年の社会経済情勢等の変化や第4次総合計画期間における取組から、以下の主要な課題を抽出し、これら課題に対応した総合計画の策定をめざすこととしました。（平成26年5月策定方針）

(1) 住民等との協働と連携のまちづくり

平成23年の地方自治法改正をはじめ、国においては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするための地域主権改革が推進されています。

地域の実情に応じた課題解決を図り、自らの発想で特色を持った地域づくりを行うためには、行政のみならず住民や企業等がそれぞれの役割と責任のもと「協働と連携」によるまちづくりが必要です。

また、地域においては、人口減少や少子高齢化、単身高齢世帯の増加、価値観の多様化などに伴い地域の連帯感が希薄化し、自治会加入率も年々微減しつつあります。地域における自治会活動や各種まちづくり活動が活性化しやすいまちづくりが必要です。

(2) 安全・安心のまちづくり(防災)

本町は、町域の大部分が宇治川と木津川に挟まれた低地にあるため、宇治川の決壊や古川の溢水など、幾度となく浸水被害を受けてきました。昭和28年の台風13号による豪雨では宇治川が決壊し、大水害が発生しています。また、平成24年8月の京都府南部豪雨、平成25年9月には台風18号に伴う記録的な豪雨により大雨特別警報が発表されるなど、近年の集中豪雨では、これまでの想定を超える雨量が観測されています。

宇治川・木津川に挟まれた本町にとっては、水害を起こさないための内水の排除対策が大きな課題です。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成24年には南海トラフ巨大地震による被害想定が公表されるなど、地震も含めた大規模な自然災害に対するまちづくりが必要です。



(3) 魅力あるまちづくり(土地利用構想・公共交通)

第4次総合計画においては、土地利用構想に「住街区促進ゾーン」を位置づけ、快適な住宅地の形成による定住性の高いまちづくりをめざしてきたところです。しかし、近年の社会経済情勢や町の財政状況の変化の中、引き続いて住宅施策を中心にめざしていくことについては十分な検討が必要な状況にあります。また、本町は、京滋バイパスや第二京阪道路などの広域幹線道路が整備された恵まれた地域にあります。この立地特性を生かした地域産業の活性化など、更なる都市的土地利用の検討を行い、魅力あるまちづくりが求められています。

一方、国においては、減反制度の廃止方針が出されるなど急激な農業施策の見直しが進められています。都市的土地利用と農用地利用については、十分な社会経済状況の見極めが必要です。

また、本町は、道路交通網は発達していますが、鉄道駅がないことから公共交通機関はバス交通のみとなっています。町唯一の公共交通機関としてバス交通は必要不可欠なものですが、町の巡回バス「のってこバス」については、車両耐用年数が過ぎていること、利用者が伸び悩んでいることや運行経費などの課題(*)があります。本町に適した公共交通のあり方について、十分な検討が必要です。（※巡回バスについては平成27年12月に運行を終了し、デマンド乗合タクシーの運行を開始しています。）

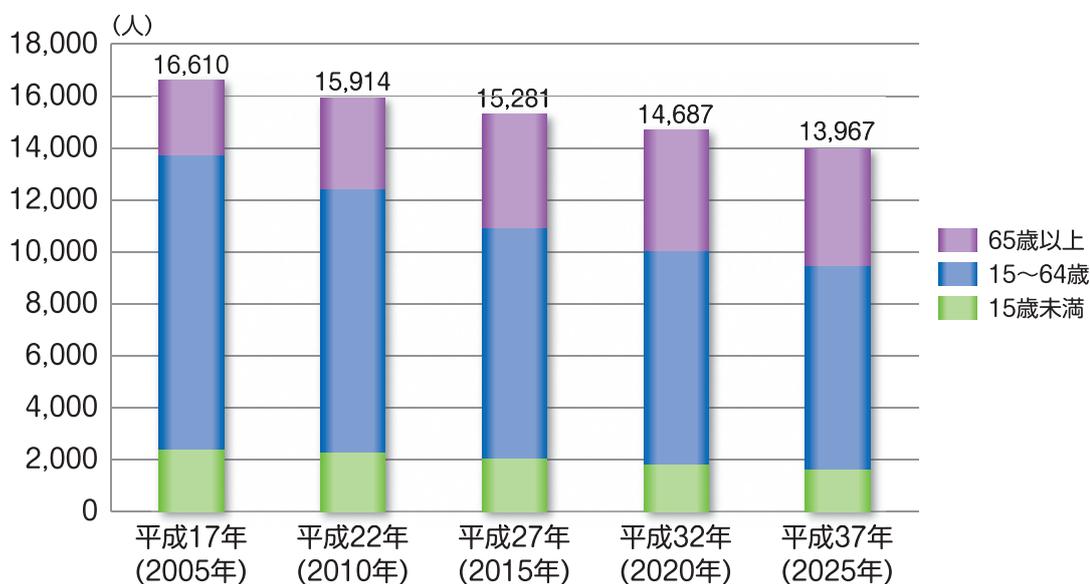
(4) 少子高齢化と人口減少社会

本町の人口は、平成22年国勢調査では15,914人となっており、その結果をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、平成37年には13,967人という推計が出されています。また、65歳以上人口については、平成22年国勢調査では3,532人ですが、平成37年推計では4,540人となっており、65歳以上人口の割合は、32.5%にもなります。

国においては、子育て支援や医療・介護サービスなどの社会保障制度改革が推進されていますが、子育てに対する不安、高齢期の医療や介護の不安、社会的なつながりに対する不安など、少子高齢化と人口減少社会におけるまちづくりの課題は多様化しています。

また、0歳から14歳以下の人口は、平成22年国勢調査では2,263人ですが、平成37年推計では1,594人まで減少します。急速な子どもの減少が見込まれるなか、幼児期の保育や教育施設の効率的・計画的な整備が必要です。

① 年齢3区分による人口推移と将来推計



(人)

	国勢調査		国立社会保障・人口問題研究所推計		
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)
65歳以上	2,917	3,532	4,403	4,675	4,540
15歳～64歳	11,316	10,119	8,858	8,214	7,833
0～14歳	2,377	2,263	2,020	1,798	1,594
計	16,610	15,914	15,281	14,687	13,967

6 まちづくりアンケート等の結果について

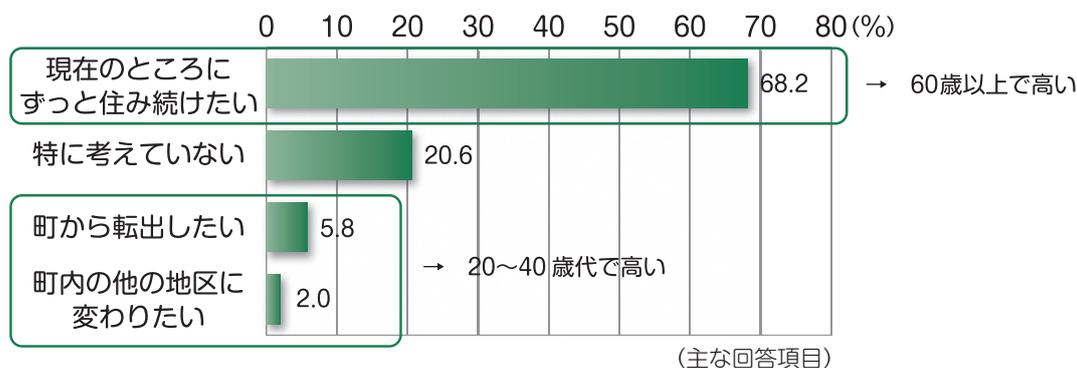
第5次総合計画の策定にあたり、住民の定住意向をはじめ、これまでのまちづくりに対する評価、今後のまちづくりの方向性などを把握し、その結果を計画に反映させていくため、各種まちづくりアンケート調査やまちづくりプラン会議を実施しました。

(1) 住民アンケートから

平成26年7月に20歳以上の住民を対象としたアンケート調査を実施しました。(配布2,470人、回答913人、回収率37.0%)

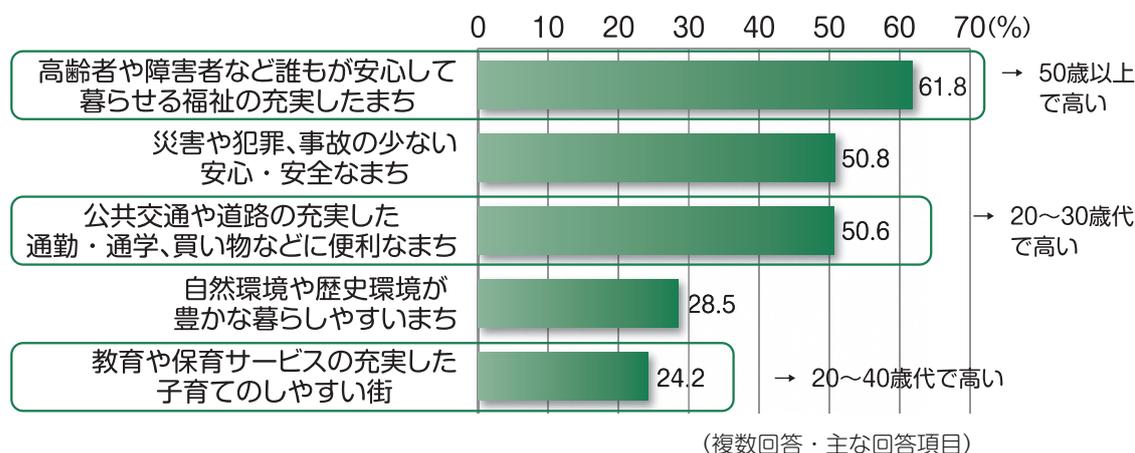
① 住民の定住意向

定住意向では、「現在のところにずっと住みたい」が約7割を占めており、年齢では60歳代、70歳以上が高くなっています。「町から転出したい」または「他の地区にかわりたい」は合わせて約8%と低いですが、20～40歳代が高くなっています。



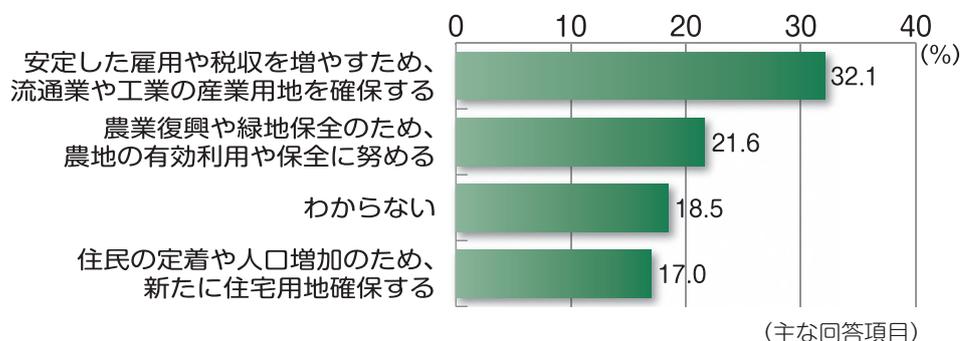
② まちの将来像

「高齢者や障害者など誰もが安心して暮らせる福祉の充実したまち」を望む人が最も多く、特に50歳以上で高くなっています。続いて「災害や犯罪、事故の少ない安心・安全なまち」、「公共交通や道路の充実した通勤・通学、買い物などに便利なまち」がそれぞれ約5割を占めています。後者については、20歳代や30歳代の割合が高くなっています。また、20～40歳代では、「教育や保育サービスの充実した子育てのしやすいまち」が高くなっています。



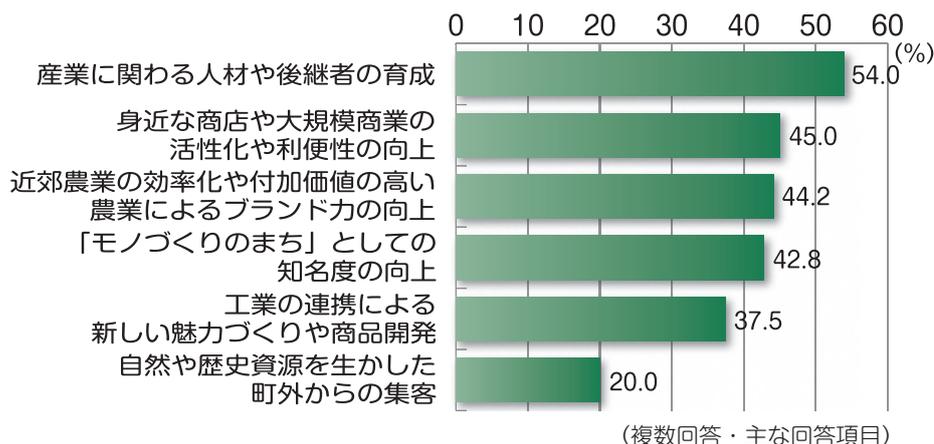
③土地利用で重視すること

「安定した雇用や税収を増やすため、流通業や工業の産業用地を確保する」が約32%と最も高く、次いで「農業復興や緑地保全のため、農地の有効利用や保全に努める」が約22%を占めています。



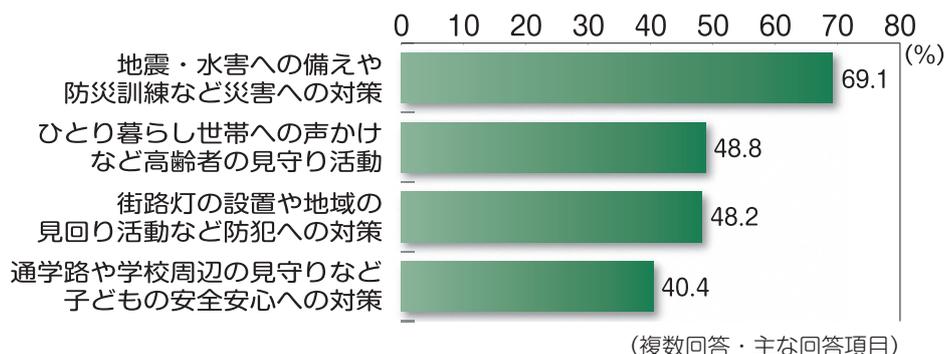
④地域産業の活性化のために重視すべき取組

「産業に関わる人材や後継者の育成」が54%で最も高くなっています。次いで「身近な商店や大規模商業の活性化や利便性の向上」が45%、「近郊農業の効率化や付加価値の高い農業によるブランド力の向上」が約44%、「モノづくりのまち」としての知名度の向上」が約43%を占めています。



⑤まちの安全・安心について、重視すべき取組

「地震・水害への備えや防災訓練など災害への対策」が約7割を占めています。次いで「ひとり暮らし世帯への声かけなど高齢者の見守り活動」が約49%、「街路灯の設置や地域の見回り活動など防犯への対策」が約48%と続いています。



⑥町の魅力(自由記述)

本町の魅力については、「守りたい景色・風景」に関する内容が最も多く、その中でも「木津川の流れ橋」など木津川に関する意見が最も多く、次いで、田園風景や巨椋池の自然、桜並木が魅力であるという意見がありました。次いで、「特産品」に関する内容が多く、「淀大根」や「九条ネギ」など野菜が魅力であるという意見がありました。



淀大根



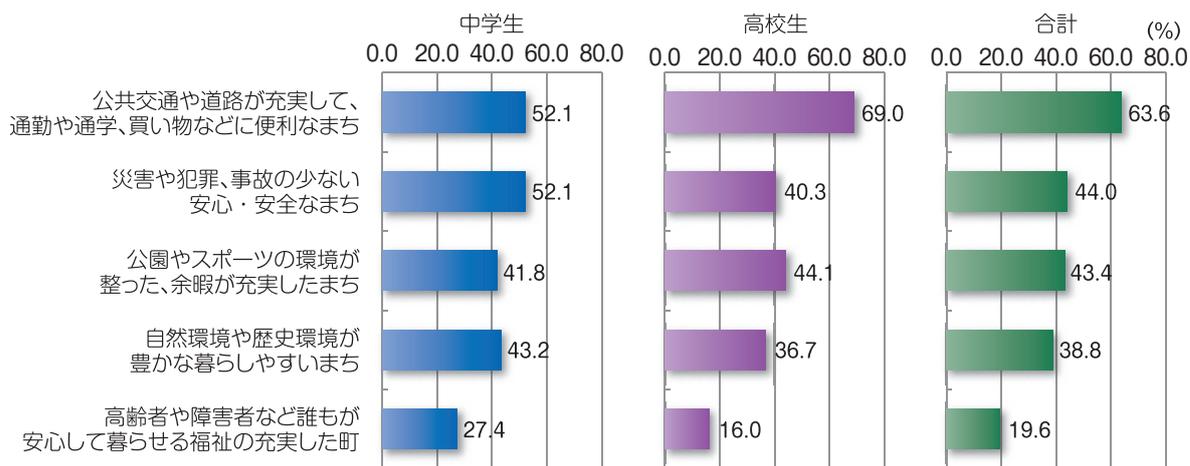
木津川の流れ橋

(2) 中高生アンケートから

平成26年7月に次世代を担う久御山中学校3年生と久御山高等学校3年生を対象としたアンケート調査を実施しました。(回答459人：中学生146人、高校生313人)

①まちの将来像

「公共交通や道路が充実して、通勤や通学、買い物などに便利なまち」が約64%と最も高く、次いで、「災害や犯罪、事故の少ない安心・安全なまち」が44%、「公園やスポーツの環境が整った、余暇が充実したまち」が約43%と続いています。



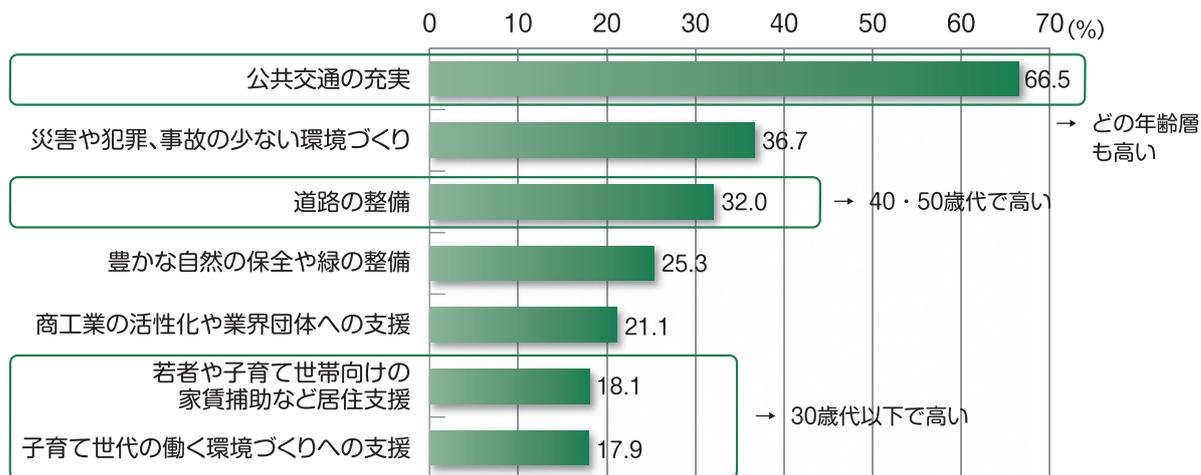
(複数回答・主な回答項目)

(3) はたらく人へのアンケートから

平成26年8月に本町の特色である産業の活性化に向け、町内事業所の就業者を対象としたアンケート調査を町商工会と実施しました。(配布2,806人、回答1,036人、回収率36.6%(ホームページ回答9人除く))

①町に対する期待

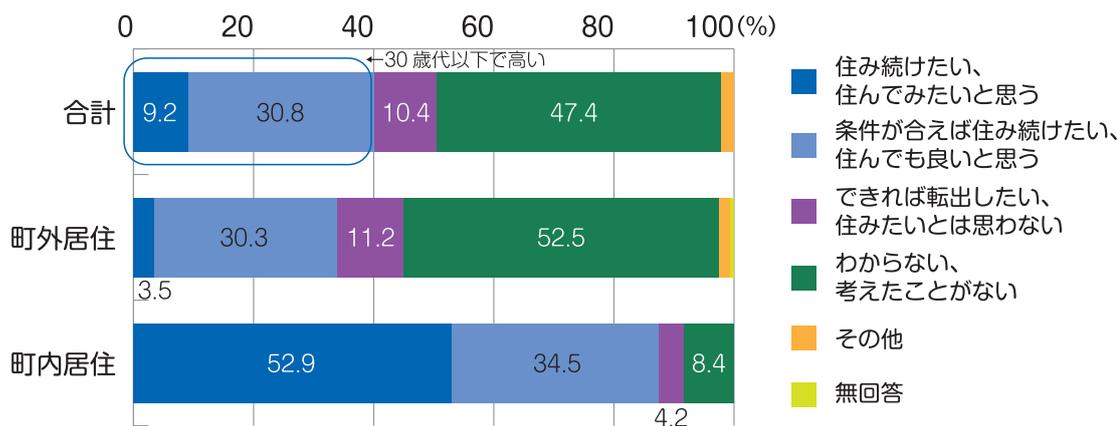
「公共交通の充実」が約67%と最も高く、次いで、「災害や犯罪、事故の少ない環境づくり」が約37%、「道路の整備」が32%と続いています。



(複数回答・主な回答項目)

②町への居留意欲

「住み続けたい、住んでみたいと思う」が約9%、「条件が合えば住み続けたい、住んでもよいと思う」が約31%で、4割の人が町への居留意欲がありますが、町外に居住する人に限ると、約34%になります。年齢別では、10・20歳代では約43%、30歳代では約48%と居留意欲が高くなっています。



(4) まちづくりプラン会議から

平成26年8月から12月にかけて、まちづくり全般について自由な意見をいただくため、「まちづくりプラン会議」を設置し、公募等による20名の住民や町内就業者の方が、これからのまちづくりについて検討され、意見を出し合われました。

■まちづくりプラン会議とりまとめ

子どもを中心にシビックプライド(郷土愛+コミュニティに属していることの誇り)を導き、久御山の魅力を住民が知り、町外にも発信することが大事。



① 町内にはさまざまな企業が立地している。企業と連携して、子どもの就労観や職業観を育成することが必要。また、企業にとっては若い人材の確保、育成も必要。町で生まれ育った子どもが町内で就職し、町で暮らし続けることへつながっていくように。

② 町の行事や地域の催しなど、いろいろなイベントで相乗効果がねらえるようなPRや開催の工夫が必要。地域の子どものと接する機会を増やし、地元意識を醸成するとともに、地域活動の魅力が伝えられるように。また、町が活性化し、町外にも広くPRできるように。



The background features several overlapping circular patterns in shades of blue. These patterns consist of concentric rings, some solid and some dotted, creating a sense of depth and movement. The overall aesthetic is clean and modern, typical of a corporate or technical presentation.

基本構想

基本構想

1 まちの将来像

これからの久御山町がめざしていくまちの姿を、次のとおり「まちの将来像」として掲げます。

つながる心 みなぎる活力 京都南に「きらめく」まち
～ 夢いっぱい コンパクトタウン くみやま ～

(1) まちの将来像への想い

● つながる心…

本町は、平成15年に京滋バイパスと第二京阪道路が開通し、久御山ジャンクションを中心に近畿圏における交通結節点として大変利便性の高いところにあります。平成22年には、その交通の要衝地において「ものづくりのまち久御山」を情報発信し、新しい地域力の創出をめざした「まちの駅 クロスピアくみやま」を開設しました。

また、人口減少社会に突入し、コミュニティの希薄化が懸念される今、人と人とのつながりが大切です。

町に住んでいる人、町で働いている人、町を訪れる人の心と心をつなげ、また、京都南に位置する久御山町が近くから遠くまで多くのまちをつなげていく願いを込めています。

● みなぎる活力…

本町は、ものづくりのまちとして、また、農業のまちとして今後も発展していくためには、利便性の高い道路網を生かし、活力ある産業を育成していくことが必要です。

あわせて、少子高齢化により若者が減少し、さらには人口が減少していく中、この町で暮らす人々がいつまでも健やかでいきいきと活動できるようにするとともに、人々が集う町として、まちを活性化させる力も必要です。

人と人がつながり、結束力が高まる。そして、すべての営みに活力がみなぎっていく願いを込めています。



● 京都南に「きらめく」まち…

本町には、さまざまな魅力がありますが、まちの認知度は高くありません。まちの活性化を図り、新たな人口や産業の定着・誘導を進めるためには、積極的な情報発信が必要です。

また、住んでいる人々や働いている人々が、まちに対して誇りや愛着を持つシビックプライドの醸成により、一人ひとりがより良いまちにしていく心も大切です。

町に住んでいる人、町で働いている人、町を訪れる人の心がきらめき、また、京都南の玄関口に位置した久御山町がきらめく願いを込めています。

● 夢いっぱい コンパクトタウン…

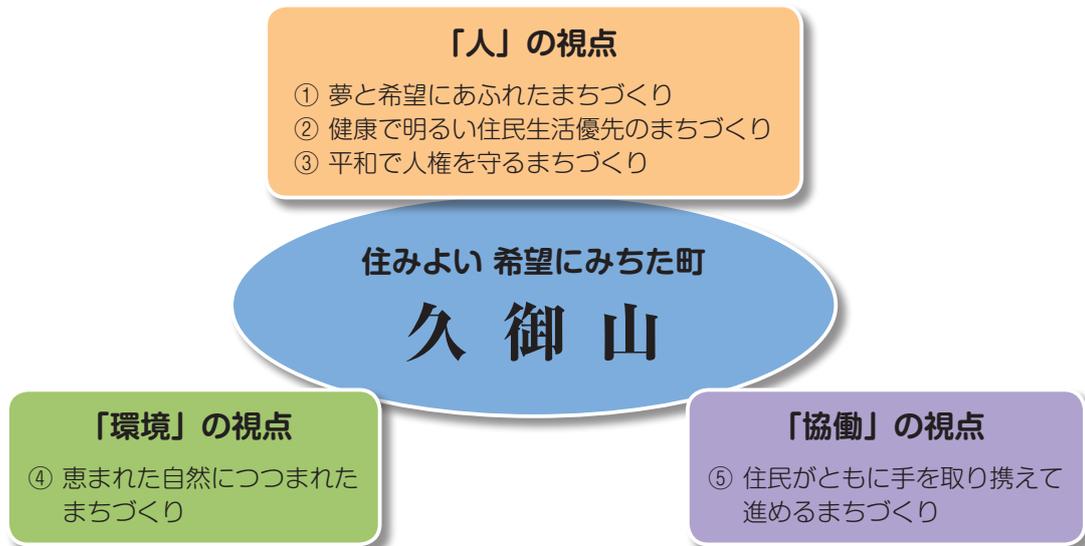
本町の面積は13.86㎢で、東西は約3.5km、南北は約4.3kmと非常にコンパクトなまちです。また、地勢的にも宇治川と木津川に挟まれた山城盆地の低地にあることから、起伏のない平坦なところにあります。本計画におけるまちづくりの主要課題である人口減少や少子高齢化対策、産業の活性化などについて、コンパクトでフラットなまちだからこそ相互に連携しながら出来ることがたくさんあると考えられます。

健康で明るい生活、恵まれた自然、元気な産業など、夢がいっぱい詰まったまち、子どもたちが将来この町で暮らし続けたいと思える「夢いっぱいコンパクトタウン」をキーワードに、まちづくりを推進する思いを込めています。



(2) まちづくりの基本理念

本町では、これまでの総合計画において、昭和50年に制定した住民憲章に掲げる5つのまちづくりからなる「住みよい 希望にみちた町 久御山」をまちづくりの基本理念としてまちづくりを進めてきました。第4次総合計画においては、この基本理念から“人”、“環境”、“協働”の3つの視点をキーワードとしてきたことから、第5次総合計画においても、この3つの視点と「住みよい 希望にみちた町 久御山」をまちづくりの基本理念として踏まえます。



2 目標年次

基本構想の目標年次については、近年の急速な社会経済情勢の変化や人口減少社会を考慮し、平成28年度から10年後の平成37年度とします。

目標年次：平成37年度(2025年度)



3 まちづくりの目標（基本目標）

まちの将来像『つながる心 みなぎる活力 京都南に「きらめく」まち ～ 夢いっぱい コンパクトタウン くみやま ～』を実現していくため、次のとおり9つのまちづくりの目標（基本目標）を掲げます。

- 1 魅力と個性にあふれた強い産業を育みます
- 2 人と企業が定着したくなる基盤を整えます
- 3 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくります
- 4 地域の力を結集した教育を進めます
- 5 人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます
- 6 だれもが住みなれた場所でいきいき暮らせる地域をつくります
- 7 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます
- 8 地域力を生かした協働のまちづくりを進めます
- 9 健全で安定した行財政運営を継続します



宮ノ川南公園

4 土地利用構想

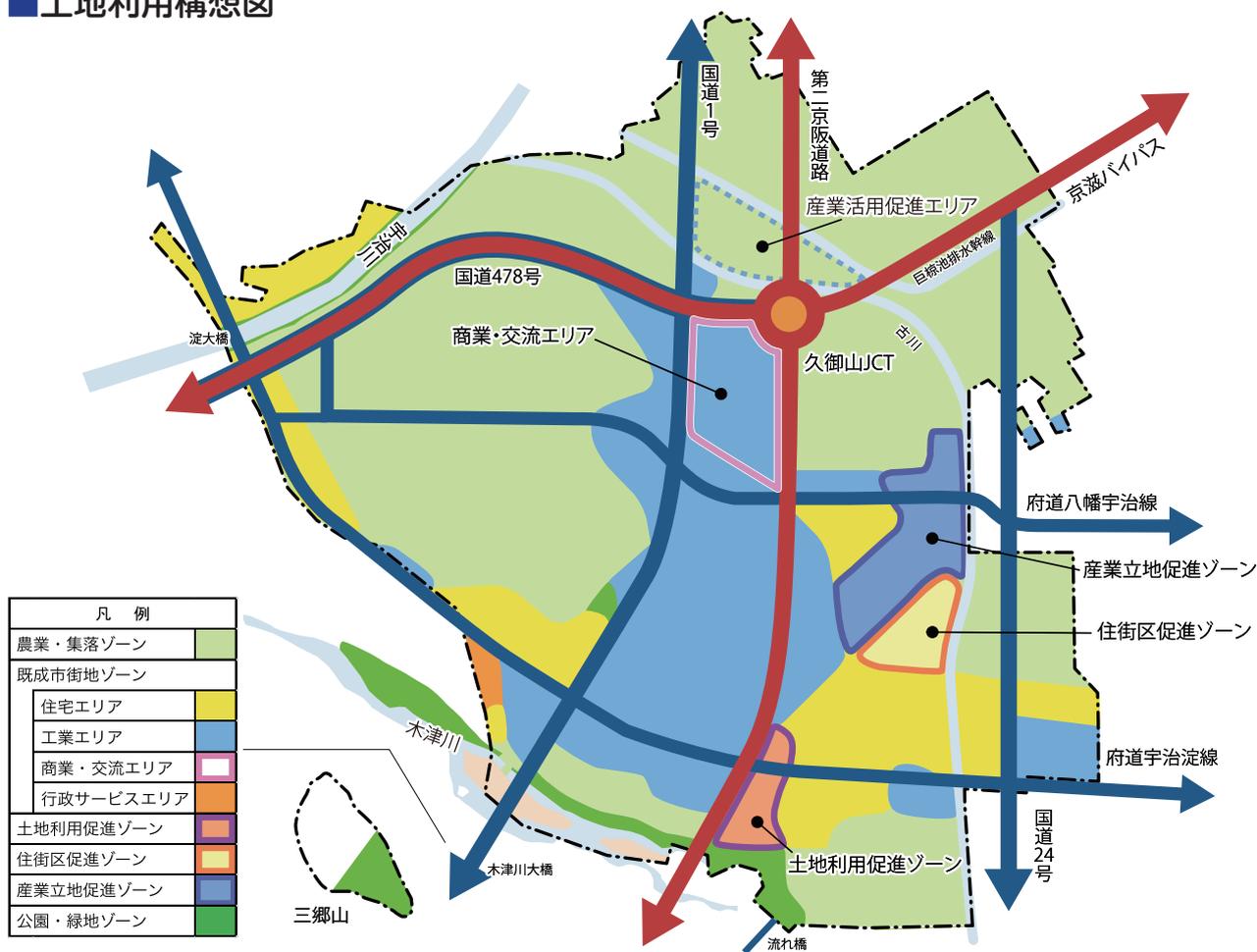
将来の土地利用については、大都市近郊で展開される農業を行うための農地を保全するとともに、京滋バイパスや第二京阪道路などの広域幹線道路による地域特性を生かした産業活動を活性化するための土地利用をめざします。また、人口減少社会の中、町内のコミュニティを維持するとともに、本町の特徴である子育て世代の転出を抑制するため、定住性を高めるための土地利用を促進します。

そこで、町内を農業・集落ゾーン、既成市街地ゾーン、土地利用促進ゾーン、住街区促進ゾーン、産業立地促進ゾーン、公園・緑地ゾーンの6つのゾーンと産業活用促進エリアに区分し、それぞれの土地利用の方向を次のとおりとします。

なお、佐古三条・東角・清水周辺については、将来的に、社会経済動向をみながら土地利用を検討します。

土地利用ゾーン		土地利用の方向
農業・集落ゾーン		農業生産基盤の整備や農地の保全を図るとともに、集落の住環境の向上を図ります。
既成市街地ゾーン	住宅エリア	市街化区域の住居系用途地域を中心とする区域で、各用途地域に基づき適正な建築活動の誘導を図るとともに、居住環境の充実を図ります。
	工業エリア	市街化区域の工業系用途地域を中心とする区域で、周辺の住環境に配慮しつつ、工業活動の増進を図るとともに、工業地環境の向上を図ります。
	商業・交流エリア	大規模商業施設と一体となって、バスターミナルをはじめとする「まちの駅クロスピアくみやま」の利用を促進し、魅力とにぎわいのあるまちの交流拠点機能の充実を図ります。
	行政サービスエリア	町役場、消防本部等が集積する区域で、住民サービスの充実を図ります。
土地利用促進ゾーン		市街化区域拡大の検討とあわせて、幹線道路の沿道機能活用や定住促進を図るとともに、医療施設や周辺の住環境に配慮した土地利用を促進します。
住街区促進ゾーン		市街化区域拡大の検討とあわせて、周辺の住環境や公共施設と調和した定住促進を図るための快適な住宅地形成を促進します。
産業立地促進ゾーン		市街化区域拡大の検討とあわせて、周辺の住環境に配慮した産業活動の活性化を図るための土地利用を促進します。
産業活用促進エリア		久御山ジャンクション北側周辺については、社会経済動向をみながら、交通結節点という利点を生かした産業流通施設などの土地利用を検討・促進します。
公園・緑地ゾーン		久御山中央公園や木津川の河川緑地等の区域で、環境保全、レクリエーション、防災、景観機能の整備・充実を図るとともに、良好な親水空間の確保を図ります。

■土地利用構想図



基本構想



久御山ジャンクション

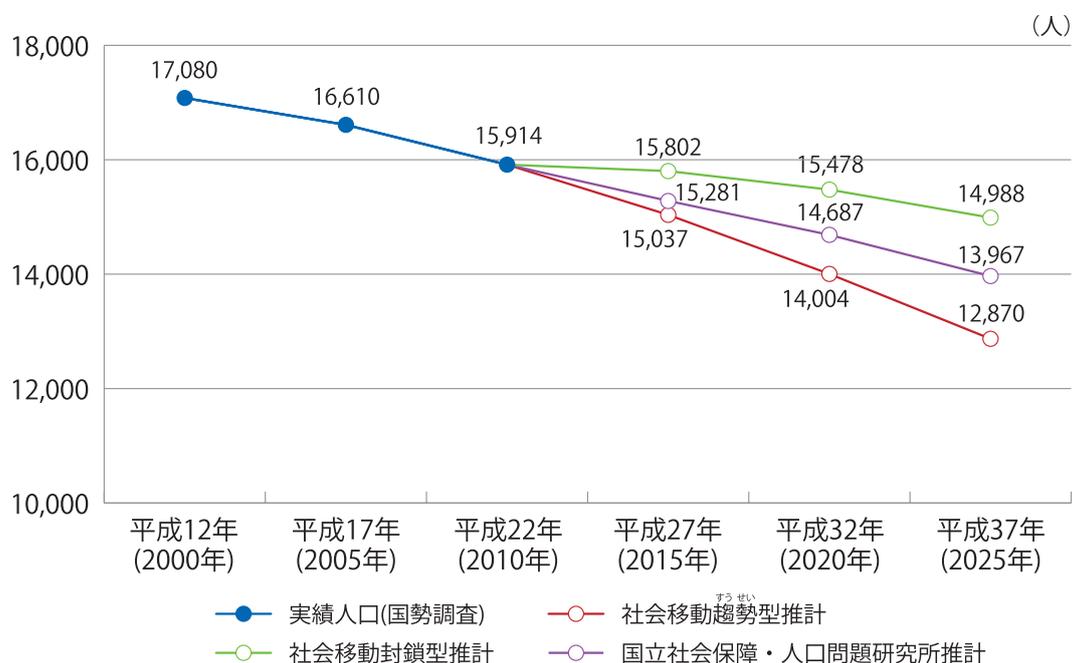
5 人口フレーム

(1) 人口フレーム

本町の人口は、昭和60年(国勢調査)の19,136人をピークに減少を続け、平成22年では、15,914人となっています。少子高齢化に加え、本町の人口動態の特徴として、自然動態では近年でも微増している年がありますが、社会動態では転出が多く、特に20~30歳代の年齢層における転出超過が大きいことにより人口減少が続いています。

平成25年3月に示された「日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)」による平成37年推計人口は、13,967人となっています。

① 平成22年までの国勢調査をもとにした人口推計



しかし、今後のまちづくりにおいては、福祉分野や地域自治において、自助、共助を実現する地域コミュニティの維持・活性化は不可欠であり、また、一定の人口規模がなければ、商業をはじめ、民間サービスの撤退など社会サービスの維持を困難にすることが予想されます。

そこで、市街化区域における既存住宅地の有効活用を促進するとともに、職住近接や若い世代の住宅需要に対応した新たな住宅地を確保するための土地利用を計画的に推進し、目標年次の平成37年におけるめざす人口フレームを16,000人と設定します。

この人口フレームをめざした定住促進施策を積極的に推進します。

平成37年度(2025年度)：16,000人

(2) 昼間人口フレーム

本町は、町内に立地する事業所が多いことから、近隣市町からの流入により昼間人口が多く、平成22年の国勢調査では、昼夜間人口比率が174.8%と、全国の市町村（20大都市の各区を除く）では第3位の高さにあります。

そこで、従来の人口フレームとあわせ、新たに、本町の特色である産業活力を維持するための「昼間人口フレーム」を定めることとし、近年の昼間人口を勘案し、目標年次の平成37年における昼間人口フレームを28,000人と設定します。

本町の発展を支えてきた商工業や農業など地域産業の発展と、働きやすいまちを実現するための施策を積極的に推進します。

平成37年度 (2025年度) : 28,000人

② 国勢調査昼夜間人口比率等の経過



(昼夜間人口比率算出において、平成12年までは年齢不詳除く)

社会移動^{すうどう}趨勢型推計：ある期間における男女年齢別の「自然動態」（出生と死亡）と「社会動態」（転出入）という2つの「人口変動要因」をそれぞれ仮定し、推計する方法。
社会移動封鎖型推計：転出入が一切なく自然動態のみで人口が変化すると仮定し、推計する方法

基本構想

6 施策の大綱

まちづくりの9つの目標を達成していくため、各目標における行政経営の基本姿勢や分野別の基本施策を明らかにします。

1 魅力と個性にあふれた強い産業を育みます

大都市圏にありながら充実した都市近郊農業、中小事業所を中心とした多様性のあるものづくり、広域的に集客する商業など、本町の産業はまちの個性のひとつとなっています。

自立したまちの基礎として、また、本町の魅力と個性を創造する貴重な地域資源として、多様で強い産業が育ち、定着し続け、その魅力と個性を町内外に発信するまちをめざします。

農業では、都市近郊の優位性と農産物のブランド力を生かし、認定農業者や営農組織をはじめとする次代の担い手による農業の新たな活性化への取組を促進します。また、農産物の生産の安定化を図るため、農業基盤施設の適正な維持管理に努め、地域の農業環境の向上を促進します。

商工業では、町内事業所と住民・行政のさらなる連携を図り、事業者の主体的な取組を支援し、ものづくり企業の町内への定着と、新たな企業が進出したくなる環境整備を推進します。

また、引き続き、町内外から多くの利用者を集客する利便性の高い商業施設の集積を維持しつつ、まちの魅力を向上させるとともに、定住人口の増加に向け、地域の活性化や交流の促進をめざします。



ものづくりのまち

2 人と企業が定着したくなる基盤を整えます

本町はコンパクトな町域に住宅地、農地、工業用地、国土幹線道路が整う、うるおいと活力の二つの側面を持ったまちですが、新たな住宅地がないことや公共交通の利便性の低さなどから20～30歳代の子育て世帯など若い世代の町外転出が多くなっています。また一方では、町内企業従業者などを中心に新たな居住意向もあります。

職住近接が実現できる環境と企業集積を生かし、効率的な土地利用と、道路や公共交通の利便性、公園緑地や生活環境などの快適性をあわせ持ったコンパクトなまちをめざします。

このため、限られた土地を効果的に活用し、新たな居住や企業の事業展開の期待に応える土地利用を推進します。また、公共交通では、合理的・効率的な地域公共交通ネットワークの形成を推進します。

道路、公園、河川、上下水道などの生活基盤では、施設の維持・保全を基本に、安全性や利便性を高めるとともに、本町の課題である内水排除に向けての治水対策を実施し、だれもが住み続けたい、企業が定着し続けたいと思うまちづくりを推進します。

また、本町の美しい自然を次代に継承していくため、住民や団体、事業所と一体となって、自然環境の保全や循環型社会づくりに取り組み、地球環境にやさしい暮らし方の啓発を図ります。

3 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくりまします

本町では待機児童0(ゼロ)の実現や子育て世帯の経済的負担に対する独自の軽減策など子育てを積極的に支援し、近年まで自然動態(出生-死亡)もプラスを維持してきました。

本町においても人口減少や少子化の流れが確実に進行するなか、人口の年齢構成と人口定着を維持するため、少子化対策、子育て支援を全町的な取組として住民・地域と協力・連携して展開し、安心して子どもを産み、育てられるまちをめざします。

このため、保育・教育ニーズに対応したサービスの提供と充実を図ります。

安全・安心な地域づくりや家庭教育の強化にまちぐるみで取り組み、「親育ち」「子育ち」を支援する環境の充実を図ります。



子育て支援の推進

4 地域の力を結集した教育を進めます

本町では、保育所・幼稚園、小学校、中学校における一貫的教育を行う久御山学園の取組を基礎に、子どもたちの「生きる力」を育む教育を進めてきました。

少子化の進行や高度情報化の進展、コミュニティの変容をはじめ、子どもの育ちを取り巻く環境が大きく変化するなか、だれもが安心して、質の高い教育を受けることができるまちをめざします。

このため、学校・保護者・地域が一体となって、子どもたちが将来「自らの夢の実現」のために自発的に学習し、前向きに挑戦し続けられるよう、心と体を鍛え、人や社会とつながって、自立した心豊かな人間に成長できるよう教育活動を展開します。

また、希望するすべての子どもが就学前教育を受けることができる機会づくりを推進するとともに、就学前から中学校卒業までを見通した学力の充実・向上を図ります。

いじめを早期発見し、不登校を早期解消できるよう学校の教育支援体制を向上し、安全で安心して学べる教育環境づくりを推進します。



(仮称) さやまこども園(イメージ)

5 人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます

本町では、学びの成果を豊かな地域づくりに反映していくため、世代を超えてさまざまな活動に参加できる機会づくりや住民、企業、行政の連携による生涯学習を推進してきました。

住民意識の多様化や生涯学習への関心が薄れるなか、生涯学習やスポーツのさらなる推進を通じて、人がつながり、郷土を愛する人を育むまちをめざします。

このため、町全体を大学のキャンパスのようなひとつの「生涯学習のタウンキャンパス」として位置づけ、「まなぶ」「そだてる」「つなぐ」「ささえる」という4つの視点から生涯学習の推進に取り組み、参加機会の充実や住民、関係団体、事業所、行政の連携の強化を図るとともに、町の歴史・文化資源を生かして、まちに対する住民の誇りと郷土愛を育みます。

また、同和問題や障害のある人、高齢者、女性、子ども、外国人などに対する人権侵害の根絶をめざし、住民一人ひとりが互いの人権を尊重し合う人権意識の高揚を図るとともに、平和を愛する意識を育む平和教育の推進に努めます。

加えて、男女共同参画社会や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を推進します。



まなび塾

6 だれもが住みなれた場所でいきいき暮らせる地域をつくります

これまで本町では、生涯にわたっていきいきと安心して過ごせるまちづくりに向け、食生活の改善や健康診断受診率の向上などに取り組んできました。

ライフスタイルの変化に伴う生活習慣病の増加、高齢化の進行、障害の複雑化、障害のある人とその家族の高齢化など、社会の支えを必要とする人の事情も多様化するなか、予防や早期発見を基本に、だれもが心身ともに健康で長生きできるまちをめざします。

このため、健康診断をはじめとする保健事業への意識啓発、関係団体との連携による生活環境の改善など、住民の健康寿命を伸ばす取組を推進します。

また、支援を必要とする高齢者や障害のある人の個々の状況を踏まえ、地域包括支援センターをはじめ医療機関や事業所、地域との連携のもと、住みなれた地域で自立し、生活できる仕組みと体制づくりを推進するとともに、福祉のまちを支える人材や団体の育成とその活動を支援します。



健康づくり

7 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます

本町は宇治川と木津川に挟まれ、山城盆地の中で最も低地に位置することから、水害をはじめとする自然災害への対応を中心に、安全・安心なまちづくりに積極的に取り組んできました。

近年、自然災害の激甚化、阪神淡路・東日本大震災を契機とした防災意識の高まり、犯罪や交通事故の多様化など、安全・安心に関する住民の関心が高まっており、あらゆる危険に対して自ら適切に判断し、行動できる住民や、地域の自助・共助の意識が育つまちをめざします。

このため、住民への意識啓発と、安全・安心に向けた地域が一体となった体制づくりを促進するとともに、防災・減災の基盤づくりを推進します。

また、複雑化する災害・火災や救急需要に対し、初動体制や消防力の強化を図るとともに、犯罪を抑止する地域ぐるみの防犯体制の強化や、交通安全意識の啓発と安全な道路環境の創出を推進します。

加えて、消費生活をとりまく不安が高まるなか、消費者被害の未然防止と発生時の相談体制の充実に努めます。



校区防災訓練

8 地域力を生かした協働のまちづくりを進めます

本町においては、自治会を中心としたコミュニティ活動が根づいており、これまで地域のさまざまな課題に対応してきました。

しかし近年、住民の価値観やライフスタイルの多様化に伴う自治会加入率の低下などコミュニティ意識の希薄化が危惧されており、地域住民やNPO、地元企業など多様な主体のふれあいを通じて、あらゆる住民が自ら暮らす地域に関心を持ち、参加するまちをめざします。

このため、自治会を基本にした、コミュニティ活動に対する住民への意識啓発を行うとともに、自治会や住民による地域の実情に応じた主体的な住民活動・交流活動を支援します。

NPOやボランティアなど、新たな公共の担い手としての役割が期待される人材や団体を育成するとともに、その活動を支援します。

また、住民の主体的なまちづくりへの参加を促進するため、広報誌やホームページなど多様な情報発信の手段を活用し、住民や各種団体などによるまちづくり活動や行政に関する情報をわかりやすく、迅速に発信します。



クロスピア市

9 健全で安定した行財政運営を継続します

人口減少・少子高齢化の進行や高度情報化の急激な進展など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化するなか、本町は京都府内唯一の普通交付税不交付団体として、自立した行財政運営に取り組んできました。

厳しさを増す財政状況や行政に対する住民ニーズの多様化・複雑化に対応し、今後ともさらに健全で安定した、住民に信頼される行財政運営を継続します。

このため、行政評価制度による施策や事務事業の改善をはじめ、住民サービスの最適化を図る行政改革を推進するとともに、事業や組織の単なる縮小ではなく、新たなまちづくりの課題に対して創造的・安定的に取り組むことのできる行財政運営と体制づくりを推進します。

マイナンバー制度をはじめ、情報化社会の高度化に対応した新たな行政システムの導入と活用を図ります。



公開事業診断

7 重点プロジェクト

行政各部門に横断的に絡み合うまちづくりの課題に対応するため、基本計画の中でも優先的かつ重点的な取組が必要な施策を取りまとめ、重点プロジェクトとして推進します。

重点プロジェクト1 町内定住の促進

本町の安定したまちづくりの支えでもある企業集積、買物を始めとする利便性の高い生活サービスの環境、そして安全・安心なまちづくりのためのコミュニティなどを維持していくためには、町内定住の促進による一定の人口規模と人口構成の維持が不可欠です。

そこで、町内定住を希望する人のニーズに応じた住宅・宅地の供給、鉄道へのアクセスや町内移動の利便性を担保する町内交通ネットワークの形成、豊かな緑や自然を感じられる環境づくりなど、定住基盤の充実に取り組みます。

また、コンパクトなまちの特長を生かし、まちのあらゆるところで豊かな憩いと学びの機会にあふれた、住みたくなる、住み続けたくなるまちづくりを進めます。

施策の方向性

- ① 定住促進に向けた若い世代のニーズに応じた住宅・宅地の創出
- ② 町内移動の利便性を確保するデマンド乗合タクシーの運行や新たな交通システムの検討など、移動の利便性の確保
- ③ 身近な公園・緑地の整備など、快適な環境の維持・創出
- ④ 学習やスポーツとのふれあいの場づくりなど、学びと憩いの定住環境づくり

重点プロジェクト2 産業活力の発揮

東京一極集中に象徴されるように、職場のあるところに人口も集まる傾向が強まっており、定住人口や人口の年齢構成を維持していくためにも、まちの経済を活発にしていくことは、今後の重要な課題です。そのなかでも本町は、道路交通の利便性や土地利用規制（都市計画法上の工業専用地域や住居地域等の区分）により操業環境がよいこと等の強みから、企業が育つ土壌（「ものづくりの苗処^{なえどころ}」）が整っており、ものづくりや農業、商業などの活発な産業の集積は、健全で安定したまちづくりの支えとなっています。

そこで、その土壌「ものづくりの苗処」をさらに活性化していくための指針を策定し、総合的・戦略的に産業振興を図るとともに、新たな企業・商業施設の誘致や既存中小企業の活性化、産業人材のマッチングなど、産業の更なる集積・拡大支援に取り組みます。

また、本町の特色のひとつである農業が、魅力ある産業として次代に継承される仕組みを強化します。

施策の方向性

- ① ものづくり産業の指針づくりや創業支援ネットワークの構築など、「ものづくりの苗処」をコンセプトにした戦略的なものづくり産業の振興
- ② 企業の新規進出・定着を促す産業用地の確保や企業間連携の強化、企業が求める人材の町内就業の促進
- ③ 農業を次代に継承する基盤・運営組織の強化と農産物のブランド化の推進

重点プロジェクト3 「くみやま」魅力発信

本町は大都市近郊にありながら、豊かな自然や農業環境、多様なものづくり企業の集積、歴史文化など、コンパクトなまちの中にたくさんの個性と魅力を有しています。また、京都府内唯一の普通交付税不交付団体として、充実した子育て支援施策など、独自のまちづくりを展開してきました。しかし、町外から本町は十分に認識されているとは言えず、住民にもまちの魅力や特長が伝わっていないところがあります。

そこで、定住・交流人口の確保や立地する企業の操業環境の充実のため、町の情報発信・プロモーションを強力に進め、まちのブランド力や知名度の向上に取り組みます。また、発信する情報の質を高めるため、まちの資源に磨きをかけ、新たな資源を積極的に創造していきます。

施策の方向性

- ① 効果的な情報発信・プロモーション
- ② まちの魅力(自然、歴史文化、産業等)の創造と掘り起こし



東一口桜並木

重点プロジェクト4 少子化対策と子育て支援

本町はこれまで子育て支援策の充実を図り、出生率については全国平均より比較的高いところですが、日本創成会議(平成26年5月)による推計では本町も消滅可能性都市とされ、20~39歳の「若年女性」の人口の半減により、行政機能の維持が困難になる可能性が指摘されています。

そこで、子どもを産みたい人が安心して子どもを産み、育てることができる支援に取り組みます。また、女性が社会のあらゆる場面で活躍し、若年女性が住みたくなるまちづくりを進めます。

施策の方向性

- ① 結婚・妊娠・出産に関する相談・支援
- ② 安心して子育てができる環境づくりなど、まちぐるみで取り組む子育て支援
- ③ 子育て相談体制の充実や子どもが安心して過ごせる居場所づくり
- ④ 女性が活躍しやすい職場や環境づくり

重点プロジェクト5 住民や企業との協働と連携

住民の意識やライフスタイルが多様化するなか、町内においても地域ごとに課題やニーズが多様化しており、画一的なサービスや支援では対応が困難になっています。一部地域ではコミュニティ活動が活発なところがありますが、自治会加入率は微減傾向にあり、また、自治体をとりまく環境が厳しさを増すなか、住民との協働・連携なくしては行政運営も難しくなっています。

そこで、自治会をはじめとする地域の団体やNPO等の非営利団体、事業所、行政等による協働と連携によって、地域の課題解決や生活サービスを維持する仕組みづくりと、主体的に活動できる住民組織の育成・支援に取り組みます。

施策の方向性

- ① まちづくりへの住民参画機会の充実
- ② 自治会をはじめとするコミュニティ活動の育成・支援
- ③ 地域福祉団体やNPO、ボランティア団体等による安心して住み続けられる地域活動の推進
- ④ 大学や企業との連携・交流機会の創出
- ⑤ 住民主体の美しいまちづくりの促進

重点プロジェクト6 安全・安心に向けて

東日本大震災の発生や局所的な豪雨等による自然災害の激甚化、また、犯罪の複雑化などから、住民や企業の安全・安心に対する関心は極めて高いものとなっています。本町は宇治川と木津川に挟まれ、低地に位置することから、古くから水害の歴史があります。また、広域幹線道路が多くあることから、交通事故が数多く発生しています。

そこで、水害をはじめとする災害を発生させない、発生時にも被害を最小限に抑制する基盤の整備に継続して取り組むとともに、緊急時に住民や団体が主体的に行動することができる意識・技術を育みます。また、老朽化する都市基盤・ライフラインの適切な維持管理により安全で快適な生活環境を構築するとともに、交通安全意識の啓発により、交通事故発生件数の抑制に取り組みます。さらに、地域で安全・安心な日常生活が送ることができるよう、関係機関の連携体制を強化します。

施策の方向性

- ① 自ら判断し、行動できる住民組織の育成と防災・減災の体制づくり
- ② 内水の排除対策をはじめとする防災都市基盤の整備・維持
- ③ 見守りネットワークの体制の強化
- ④ 交通安全や防犯、救急体制の強化

基本計画

第1章 魅力と個性にあふれた強い産業を育みます

第1節 農業

課題

- ◆ 大規模開発や都市化の進展等により農地は減少し、また、自由貿易化によって国内産農産物への大きな影響が予想されるTPP(環太平洋連携協定)など、農業を取り巻く環境は著しく変化しています。こうした中、本町は、農業基盤整備を着実に推進し、府内でも屈指の圃場整備率を誇っていますが、農業施設等の経年による劣化は免れず、継続的かつ適正な維持管理と農業基盤のさらなる充実が必要です。
- ◆ 町内の農業者は、都市近郊農業の優位性と交通の利便性を生かして大都市に出荷をするものの、安い外国産野菜の増加や近年の度重なる異常気象などを原因とする生育不良により、収入は減少傾向を示しています。

基本方針

- ◆ 都市近郊農業の優位性を生かした次代に継続・発展する農業体制づくりを推進します。
- ◆ 担い手は着実に増えており、今後も育成を図るとともに、地域農産物のブランド化を推進することによって消費拡大と地域農業者の収入増をめざします。
- ◆ TPP協定発効後の影響や国による施策展開には十分に注視し、農業者の経営安定につながる施策を推進します。

基本計画

1 農業基盤の整備の促進

- ① 巨椋池地区国営附帯府営農地防災事業の早期実現を促進し、巨椋池地区内の水害の未然防止による住民の安全と農地の保全を図ります。
- ② 農業用排水施設や農道の管理保全等を中心に農業基盤施設の適正な維持管理に努め、地域農業の継続的な発展を図ります。

2 営農組織と担い手の育成

- ① 中核的担い手である認定農業者や農業団体が継続的に安定した農業を営めるよう、農地中間管理機構を活用するなど農業経営の集約化や合理化、法人化を支援します。
- ② 生産者が安心して生産ができるよう、農産物の価格安定や経営の安定化を図るきめ細やかな支援に努めます。
- ③ 各関係機関と協力した総合的なサポートにより、新規就農者の確保と農業で生計を立てられる営農体制の確立を支援します。
- ④ 農作業受託組織等を支援し、高齢化や兼業農家の増加による人手不足の解消と、地域農業の活性化、農地の保全を図ります。

3 新たな流通・販売の仕組みの強化

- ① ブランド化の推進により、久御山産農産物の販路拡大を図ります。
- ② 6次産業化に取り組む農業者を支援し、農家の所得向上を図ります。
- ③ 町内各所の農産物直売所やJAと連携し、地産地消を推進します。

4 農業環境の向上

- ① 農産物への有害鳥獣による被害の防止に努めます。
- ② 地域の環境や生態系に配慮した有機・低農薬農業を促進するとともに、廃棄ビニール等の回収を支援し、環境にやさしい農業を推進します。

めざす目標



第2節 工業

課題

- ◆ 本町の工業地域は、国道1号の開通を契機に発展してきたもので、生産機械、金属製品、電気機械、プラスチック製品、食料品など多様な業種、特に中小規模の事業所が多く立地しています。
- ◆ しかし、産業構造の変化や国内産業の長期的な低迷のもと、事業所・従業者数は減少傾向にあり、また、施設等の年数経過から町外への事業所流出に伴う工業地域内の空洞化が懸念され、新たな産業用地の確保や、市街化区域内の未利用地や空き工場への誘致など複合的な取組を行っていくことが必要です。
- ◆ ものづくりのまちとして発展するためには、産学金官連携体制の構築を促進し、事業活動の高度化、活性化を図っていくことが必要です。

基本方針

- ◆ 産業を豊かに育む町として、「ものづくりの^{なまごころ}苗処」をコンセプトにした産業振興を図ります。
- ◆ 産学金官連携を軸にした地域企業の事業活動の高度化・活性化による産業の維持・発展を促進します。
- ◆ 企業ニーズに応じた産業用地の確保に努めます。

基本計画

1 ものづくり企業の振興

- ① 産学金官連携や異業種交流を促進し、ものづくりのまちとしての活性化を図ります。
- ② 時代にマッチした企業ニーズの把握に努め、事業の高度化・活性化のための支援を図ります。
- ③ 企業の優れたものづくり技術の発信や企業PR活動などを支援します。

2 企業定着・誘致の推進

- ① 企業立地マッチング促進事業など企業誘致・流出防止施策を複合的に検討し、推進します。
- ② 企業訪問や懇談会等を行い、企業情報の収集や企業とのさらなる連携を図ります。



ものづくりの苗処パンフ

めざす目標

内容 展示会出展社数	現 状 1社(H26)	中間年度(H32) 3社	目標年度(H37) 5社
内容 企業立地マッチング 情報提供件数	現 状 5件(H26)	中間年度(H32) 10件	目標年度(H37) 15件
内容 企業訪問件数	現 状 9件(H26)	中間年度(H32) 20件	目標年度(H37) 30件

第3節 商業・サービス業

課題

- ◆ 本町の商業・サービス業は、平成11年に開業した大型ショッピングセンターと各地域に点在する中小スーパーマーケットが住民の買物需要を満たしています。特に大型ショッピングセンターは、平成24年に増床され、近隣ニーズも吸引し、本町小売の中心性(町外からどれだけ買物需要を吸収しているかの指標)は府内で最も高くなっています。
- ◆ 地域商業ガイドラインにより大規模小売店舗の適正な誘導と抑制が行われている中、既存の大規模商業施設と中小小売店舗が継続的に共存することができ、住民にとって利便性とにぎわいのある商業空間づくりを行って行く必要があります。

基本方針

- ◆ 大規模商業施設と中小小売店舗が共存した魅力あふれる商業空間の維持・向上を図ります。

基本計画

1 商業環境の魅力の向上

- ① 大規模小売店舗の適正な配置と利便性も含めた商業環境の維持・向上が図れるよう関係機関と連携を図ります。
- ② クロスピアくみやまと既存の大型商業施設周辺において、関係者等と連携し、魅力とにぎわいのある商業環境の創出を図ります。

めざす目標



第4節 中小企業・就労

課題

- ◆ 製造業を中心に産業集積が大きな本町では、町外からの通勤による流入人口も多く、全国でも有数の昼夜間人口比率の高さにつながっており、まちの活力の維持・発展に寄与してきました。
- ◆ しかし近年、町内就業者数は減少傾向にあり、中小企業の多い本町にとってその振興施策は、まちの活性化を推進するために非常に重要です。中小企業者の経営の安定化を図り、健全な発展を支援するため、変化する経済状況や企業ニーズ等を的確に把握し、適切な施策を推進することが必要です。
- ◆ 人口の減少に伴い、労働力の大幅な減少も見込まれる中、安定した産業の発展を図るための労働力の確保が課題です。

基本方針

- ◆ 金融支援や商工会が行う経営相談等を通じて町内中小企業の安定経営を支援します。
- ◆ 企業立地の特長を生かした創業支援や就労支援を推進します。

基本計画

1 中小企業者の経営支援

- ① 中小企業者の経営の安定化を図るよう低利融資制度などの金融支援を推進します。
- ② 活力ある中小企業の育成に向け、その中核となる商工会への支援を行うとともに、連携を図ります。

2 創業・就労の支援

- ① 商工会や金融機関と連携し、創業支援にかかるネットワーク体制の構築を推進します。
- ② 京都府をはじめ、関係機関と連携しながら就労支援を推進します。
- ③ 町内企業の人材育成や人材確保に向けた取組や、働きやすい場としてよりよい労働環境の創出に努めます。

めざす目標



第5節 産業・交流プロモート

課題

- ◆ 本町では、淀大根(聖護院大根)などのブランド力や充実した交通網を生かした都市近郊農業、京都府内でも有数のものづくり産業の集積など、産業都市としての個性を有していますが、町内外におけるその特長に対する認識の広がりや、十分なものとはいえません。
- ◆ 地域産業の活性化を図るとともに、町内における企業の定着を促進するため、さまざまな企業間の交流や「ものづくりのまち久御山」としての情報発信など、積極的な施策推進が必要です。
- ◆ また、観光の視点による特色が少なく、事業者や行政において積極的な取組推進がありませんでした。しかし、少子化や人口減少を背景に、定住人口を増やすための総合的な取組の一つとして積極的な地域づくりが求められており、京都府では本町を含む山城地域における「お茶の京都」プロジェクトにより、多くの人々が訪れる大交流圏の創出が進められています。本町においても、地域的・経済的活性化を図るため、交流人口の増加に向けて取り組むことが必要です。

基本方針

- ◆ 「ものづくりのまち久御山」の情報を町内外に向けてさらなる発信を強化します。
- ◆ 異業種交流を通じて、農商工連携への発展を積極的に推進します。
- ◆ 住民と産業の交流機会を通じて、地域産業に対する理解と応援(興味と関心)の意識を育みます。
- ◆ 観光による賑わいの創出とブランド化の推進により、地域的・経済的活性化を図ります。

基本計画

1 農業と住民の交流の促進

- ① 農作業の体験等を通じて、農業に対する住民の興味・関心が深まるよう、住民体験型のイベント開催を促進します。
- ② 農業協同組合や生産者団体等と連携して、農家と消費者の交流会開催などを促進し、地域農産物の消費拡大などを図ります。

2 町内事業所と住民の交流の促進

- ① 各種企業団体等との連携により、商工会を含めた商業・工業と住民との交流等を充実し、町内事業所に対する興味や消費活動等の活性化を促進します。
- ② 事業所や工場見学のPRや事業所案内ができる仕組みづくり、事業所への企業体験などにより、住民や町外からの町内企業への就労を促進します。

3 町内産業プロモーションの推進

- ① 農産物や商品、工業製品などの展示・販売、さらには多様な交流機会、産業全般の情報発信を通じて、地域に根ざした産業を育成します。
- ② クロスピアくみやまを主体とした住民と農業者、商工業者との交流による住民参加型の意見集積の場づくりを推進します。

4 交流による地域の活性化の推進

- ① クロスピアくみやまを拠点に、各種団体等との連携を図る中で、農商工業のイベントなどを開催し、地域活性化を推進します。
- ② 観光資源の掘り起こしや活用によって、近隣市町とも連携しながら町内への観光入込客数の増加を図ります。
- ③ 京都府による「お茶の京都」構想や各種団体、交通各社等との連携を推進します。

【めざす目標】

内容 クロスピアホームページ の企業情報登録数	現 状 72件(H26)	中間年度(H32) 100件	目標年度(H37) 200件
内容 クロスピアくみやま 来館者数	現 状 105,524人(H26)	中間年度(H32) 110,000人	目標年度(H37) 120,000人
内容 観光人口	現 状 51,837人(H26)	中間年度(H32) 65,000人	目標年度(H37) 70,000人



まちの駅「クロスピアくみやま」

第1節 計画的土地利用

課題

- ◆ 本町は、国道1号など充実した広域幹線道路網の交通基盤を活用し、農業との調和を図りつつ、工場等の諸産業の進出や住宅地の開発により発展してきました。近年では、第二京阪道路や京滋バイパス等が整備され、その交通結節点には商業核が形成されるなど、地域特性を生かした新たな土地利用も進んでいます。その一方、既存の市街化区域内では概ね都市的土地利用が図られており、新たな開発用地がない状況にあります。
- ◆ 本町の人口は、昭和60年をピークに減少を続けていますが、世帯数については、核家族世帯や単身世帯が近年では増加しています。また、20歳から30歳代の町外への転出も多く、定住化を促すための住み替え需要や世帯分離などの受け皿となる新たな住宅地の確保が求められています。
- ◆ 既存の工場等企業の事業拡大に対応するとともに、安定した雇用や税収を増やすための地域産業の維持・活性化に向けた新たな産業用地の確保が求められています。

基本方針

- ◆ 都市の健全な発展と秩序ある市街地整備を推進するため、農業等との調和を図りつつ、計画的な土地利用を推進します。
- ◆ 地域の活性化と定住促進に向けて新たな市街地整備を推進します。
- ◆ 住民や企業と連携した良好な市街地環境の形成・保全を推進します。
- ◆ 適切な都市づくりのため、「久御山町都市計画マスタープラン」を推進します。

基本計画

1 計画的な土地利用の推進

- ① 市街化区域・市街化調整区域の線引き見直しについては、農業等との調整を図りつつ、計画的な市街地の形成が必要な区域について、市街化区域編入を検討します。
- ② 将来の土地利用計画、人口規模や交通量等を勘案し、都市計画道路や都市公園等の都市施設の適正な配置を検討します。

2 新たな市街地整備の推進

- ① 土地利用促進ゾーンにおいては、幹線道路の沿道機能活用や定住促進を図るとともに、医療施設や周辺の住環境に配慮した土地利用を促進します。
- ② 住街区促進ゾーンにおいては、周辺の住環境や公共施設と調和した定住促進を図るための快適な住宅地形成を促進します。
- ③ 産業立地促進ゾーンにおいては、周辺の住環境に配慮した産業活動の活性化を図るための土地利用を促進します。
- ④ 久御山ジャンクション北側周辺については、今後の社会経済動向をみながら農業との調和を図りつつ、交通結節点という利点を生かした産業流通施設などの土地利用を検討・促進します。

3 良好な市街地環境の形成・保全

- ① 地区計画等を活用し、ミニ開発の防止や住工混在の解消に努め、良好な市街地環境・工業地域の形成・保全を促進します。
- ② 開発行為については、法令や開発指導要綱に基づき、適正な指導を行います。
- ③ 適切な管理が行われていない空き家等については、実態調査を行うなど地域住民の生活環境の保全に努めます。

4 住民合意のまちづくりの推進

- ① 地区の特性に応じた土地利用や建築活動などを促進する地区計画や建築協定などを活用し、住民合意のまちづくりを推進します。

めざす目標



役場庁舎から

第2節 公共交通

課題

- ◆ 本町では、公共交通手段としてバス交通に依存していますが、路線バスについては、近鉄電車大久保駅、京阪電車中書島駅や淀駅へと、町内から各鉄道駅へ連結しています。住民や町内企業の就業者にとって、路線バスは町内における重要な公共交通であることから、より利便性の高い運行時間が望まれます。また、町内には国道1号はじめ、幹線道路が多くあることから、運行の定時性の確保が大きな課題です。
- ◆ 町内の公共施設等を結ぶ公共交通については、平成16年から巡回バスを運行していましたが、車両耐用年数が過ぎていること、利用者が伸び悩んでいることや費用対効果等から抜本的な見直しを行うこととなりました。本町にとって、持続可能な地域公共交通システムの形成が必要です。
- ◆ 高齢者や障害のある人に配慮したバス等のバリアフリー化や、快適な利用環境の構築が必要です。

基本方針

- ◆ 地域住民の移動手段の確保と公共交通不便地域の解消に努め、合理的・効率的な地域公共交通ネットワークの形成を推進します。
- ◆ 地域住民の通勤・通学、町内企業の就業者の公共交通である路線バスの利便性向上に努めます。

基本計画

1 総合的な公共交通ネットワークの形成

- ① まちの駅バスターミナルを活用し、合理的・効率的な地域公共交通ネットワークの形成を推進します。
- ② 町内と鉄道駅を結ぶ路線バスについて、定時運行の確保に向け、関係機関と道路の交差点改良など渋滞緩和に努めるとともに、より利便性の高い運行時間・便数の確保に努めます。
- ③ デマンド乗合タクシーを運行し、円滑な町内間移動や路線バスとの連携に努めます。
- ④ 鉄軌道の導入(LRT)など、町内における新たな交通システムについて、関係機関に対する要望活動や検討を行います。



デマンド乗合タクシー

2 バス交通の利便性の向上

- ① 路線バスのバス停の屋根設置や周辺歩道・駐輪場の整備など環境の改善に取り組み、バス交通の利用促進や円滑な運行を支援します。
- ② バス利用者の安全で円滑な移動をめざし、高齢者や障害のある人、妊婦などに配慮した低床バスの導入等によるバスのバリアフリー化や、利用しやすいバスの情報サービスの充実を事業者に要請します。

めざす目標

内容	現状	中間年度(H32)	目標年度(H37)
デマンド乗合タクシー 利用登録者数	—	2,000人	3,000人

第3節 道路

課題

- ◆ 町内の幹線道路では朝夕に東西方向で交通渋滞がみられ、生活道路にも通過交通が流入しています。歩行者等の安全の確保や公共交通の定時性確保、地域産業の活性化のため、交通渋滞の緩和が大きな課題です。
- ◆ 第二京阪道路や京滋バイパスの開通に伴い、京都南道路(国道1号)や国道478号が整備されました。より円滑な交通の実現をめざし、道路ネットワークの検証が必要です。
- ◆ 道路や橋りょうについては、建設から長年経過しているものが少なくなく、大規模修繕には多額の費用が必要となります。老朽化を防止し、長寿命化を図るため、計画的な維持管理を行う取組が必要です。
- ◆ 歩行者や自転車などの安全を確保し、親しみと潤いのある身近な道路環境の整備が求められています。

基本方針

- ◆ 渋滞の解消による円滑な道路交通の確保を推進します。
- ◆ 道路等の効率的な維持管理を推進します。
- ◆ 身近な道路の安全性の強化を推進します。

基本計画

1 幹線道路の整備促進

- ① 広域幹線道路と町内幹線道路の円滑な道路ネットワークの形成・確保を促進するとともに、道路ネットワークの検証や第二京阪道路へのアクセスを検討します。
- ② 府道八幡宇治線のバイパス機能を確保する東西道路(仮称)の整備を要望します。
- ③ 幹線道路の円滑な交通処理をめざし、国道1号と府道宇治淀線の交差点改良(田井交差点)等を要望します。
- ④ 京都南道路(国道1号)と府道宇治淀線の交差点周辺における渋滞緩和対策を要望します。

2 道路・橋りょう等の効率的な維持管理の推進

- ① 路面性状調査や舗装修繕計画等に基づき、計画的・効率的な道路の補修・改修を推進します。
- ② 橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき、計画的・効率的な補修・改修を推進します。
- ③ 適切なパトロールなど安全点検や維持管理に努めます。
- ④ 道路安全施設を含めた道路台帳のデジタル化を図り、効率的な道路管理を推進します。

3 身近な道路の安全確保等の推進

- ① 歩行者や自転車通行などの安全性の確保や、自転車で通行しやすい道づくりなど、幹線道路において歩道等の設置を推進します。
- ② 親しみと潤いのある道づくりとして、道路緑化に努めます。
- ③ 道路を常に広く、美しく、安全に利用する気運が高まるよう、道路の正しい利用と愛護思想の啓発に努めます。

めざす目標



第4節 公園・緑地

課題

- ◆ 公園・緑地は、子どもからお年寄りまで地域住民がふれあえるコミュニティの場として、重要なオープンスペースです。また、災害時における避難場所や延焼防止など防災機能を有する場としても非常に重要であり、計画的な配置・整備が必要です。
- ◆ 安全で快適な公園の利用を確保するため、老朽化傾向にある公園の計画的な改修・整備が必要です。
- ◆ やすらぎを提供する場として、公園・緑地の美観の保全・向上を図るため、地域の住民とともに公園の清掃・維持管理を行い、公園に対する愛着・美化意識の高揚を図ることが必要です。

基本方針

- ◆ 地域住民の憩い・ふれあいの場の創出と防災空間としての機能等を確保します。
- ◆ 住民とともに適切な維持管理を推進します。

基本計画

1 公園・緑地の整備

- ① 久御山中央公園については、町のふれあい交流拠点となる中心的な公園として機能充実を図り、施設改修を推進します。
- ② 地域住民のニーズに応じた身近で個性あふれる公園となるよう、公園改修やポケットパークなどの整備を推進します。
- ③ 緑の基本計画を策定し、公園・緑地の体系的整備やネットワーク化、緑化重点地区の計画的整備等を推進します。
- ④ 開発地域においては、適切な公園・緑地の整備を促進します。
- ⑤ 安全で快適な公園として利用できるよう、公園施設の適切な維持管理と安全管理に努めます。

2 河川緑地の整備

- ① 古川流域の緑化推進など、環境に配慮した親水空間の整備を促進します。
- ② スポーツ・レクリエーションの場として、木津川河川敷運動広場の利用を進めます。
- ③ 快適な遊歩道や緊急時の通路として、都市下水路管理用道路を活用した水と緑の回廊の適切な維持管理と利用促進を図ります。
- ④ 貴重な自然環境を有する宇治川や木津川、淀川等の保全と活用を図り、治水・環境に十分配慮した地域づくりを促進します。

3 住民との協働による緑化活動の促進

- ① やすらぎの場として、公園の清掃、維持管理を住民と連携して進めます。
- ② 緑豊かで快適な環境づくりとして、緑を守り育てる運動を促進します。

【めざす目標】

内容 公園設置数	現状 42(H26)	中間年度(H32) 45	目標年度(H37) 47
内容 住民ひとり当たり 公園面積	現状 4.37㎡(H26)	中間年度(H32) 4.73㎡	目標年度(H37) 4.79㎡

第5節 河川・治水対策

課題

- ◆ 本町内には、宇治川と木津川が流れ、南東から北に向かって古川が流れています。これら一級河川と準用河川である大内川、さらに荒見・佐山・大内都市下水路や巨椋池排水幹線などがあります。近年の集中豪雨の発生など、低地に位置する本町の治水・内水排除対策は非常に重要であり、また、上流域の宇治市、城陽市や京都市を含めた流域全体で連携を図ることが重要です。
- ◆ 河川の洪水対策については、国・京都府による積極的な河川堤防の補強・整備が求められます。
- ◆ 治水機能を確保するため、河川・排水路の維持管理の充実や都市下水路の機能維持が重要です。

基本方針

- ◆ 集中豪雨による短時間の雨水流入をはじめ、水害の発生を抑制する治水対策を推進します。
- ◆ 河川管理の強化で浸水被害の抑制・減災を推進します。

基本計画

1 治水対策の促進

- ① 宇治川や木津川については、関係市町と連携を図り、堤防補強対策や内水排除対策等の事業促進を国に要望します。
- ② 古川では排水機場増設等による内水排除対策や、名木川では護岸の改修工事等について、関係市町と連携を図り事業促進を要望します。
- ③ 巨椋池地域に流入する雨水を適切に排除する久御山排水機場や巨椋池排水機場、排水幹線等の機能維持を促進します。

2 雨水貯留対策の推進

- ① 内水排除対策に合わせ、雨水貯留施設の設置など雨水の流出抑制対策を図ります。

3 河川の維持管理の強化

- ① 浚渫等維持管理を推進し、河川・排水路や都市下水路の機能維持を確保します。
- ② 大内サイホンや佐山排水機場、気象観測装置等施設の適切な機器更新を図り、保守点検や維持管理に努めます。

4 河川美化の推進

- ① 良好な河川環境の保全・再生への取組を推進し、河川愛護意識が高まるよう、河川の正しい利用と愛護思想の啓発に努めます。

めざす目標



第6節 上水道

課題

- ◆ 人口の減少や節水意識の定着により水需要の減少傾向が続く中で、水道事業にとっては厳しい経営状況となっています。今後も、水の安定供給を図るため、水道施設や管路の計画的な更新や維持管理を行っていく必要があります。
- ◆ 大規模災害時にも、安全で安心な水を安定的に供給するため、浄水施設に引き続き、重要管路や老朽化した管路の耐震化を計画的に進める必要があります。

基本方針

- ◆ 良質な水の安定的な供給を推進します。(平時・緊急時)
- ◆ 水道事業の経営基盤の安定を図ります。
- ◆ 水道事業経営を健全にするため、「久御山町新水道ビジョン」を推進します。

基本計画

1 良質な水の安定供給

- ① 老朽化した管路の設備更新を計画的に推進します。
- ② 鉛製給水管の適切な更新を推進します。
- ③ 水質管理の徹底に努めます。

2 緊急時における供給体制の確保

- ① 浄水場から避難所等の重要給水施設までの重要管路の耐震化を推進します。
- ② 関係機関との相互支援協定など、広域供給体制の充実と、緊急連絡管の設置、初動体制の確立や資材等の確保に努めます。

3 水道事業経営の健全化

- ① 「新水道ビジョン」を推進し、将来の水需要の見通しや管路更新計画等に基づいた中長期的な施設整備や収支計画を図り、経営の健全化に努めます。

めざす目標

内容 重要管路の耐震化率	現状 39% (H26)	中間年度(H32) 86%	目標年度(H37) 100%
内容 鉛管の残存率	現状 21.4% (H26)	中間年度(H32) 12%	目標年度(H37) 0%

第7節 下水道

課題

- ◆ 下水道施設は、生活排水や工場排水などの汚水の排除により快適な生活環境の確保、河川等の水質保全など大事な役割を担っています。本町の下水道は、昭和57年度に木津川流域関連公共下水道、昭和58年度に大橋辺地区の単独公共下水道に着手し、計画的・効率的に整備を進めてきており、平成28年度には概ね整備が完了する予定です。今後は、限られた財源を有効に活用する中で、適正な維持管理を行い、長期的・効率的な事業運営を行っていくことが必要です。
- ◆ 公営企業会計への移行を平成29年度に予定しており、安定した経営を持続していくためには、老朽化した施設の長寿命化計画の策定や未接続家屋への普及活動など、経営基盤強化への取組を一層進めることが必要です。

基本方針

- ◆ 排水処理施設・設備の維持管理を推進します。
- ◆ 下水道事業の経営基盤の安定を図ります。

基本計画

1 下水道施設の整備と維持管理の推進

- ① 施設の長寿命化計画を策定し、老朽管対策の計画的な取組を推進します。
- ② 未整備地の解消に努めます。

2 下水道事業経営の健全化

- ① 公営企業会計への移行を推進し、経営内容の透明化を図ります。
- ② 啓発活動や融資あっ旋など未接続家屋への普及活動に努めます。

めざす目標

内容 整備面積	現 状 497ha (H26)	中間年度 (H32) 521.7ha	目標年度 (H37) 564.7ha
内容 接続率	現 状 91.5% (H26)	中間年度 (H32) 95%	目標年度 (H37) 99%

第8節 自然・環境保全

課題

- ◆ 木津川や宇治川などの自然環境や町内の田園風景は、町の魅力ある景色・風景として、質の高い地域環境や美しい景観を形成していくために、その保全と活用が求められています。しかし、町内における環境保全活動では、自主的な活動をされている地域住民の高齢化が課題となっています。これら団体との連携を強化するとともに、若い世代に自然環境保全の意義や重要性を伝え、自然を愛する意識の高揚を図ることが必要です。
- ◆ 近年の幹線道路整備により、ごみの不法投棄が増えています。美しいまちなみを保つため、不法投棄の防止が課題です。
- ◆ 人口減少や高齢化社会の進行により、今後、管理されない空き家、空き地の増加が予想され、雑草繁茂や害虫発生等の衛生問題への対応が必要です。

基本方針

- ◆ 環境保全団体への活動助成に加え、自然環境保全等に関わる人材育成に努めます。
- ◆ 久御山町豊かな心づくり推進協議会の活動を通して、環境美化運動への意識啓発を図ります。
- ◆ 住民や関係者との連携による、公害のない美しいまちづくりを推進します。

基本計画

1 自然環境の保全と住民活動の促進

- ① 自然を生かした体験活動や環境教育などの取組を通じて、自然環境の保全に努めるとともに、住民意識の高揚を図ります。
- ② 「久御山町豊かな心づくり推進協議会」の活動や「さわやかクリーンキャンペーン」など、住民や事業者等の主体的な環境美化活動を促進し、美しいまちづくりを推進します。
- ③ 個人、家庭、地域、事業者、行政がそれぞれすべきことや協力できることを明確にし、相互に連携しながら、環境保全活動を推進します。

2 公害・不法投棄対策の推進

- ① 大気汚染や水質汚濁、不法投棄などに対し、環境パトロールによる発生源対策や監視体制を充実・強化し、早期発見・早期指導に努めます。
- ② 町内河川の水質や自動車騒音、道路交通振動などの各種調査分析により、生活環境の日常監視に努めます。
- ③ 特定施設の設置届出や公害防止協定の締結、事業所への立入検査などにより、公害発生の未然防止に努めます。
- ④ 近隣自治体や関係機関と連携し、公害対策と環境問題への適切な対応に努めます。
- ⑤ 空き家、空き地における雑草繁茂や害虫発生等の衛生問題の早期解決に努めます。

3 環境衛生の確保

- ① 快適な生活環境を保全するため、し尿の適切な処理など、環境衛生の確保に努めます。

めざす目標



第9節 循環型社会

課題

- ◆ 近年、多種多様な原因による環境への負荷の増大が深刻な問題となっており、本町の実情に見合った「環境基本条例」の制定や「環境基本計画」を策定し、住民、事業者、行政の責務を明確にする必要があります。
- ◆ 太陽光発電システム設置費の補助が終了したことで、今後は太陽光発電に代わる環境にやさしい自然エネルギーの普及を進めていく必要があります。
- ◆ 家庭系ごみ排出量は、可燃物において年間収集量・一人一日当たり排出量とも長期的には減少傾向にある一方、不燃物ではいずれも一進一退となっています。
- ◆ ごみの排出抑制と再生利用の推進を図るため、再生資源集団回収補助事業の継続や使用済小型家電の再資源化に向けた取組が必要です。

基本方針

- ◆ 住民や事業者に対して地球温暖化防止に関する啓発を行い、新エネルギー利用への取組を支援・促進するとともに、行政自らも「久御山セービングプラン」の実践による率先した取組を進めます。
- ◆ 「環境基本条例」及び「環境基本計画」を策定し、住民・事業者・行政が協働して環境負荷の少ないまちづくりを進めます。
- ◆ 廃棄物の発生抑制と適正な循環的利用や処分を行うことで資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会の構築をめざします。

基本計画

1 環境に配慮した暮らしの促進

- ① 「久御山セービングプラン」による全庁的な温室効果ガス排出量削減に向けた取組の継続と、環境にやさしいライフスタイルの普及啓発に努めます。
- ② 「環境基本条例」及び「環境基本計画」を策定し、住民・事業者・行政の具体的な行動指針を提示し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

2 廃棄物の発生抑制と資源化の推進

- ① 「久御山町ごみ処理基本計画」に基づいた廃棄物の排出抑制と資源化、再生利用をより一層推進し、循環型社会の実現を図ります。
- ② 使用済小型家電に含まれるレアメタル等を有効活用するため、小型家電のリサイクルを進めます。



小型家電リサイクル

めざす目標

内容 可燃ごみ・不燃ごみ排出量の削減 (削減率は平成26年度を基準)	現状 排出量 3,911トン (H26)	中間年度(H32) 排出量 3,676トン 削減率 6.0%	目標年度(H37) 排出量 3,496トン 削減率 10.6%
内容 リサイクル資源物の排出割合の増加 (ごみ総排出量に占める リサイクル資源物の排出割合)	現状 排出量 209トン リサイクル資源物排出割合 5.07% (H26)	中間年度(H32) 排出量 241トン リサイクル資源物排出割合 6.15%	目標年度(H37) 排出量 299トン リサイクル資源物排出割合 7.88%
内容 使用済小型家電の リサイクル排出量	現状 491kg(H27目標)	中間年度(H32) 1,000kg	目標年度(H37) 1,500kg

第1節 子育て支援

課題

- ◆ 本町の年少人口(0～14歳)は、近年になってやや減少幅が小さくなりつつありますが、長期的には減少傾向が続き、人口に占める比率も低下しており、人口構造は大きく変化してきています。
- ◆ 少子化対策として、若い世代の子育ての希望をかなえる取組が求められています。
- ◆ 今後、将来の適正な人口構造の実現、そして子どもが育つ環境の維持・発展に向け、保育・教育の質の充実を図り、家庭や子どもの状況に柔軟に対応するための多面的な検討が必要です。
- ◆ 保育・教育に関する多様なニーズに応えられる、情報提供や相談体制の整備が必要です。

基本方針

- ◆ 子育ては、保護者に第一義的責任があるという基本認識の下、地域全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進します。
- ◆ 子育て支援を推進するため、「子育て」とあわせ、「親育ち」をもまちぐるみで支援します。

基本計画

1 総合的な子育て支援の推進

- ① 「子ども・子育て支援プラン」に基づき、子育て支援の総合的、継続的な取組を推進します。

2 子どもの健やかな成長と自立への支援

- ① 就学前の子どもの保育・教育の充実に努めます。
- ② 地域と連携した学校づくりなど学校教育の充実に努めます。
- ③ 体験・交流活動の充実に努めます。
- ④ 異年齢の子ども同士のふれあいなど次代の親の育成に努めます。
- ⑤ 家庭や地域の教育力の向上を図ります。
- ⑥ 親子の健康の確保を図ります。
- ⑦ 「食育」を推進します。

3 子どもの最善の利益の確保への支援

- ① 地域での子育て家庭に対する支援の充実に努めます。
- ② 相談・情報提供体制の充実に努めます。
- ③ ひとり親家庭の自立支援を推進します。
- ④ 障害のある子どもへの支援を推進します。
- ⑤ 児童虐待防止対策等の充実に努めます。

4 子どもの安全・安心な生活への支援

- ① 犯罪・災害などから生活の安全の確保を図ります。
- ② 有害環境対策を推進します。
- ③ 子育てバリアフリー化を促進し、子育て支援のまちづくりを推進します。

5 子育てと仕事・地域生活の両立への支援

- ① 多様な保育・教育ニーズに対応したサービスの充実に努めます。
- ② 家庭生活等における男女共同参画を推進します。
- ③ 子育てを大切にする職場環境づくりを促進します。
- ④ 延長保育や一時預かり保育、病児保育など、保護者の多様なニーズに応える事業の拡充を検討します。

めざす目標



第4章 地域の力を結集した教育を進めます

第1節 就学前教育

課題

- ◆ 少子化や核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化など社会の変化は、就学前の子どもを取り巻く環境にも影響を与えています。このような状況の中、国においてはさまざまな課題を解決するため、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。
- ◆ 本町においては、同一の年齢の子どもに等しく就学前教育を行うため、保育所・幼稚園における一体的教育に対する取組を進めてきましたが、今後は住民ニーズや社会情勢に対応し、老朽化した保育施設のあり方や国がめざす認定こども園への移行、民間事業者の活用などが課題となってきました。

基本方針

- ◆ すべての子どもに良質な育成環境を保障し、質の高い教育・保育事業の実施とそれぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応するため、認定子ども園を整備します。
- ◆ 就学前の子どもが育っていく過程を支援するため、教育・保育内容の充実と職員の資質向上に努めます。

基本計画

1 就学前教育の充実

- ① 保護者の就労形態や家庭環境にかかわらず、就学前の子どもに教育の等しい提供を図ります。
- ② 保育所・幼稚園と小学校との接続・連携を強化するため、幼保の一体的な運営を図ります。
- ③ 幼児期の育ちを支えるため、家庭、地域、保育所・幼稚園の連携強化を図ります。
- ④ 次代の就学前教育を支える教育人材の育成・確保に努めます。

2 就学前の教育環境の整備

- ① 時代に対応した保育・教育内容にふさわしい安全で安心な施設の充実を図ります。
- ② 認定こども園への移行を見据えた施設整備を推進します。

めざす目標



第2節 学校教育

課 題

- ◆ 急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについて影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、さらには自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化などさまざまな問題が浮上しています。
- ◆ 本町においては、子どもたちが「生きる力」を身に付け、さまざまな課題に柔軟にかつたくましく対応し、希望する進路に進むことができるよう、幼児・児童・生徒の生きる力の育成、保・幼・小・中一貫的教育による学力の充実、キャリア教育などの特色ある教育を推進してきました。
- ◆ 教育の成果は長期的な視点で検証する必要があるため、本町教育の基本方針を実現するためには、現在の取組に保育所・幼稚園、小中学校が一体となり、継続して取り組む必要があります。また、公教育の最大の強みでもある地域の力を学校に生かし、地域との連携を深め、「地域の子は地域で育てる」組織的な取組が必要です。

基本方針

- ◆ 町の教育理念「久御山学園」に基づき、保・幼・小・中一貫的教育の視点による学力向上をめざすとともに、「生きる力」の育成を図り、明るくいきいきとした子どもを育てます。
- ◆ 地域社会が学校教育に関心を持ち、教育活動に参画することで、地域総がかりで子どもを育てます。
- ◆ すべての教育の出発点として、家庭教育の充実を図ります。

基本計画

1 教育内容の充実

- ① 保・幼・小・中一貫的教育による久御山学園の取組を推進します。
- ② 福祉・ボランティア活動など心の教育や情報モラル、異文化理解など社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力を育む教育を推進します。
- ③ 規範意識や人への思いやりなど、豊かな人間性を育む心の教育を推進します。
- ④ 勤労観や職業観を育てるキャリア教育や社会的自立をめざす特別支援教育など、一人ひとりを大切に、個性や能力を最大限に伸ばす教育を推進します。
- ⑤ 子どもの感性を磨くため、文化芸術・スポーツ等のトップレベルの人材等とふれあう機会の充実に努めます。

2 学力の充実

- ① 教師力の向上はもとより、指導方法の工夫改善や個に応じた指導を充実し、就学前から中学校卒業までを見通した学力の充実・向上を図ります。
- ② 児童・生徒の発達の段階を考慮して、すべての教育活動における言語活動の充実に努めます。

3 教育環境の充実

- ① 安全で安心して学べる教育環境づくりを推進します。
- ② いじめや不登校の早期発見、総合的な相談体制の充実など、学校の教育支援体制の向上を図ります。
- ③ 交通指導員や安全パトロール員の配置など、児童・生徒の安全を確保する危機管理体制の充実に努めます。
- ④ 適正な給食が提供できる環境整備に努め、児童・生徒の健全育成を図ります。

4 学校、家庭、地域の連携の推進

- ① 地域社会と学校との交流を深め、地域社会の力を生かして子どもを育む環境づくりに努めます。
- ② PTAや学校運営協議会等と連携し、家庭教育の充実を支援します。
- ③ 地域資源を活用して部活動を充実させ、生徒の個性を伸ばします。

【めざす目標】



第1節 社会教育

課題

- ◆ 本町では、第1次生涯学習推進計画に基づき、庁内における「生涯学習のまちづくり推進本部」、住民による「生涯学習推進会議」を設置し、生涯学習の推進や情報発信、人材育成、住民、企業、行政の連携等に取り組んできましたが、計画の進行状況や、成果の検証に課題を残しているところです。
- ◆ 社会教育関連の拠点施設は充実しており、そのほかに生涯学習の場となる地域資源も豊富ですが、住民への周知が行き届いておらず、活用もまだ十分ではありません。
- ◆ さらに、生涯学習アンケートから若年層の生涯学習活動への関心が低い傾向が示されるなど、新たに対応を検討すべき課題が明らかになってきました。
- ◆ 住民がより一層、活発で自発的な学習活動ができるよう、本町の特色を生かした生涯学習の仕組みづくりが必要です。

基本方針

- ◆ 町全体を大学のキャンパスのようなひとつの「生涯学習のタウンキャンパス」として位置づけ、「まなぶ(生涯学習の機会の充実)」「そだてる(地域人材の育成)」「つなぐ(タウンキャンパスの充実と活用)」「ささえる(学習推進体制の整備)」という4つの視点から生涯学習の推進に取り組み、参加機会の充実や、多様な地域資源を結んで、住民、関係団体、事業所、行政が一体となった取組を推進します。
- ◆ 学びの成果が地域に還元され、人と人がつながって地域をつくるサイクルづくりを推進します。

基本計画

1 生涯学習機会の充実

- ① 久御山町生涯学習推進計画を推進し、住民の生涯学習活動を促進します。
- ② 住民のだれもが自己選択によって多様な学習ができる環境づくりに努めます。
- ③ 多彩な文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

2 地域人材の育成

- ① まなび塾など、家庭・地域の教育力の向上に向けた取組を推進します。
- ② 地域での生涯学習の指導者発掘と育成に努めます。
- ③ 学習の成果を生かして地域活動に取り組む団体・個人の活動を支援します。

3 タウンキャンパスの充実と活用

- ① 中央公民館・ゆうホール・体育館・中央公園など生涯学習拠点の効率的な運営に努めるとともに、学校施設・公会堂・河川敷などを活用して活動の場所を広げます。また、老朽化の進む中央公民館の整備を検討します。
- ② 町全体を生涯学習のキャンパスとして位置づけ、町の自然・歴史・文化遺産などの地域資源を相互に結ぶ取組を推進します。
- ③ 情報拠点として、図書館の図書資料の充実と活用に努めます。
- ④ ノーマライゼーションの理念のもとにだれもが参加できる生涯学習のまちづくりを推進します。

4 生涯学習推進体制の整備

- ① 住民との協働による生涯学習事業を推進します。
- ② 生涯学習情報の効果的かつ広い住民への提供に努めます。
- ③ 新たに生涯学習活動を始めようとする人々に対する相談体制を充実します。

5 青少年の健全育成

- ① 社会環境の整備や非行防止活動を推進するため、青少年健全育成協議会などへの支援に努めます。

めざす目標

内容 放課後まなび教室 開催地域数	現 状 3箇所(H27)	中間年度(H32) 6箇所	目標年度(H37) 10箇所
内容 いきがい大学 登録者数	現 状 489人(H27)	中間年度(H32) 520人	目標年度(H37) 550人



まなび塾

第2節 スポーツ

課題

- ◆ スポーツは、心身両面にわたる健康の保持増進や生きがいづくり、青少年の健全育成、住民の連帯感の醸成など多様な側面からその重要性が高まっています。
- ◆ 本町では、生涯学習アンケートから、特に時間的余裕の少ない20～30歳代の地域スポーツへの関心が低いことが明らかになっています。
- ◆ また、年々スポーツ事業への参加者が減少していく傾向にあり、コミュニティ意識の希薄化や少子化の進行によって、スポーツ事業等への参加者を得るのは今まで以上に難しくなっています。
- ◆ こうした状況の中、スポーツ人口のすそ野を広げるためには、特にスポーツをしない人たちのスポーツにふれるきっかけづくりなどを積極的に行っていくことが必要です。

基本方針

- ◆ 住民のだれもが身近にスポーツに親しむことのできる機会・環境の充実に努めます。
- ◆ 子どもがスポーツに取り組む機会の提供を推進します。

基本計画

1 子どものスポーツ機会の充実

- ① 地域のスポーツ少年団の取組を支援し、運動習慣のない子どもにスポーツ参加の機会を提供します。
- ② 運動好きになるようスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

2 ライフステージに応じたスポーツの推進

- ① 住民が、体力や年齢、興味・目的などに応じて、安全にスポーツに親しむことができるよう、体育館やいきいきホールなどを運営し、スポーツ環境の充実に努めます。

3 地域スポーツ活動の推進

- ① 住民が主体となったスポーツ振興を促進します。
- ② 高齢者や障害のある人(子ども)が気軽にスポーツ活動を行える環境づくりを推進します。
- ③ 住民や町内で働く人など、だれもがスポーツを通して交流を深めることができるよう、町民運動会などスポーツ事業の内容の充実に努めます。
- ④ スポーツを始めるきっかけとなるよう「スポーツに親しむ日」や「くみやまマラソン」などの取組を実施します。

4 事業所・大学等との連携

- ① 町内の小・中・高校生と大学生とのスポーツ交流や、事業所のスポーツ活動との連携、交流の促進に努めます。

めざす目標

内容 「スポーツに親しむ日」 の開催回数	現 状 2回	中間年度(H32) 3回	目標年度(H37) 4回
内容 町民運動会参加者数	現 状 3,000人	中間年度(H32) 3,000人(現状維持)	目標年度(H37) 3,000人(現状維持)

第3節 歴史文化

課題

- ◆ 歴史や文化を知り、共有していくことは、住民のまちへの誇りや愛着、住民同士の交流を育むとともに、本町の対外的な認識を高めることにつながります。
- ◆ 本町の歴史や文化は、住民に十分には浸透しておらず、多くの住民がまちの特徴を認識されていない状況にあります。
- ◆ まちの個性である歴史・文化遺産を広く町内外に発信し、住民の誇れる地域資源にしていく必要があります。

基本方針

- ◆ 町の歴史文化の保存・継承と積極的な活用により、住民のまちへの誇りと郷土愛を育みます。

基本計画

1 歴史・文化の保存と継承

- ① 旧山田家住宅をはじめ、文化財の適切な保存と活用に努めます。
- ② 伝統行事の継承と後継者の育成に努めます。
- ③ 歴史・文化に関する情報の記録と発信に努めるとともに、伝承者の育成を促します。
- ④ 子どもたちに町の歴史や文化を知ってもらう学習機会の充実に努めます。

2 文化財の活用

- ① 町の歴史・文化を体系的に理解し、体験できる学習機会の創出に努めます。

3 歴史・文化の研究活動への支援

- ① 町の歴史・文化の研究活動やボランティア活動への支援、学習報告等を発表する機会の充実に努めます。

めざす目標



旧山田家住宅

第4節 人権・平和

課題

- ◆ 同和問題をはじめ障害のある人、高齢者、女性、子ども、外国人などへの差別と偏見のない社会をつくるには、一人ひとりの意識に訴えかける、地道な啓発活動が欠かせません。人権の意識が社会に浸透し、人々がさまざまな人権問題を身近なものとして考え、それが態度や行動に表れてくるような効果的な活動をする必要があります。
- ◆ 人々のライフスタイルは多様化してきており、個人を尊重し、個性や自立性を重視する考え方が定着しました。反面、自己の権利のみを主張し、他人の人権に配慮しない状況が増えてきました。その結果、児童や高齢者への虐待、DV、犯罪被害者への精神的被害などの問題が、新たに表面化してきています。
- ◆ 世界では未だに戦争、テロ、地域紛争などが続いており、映像メディアやゲームなどでも戦争が娯楽として日常社会に侵入してきています。本町では、平成元年の「平和都市宣言」を契機とし、平和思想の醸成を図ってきましたが、いま、「平和で暮らせること」の大切さを、改めて啓発、教育していくことが必要になっています。

基本方針

- ◆ 住民一人ひとりが、自分の問題として、人権や平和を尊重する社会をめざします。
- ◆ 一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を実現するために、人権啓発活動や相談体制を充実します。
- ◆ 平和理念の向上のために啓発や平和教育を推進します。

基本計画

1 人権意識の啓発

- ① 新人権教育・啓発推進計画に基づき、互いの人権や価値観を尊重する人権意識の高揚を図る「人権教育・啓発」の施策を推進します。
- ② 日常生活の中で起こる個別かつ具体的な人権侵害に対し、人権擁護委員や京都府人権啓発推進室・法務局と連携をとりながら、人権侵害被害者相談体制の充実に努めます。

2 平和理念の啓発

- ① 終戦記念日に平和のつどいやパネル展など、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを伝える取組を推進します。
- ② 小・中学生の広島派遣など、次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さを伝える取組を推進します。

めざす目標



第5節 男女共同参画

課題

- ◆ 男女とも、意欲に応じたあらゆる分野での活躍が望まれますが、職場や政治、行政の政策・方針決定の場においては依然として男性の優遇感が強く、社会通念・慣習やしきたりなど、多くの課題が残されています。
- ◆ 本町では、こうした状況に対応し、平成25年に「第2次男女共同参画プラン」を策定し、意識啓発や情報提供、相談体制の充実などに取り組んできましたが、そうした中から仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現など、新たな課題も見えてきました。
- ◆ また、女性相談の利用者やセミナー参加者の広がりが限られていることなどから、新たな参加者の掘り起こしやすそ野の拡大に向けた効果的な啓発方法の検討が必要となっています。

基本方針

- ◆ 「久御山町第2次男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざします。

【基本計画】

1 男女共同参画の計画的な推進

- ① 「第2次男女共同参画プラン」を円滑に推進します。

2 男女の人権の確立

- ① 広報やホームページによる啓発やイベントの開催など、住民理解の促進・啓発を図ります。
- ② 学校や保護者に対する啓発など、教育・学習を充実します。
- ③ DVやセクハラ等の人権侵害の防止啓発や女性相談の充実など女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざす取組を推進します。

3 男女共同参画による活力ある社会の実現

- ① 公募委員の登用推進など、政策・方針決定過程への女性参画の拡大を推進します。
- ② 防災・防犯活動などさまざまな分野で男女の視点と能力を生かし、地域における男女共同参画を推進します。

4 男女の仕事と生活の調和

- ① 企業等に対して労働時間短縮に向けた啓発や育児・介護休業制度の周知など、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

5 男女の健康と安心できる暮らしの支援

- ① 子育てや家事・介護等への参加について啓発し、介護等への男女共同参画を推進します。

めざす目標



第1節 健康

課題

- ◆ 「健康くみやま21」に基づき、健康づくりの知識の普及、食育などに取り組むとともに、「健康づくり推進協議会」や「食育推進ワーキングチーム会議」で計画の点検・評価を行い概ね計画通りに実施してきました。平成25年度には計画の最終評価を行い、健康づくりと食育の一体的推進をめざす「第2次健康くみやま21・久御山町食育推進計画」を策定しました。
- ◆ 今後は同計画に基づき、心身ともに健康長寿を目標に、健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- ◆ 健康寿命の延伸をめざし、疾病の早期発見のため、健(検)診の受診率の向上と、住民の健康意識の向上につながる取組が必要となっています。
- ◆ 「食」を通じた健康づくりを目的として活動する関係団体の活動への支援に加え、「食生活改善推進員協議会」の会員の育成など、食育の活性化に向けての取組が必要となっています。

基本方針

- ◆ 健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、生活習慣の改善、生活習慣病とその重症化予防、生活・社会環境の質の向上をめざします。
- ◆ 健康で心豊かな生活をめざし、食生活の見直しや食育を推進します。

基本計画

1 総合的な健康づくりの推進

- ① 「第2次健康くみやま21」に基づき、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- ② 住民の健康意識を高め、健康診査やがん検診の受診率向上につながる事業を推進します。

2 食育の推進

- ① 「久御山町食育推進計画」に基づき、関係団体等と共同で食育を推進します。
- ② 家庭や地域、保育所・幼稚園・学校などで食育を実践し、生活習慣病の予防と改善、共食を通じたコミュニケーション促進や地域の食文化の伝承を図ります。
- ③ 住民の食育と食生活改善を推進するため活動する「食生活改善推進員(久味の会)」の会員育成講座の開催や普及啓発活動を支援します。

めざす目標



第2節 保健・医療

課題

- ◆ 健康教育・健康相談体制の充実や各種健康診査など総合的な保健サービスを提供するとともに、休日・夜間の安心を高めるため、山城北医療圏における診療病院の確保に努めてきました。町内では新たな民間総合病院の建設も進み、医療サービスの一層の向上が期待されています。
- ◆ 少子化対策として、妊娠前からの支援が求められており、また母子保健においても、妊娠期からの関わりや乳幼児健診後の支援体制の強化が求められています。
- ◆ 各種健(検)診事業を通して、疾病の早期発見につながるよう、受診勧奨や受診結果へのアプローチが必要となっています。
- ◆ 社会経済状況の変化などによって、国民健康保険の加入者の低所得化が進行することが予測される中、持続可能な制度運営に努める必要があります。

基本方針

- ◆ 疾病や感染症の予防と早期発見・治療に努め、住民の健康を守るための保健事業の充実を図ります。
- ◆ 安心できる地域医療体制づくりの推進に努めます。
- ◆ 日常生活と生涯の暮らしの安心を支える国民健康保険制度の啓発と適正運営を図ります。

基本計画

1 保健事業の充実

- ① 不妊に関する情報提供や、不妊治療に要する費用の一部助成など、不妊治療を支援します。
- ② 妊娠期の支援から、乳幼児健診・相談・訪問事業などを通し、母子保健事業を推進します。
- ③ 小児および高齢者を対象に、予防接種事業を行い、疾病の予防に努めます。
- ④ 健康診査やがん検診・肝炎ウイルス検診・成人歯科健診など、各種健(検)診事業を行い、疾病の早期発見に努めます。
- ⑤ 健康教育・健康相談や訪問事業を行い、健康の保持・増進に努めます。

2 地域医療体制の充実

- ① 住民が医療機関休診時でも安心して医療を受けることができるよう、広域的医療体制の充実に努めます。
- ② 地域医療支援病院と地域医療機関の連携により、在宅医療体制の強化を推進します。
- ③ 献血啓発活動の強化や献血推進組織の支援など、献血事業の推進に努めます。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染症の発生時に、的確かつ迅速な対策実施に万全を期すため、町行動計画に基づく事業別対応マニュアル等を策定します。

3 国民健康保険制度の啓発と適正運営

- ① 納付方法の多様化など、国民健康保険税等の財源確保に向けた取組を推進します。
- ② 住民の健康を守る皆保険であることを啓発するとともに、適正な給付を行います。
- ③ 国民健康保険財政運営の都道府県広域化に向けて、京都府と連携を図りつつ、その取組を進めます。

めざす目標



第3節 高齢者福祉

課題

- ◆ 本町の高齢者は年々増加しており、人口に占める高齢者(65歳以上)比率は平成25年9月末現在で25.4%と全国水準の25.1%を上回り、すでにおよそ4人に1人が高齢者となっています。
- ◆ 特に団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)となる平成37年度に向けて、医療、介護、予防、生活支援、住まい等のサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を充実していく必要があります。
- ◆ ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、日中独居の要介護等認定者の割合も高くなることが見込まれることから、地域住民による見守りや交流、支援などの活動を推進することが必要です。

基本方針

- ◆ 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据える中で、健康寿命を延ばし、高齢者がいきいきと安心して生活できる地域づくりを推進します。
- ◆ 介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体となった包括的・継続的な支援体制を構築します。

基本計画

1 高齢者福祉の計画的な推進

- ① 高齢者保健福祉計画に基づき介護サービスの充実や総合的な介護予防を円滑に推進し、地域包括ケアの実現をめざします。

2 高齢者福祉サービスの充実

- ① 介護・医療・福祉等の各関係機関との連携を強化し、総合的な高齢者福祉サービスを充実します。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、高齢者福祉サービスの充実に努めます。
- ③ 高齢者虐待の防止や早期発見に努め、認知症高齢者を保護・支援する成年後見制度の利用など、高齢者の尊厳確保と権利擁護を推進します。

3 介護保険サービス・介護予防の推進

- ① 気軽に相談できる体制づくりや医療、介護、福祉の連携など、地域で高齢者を支えるための包括的なネットワークの構築を推進します。
- ② 地域包括ケアシステムの構築に向け、各関係機関との連携を図るとともに、地域包括支援センターの機能強化に努めます。
- ③ 在宅サービスの提供や地域での自立した生活の支援を視野に入れた「地域の拠点」となる介護老人福祉施設の整備を推進します。

4 介護が必要な高齢者のいる家族の支援

- ① 高齢者を家庭で介護している家族が安心して暮らせるよう、家族同士の交流や情報提供など在宅介護家族を支援します。

5 高齢者のいきがづくり・社会参加の推進

- ① 生涯学習や文化・スポーツ活動の振興、活動拠点の確保や高齢者の活動の支援に努めます。
- ② 高齢者同士や幅広い世代間との交流活動などを支援するとともに、いこいの場づくりや相談できる機会などの充実に努めます。
- ③ 地域の自主的な活動を促進する高齢者のリーダーの育成を図ります。
- ④ 高齢者の知識や能力発揮の場であるシルバー人材センターを活用し、高齢者への多様な就業支援を図ります。

6 国民年金制度の啓発

- ① すべての住民が国民年金を受給できるよう、加入促進や制度の周知・啓発強化により無年金者の解消に努めます。

めざす目標



第4節 障害者福祉

課題

- ◆ 障害のある人が年々増加しています。高齢者人口の増加に伴い、障害のある人やその介護者の高齢化が進んでおり、また、現代社会の精神的ストレスを要因とした精神障害が増えています。
- ◆ 障害のある人に対する各種支援策の推進、総合的な相談体制の確立、各障害の支援区分に応じた福祉サービスの充実など、障害のある人もない人も共に安心して生活できる地域社会の実現が求められています。

基本方針

- ◆ 障害のある人が住み慣れた地域で自立し、生活できるまちづくりを推進します。
- ◆ 発達に課題がある子どもの早期発見に努め、保健所や児童相談所等と連携し、乳幼児期から生涯にわたる一貫した総合的な相談体制の確立を図ります。

基本計画

1 障害者福祉サービスの充実

- ① 障害者基本計画の円滑な推進により、総合的な障害者福祉サービスの充実を図ります。
- ② 障害者総合支援法に基づき、各個人に適した福祉サービスの利用がされるよう、相談体制の充実に努めます。
- ③ 地域生活支援事業の活用により、社会参加や日中の居場所づくりなど、充実した地域生活が送れるよう、サービスの提供を図ります。
- ④ 保健所や児童相談所等と連携するとともに、乳幼児期から生涯にわたる総合的な相談体制の充実に努めます。
- ⑤ 医療費の助成など、生活支援を推進します。

2 自立支援と社会参加の促進

- ① 関係機関による就労訓練や相談体制の充実に努めます。
- ② 特別支援学校と連携し、早い段階から障害福祉サービス等の情報提供を行い、卒業後の進路の選択肢を増やせるよう努めます。
- ③ 障害のある人の文化・スポーツ活動等の充実や各種イベントへの参加機会の拡大を図ります。

3 暮らしやすい社会基盤の整備

- ① 住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、グループホームの建設を支援します。

めざす目標



第5節 地域福祉

課題

- ◆ 社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員や福祉関連事業者、団体などと協力しながら、地域福祉を推進してきました。一方で、支援を必要とする人の世帯構成や経済状況など、課題にきめ細かく対応し、よりよい支援活動を進めるためには、それぞれの連携・協力体制を強化することはもちろんのこと、新たな人材育成が必要になってきています。
- ◆ 若年層でも、生活に困窮している人が急増しています。金銭的な支援のみならず、教育や就労先など自立した生活が送れるよう総合的な支援を検討していくことが必要です。

基本方針

- ◆ 住民がともに支え合う福祉の意識を持ち、だれもが安心して地域で暮らしていけるよう、福祉のまちづくりを推進します。
- ◆ さまざまな福祉団体と連携して、生活困窮者への生活基盤や教育を含めた総合的な支援を図ります。

基本計画

1 地域福祉の計画的な推進

- ① 地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、住民の協働による福祉のまちづくり活動を促進します。

2 福祉人材や団体の育成とネットワーク化

- ① 社会福祉協議会や民生児童委員等との連携を強化し、支援の充実と安定を図ります。
- ② 行政による福祉から地域で見守る福祉となるよう、住民の意識改革を促す啓発活動に努めます。

3 地域福祉団体の活動促進

- ① 各種団体の活動支援や高齢者・障害者に対する住民理解の意識啓発、交流の場の確保に努めます。
- ② 各団体がそれぞれの活動について知り合える機会を作るとともに、各種研修や情報の提供に努めます。

4 バリアフリー化の促進

- ① 公共施設のバリアフリー化等、高齢者や障害のある人が安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ② 高齢者や障害のある人が安心して社会活動ができるように暮らしの安全対策を講じ、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、人に優しい福祉のまちづくりを推進します。

5 生活困窮者への相談・自立支援の充実

- ① 保健所や社会福祉協議会、民生児童委員協議会等と連携して、くらしの心配ごと相談等の体制の充実を図ります。
- ② くらしの資金や社会福祉協議会の貸付制度等の周知・普及により、生活困窮者の経済的な自立支援を促進します。

めざす目標



第1節 防災・減災

課題

- ◆ 平成23年3月の東日本大震災の発生や、今後、発生が予測される南海トラフ巨大地震、また、平成24年8月の京都府南部豪雨や平成25年9月の台風18号に伴う大雨特別警報の発表など、広域化・激甚化する自然災害などによって、住民の防災や減災に対する意識が高まっています。
- ◆ 地域防災計画に基づき、防災会議の開催、防災パトロールの実施、緊急時情報受発信を強化するとともに、木造住宅耐震診断への補助や民間企業との連携による避難所の確保など、災害に強い基盤づくりを進めてきました。
- ◆ また、災害発生時に迅速な対応ができる体制づくりが大きな課題となっており、特に災害の初動期には自主的な判断・行動、そして身近な地域での対応が求められることから、防災リーダーの育成や個々の住民の防災・減災知識の習熟などが必要です。
- ◆ 災害時には正確で迅速な情報が重要であり、情報伝達の確実性の向上も課題となっています。
- ◆ 武力攻撃等、緊急事態に備えた計画のさらなる整備が必要です。

基本方針

- ◆ 自助・共助の意識啓発や防災組織の育成により、災害時における住民の適切な行動を促進します。
- ◆ 災害を防ぎ、発生時にも被害を最小限に抑制する減災の仕組みづくりを推進します。
- ◆ 大規模災害時等、災害時に速やかに必要な支援を得る(する)ため、遠隔地の市町村や関係機関などとの災害応援協定の締結を図ります。

基本計画

1 防災・減災体制の強化

- ① 災害発生時に迅速かつ適切な対応が図れるよう、「久御山町地域防災計画」の計画的な見直しを行うとともに、万一に備えた初動体制等の充実や、避難行動要支援者、外国人などの災害弱者も含めた総合的な防災・避難体制の構築を図ります。
- ② 自助・共助の観点から、住民や企業、行政が連携し、自主防災組織の活動支援や防災士・防災リーダーの育成に努め、災害に強い組織づくりや災害時の支援体制づくりを進めることで地域防災力の向上を図ります。
- ③ 大規模災害等に備え、遠隔地の市町村や関係機関との災害応援協定の締結を図ります。
- ④ 災害時の効果的なボランティア活動を推進するため、災害ボランティアセンターを設置します。

2 防災に対する住民意識の啓発

- ① 平常時から防災・減災を意識した自治会活動等を推進するとともに、発災時にお互いに助け合える関係を築いていけるよう出前講座等を通じて啓発活動を推進します。
- ② 防災意識の高揚を図り、だれもが万一の災害に対応できるよう、防災訓練の開催や避難場所などの周知に努めます。

3 災害時の情報伝達体制の強化

- ① 住民等へ迅速かつ的確に情報を伝達し、地域からの情報を効率的に収集できるよう、防災情報システム等の効果的な運用や情報伝達体制の確立に努めます。

4 災害に強い基盤の整備

- ① 危険物施設等の防災対策や防災用資機材の整備、既存建築物の耐震化を促進し、都市防災対策の充実を図ります。

5 緊急事態危機対応の整備

- ① 武力攻撃等の緊急事態に備え、避難誘導や救援体制等を確立し、国民保護計画の充実と実効性の向上を図ります。

めざす目標

<p>内容</p> <p>避難行動要支援者 名簿登録者数</p>	<p>現 状</p> <p>90人(H26)</p>	<p>中間年度(H32)</p> <p>200人</p>	<p>目標年度(H37)</p> <p>500人</p>
<p>内容</p> <p>自主防災リーダー 研修会参加者数</p>	<p>現 状</p> <p>68人(H26)</p>	<p>中間年度(H32)</p> <p>80人</p>	<p>目標年度(H37)</p> <p>100人</p>
<p>内容</p> <p>校区防災訓練 参加者数 (3校区計)</p>	<p>現 状</p> <p>1,342人(H27)</p>	<p>中間年度(H32)</p> <p>1,500人</p>	<p>目標年度(H37)</p> <p>1,700人</p>



校区防災訓練



防災パトロール

第2節 消防（火災・救急・救助）

課 題

- ◆ 本町においては、広域幹線道路の整備等に伴う各種災害・事故の広域化や複雑化に備え、消防職員の研修や資機材の増強整備、消防団員の確保や女性消防団の育成、住民に対する応急手当ての普及啓発等に努めてきました。地域防災力の中核となる消防団については、高齢化の進行や消防団員のサラリーマン化による団員確保の困難さ、応召人員の低下などが危惧され、地域の状況に応じた団員確保や消防体制づくりが必要です。
- ◆ 火災の複雑化や救急活動の高度化等に対応し、資機材の維持管理、老朽化した消防車両・資機材の更新が必要です。
- ◆ 火災の発生を予防するため、自治会や事業所等の防火意識の高揚を図ることが必要です。

基本方針

- ◆ 複雑多様化する火災・災害に対応できる常備消防・消防団の強化を図ります。
- ◆ 幹線道路や企業の立地など、まちの特性に応じた救急・防火体制の充実を図ります。

基本計画

1 消防力の強化

- ① 各種訓練、研修を実施し、消防職員・団員の知識・技術の向上に努めます。
- ② 消防力強化に向け、常備消防の広域化などを推進します。
- ③ 地域に密着した消防活動の推進に向け、消防団の活動を広く周知するとともに、消防団員の人員確保や育成に努めます。
- ④ 消防組織の強化や消防水利の増強整備、機械器具・資機材等の整備など、消防機能の拡充を図ります。

2 救急・救助体制の強化

- ① 各種研修等に参加し、職員の知識・技術向上に努めます。
- ② 消防機関と医療機関の連携強化、救急救命士等に対する指示、指導、助言体制の充実など、救急業務の高度化を図ります。
- ③ 普通救命講習や応急手当講習の実施や、公共施設等(集会所等)にAEDを設置するなど救命率の向上に努めます。
- ④ 資機材等の整備により、複雑多様化する救急救助事故への対応に努めます。

3 火災予防体制の強化

- ① 自治会に対して、集団防火指導や広報活動を実施し、防火意識の高揚を促します。
- ② 事業所に対して立入検査、消防訓練を実施し、防火管理や危険物の保安全管理の向上による火災予防の徹底を図ります。
- ③ 住宅用火災警報器の設置、維持管理の促進により、住宅火災被害の低減に努めます。

めざす目標



第3節 防 犯

課 題

- ◆ 本町では生活安全条例に基づき、犯罪の未然防止など住民の安全確保に取り組んできましたが、高度情報化の進展、コミュニティ意識の希薄化などから、犯罪の広域化・高度化や情報技術を利用した新たな犯罪への危惧が高まっており、多様化する犯罪等に対する危険意識や知識の向上が必要です。
- ◆ 安全・安心なまちづくりに向け、地域ぐるみの監視体制の確立や防犯活動を推進していく必要があります。
- ◆ 社会的に弱い立場の人が犯罪に巻き込まれることも少なくないことから、関係機関や地域と一体となって被害者に対するさまざまなケア体制を強化していく必要があります。

基本方針

- ◆ 地域ぐるみで防犯体制を整え、安全・安心なまちづくりを推進します。

基本計画

1 防犯環境の向上

- ① 久御山町生活安全条例の適正な運用により、犯罪、事故、災害から住民の安全の確保に努めます。
- ② 犯罪の防止・抑制への地域ぐるみの取組や防犯灯・防犯カメラの増設など、安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- ③ 管内における犯罪事案等の情報共有や効果的な防犯パトロールの展開など、京都府や京都府警察、町内の防犯関係団体と連携し、監視体制の強化に努めます。
- ④ 地域における交通事故や犯罪の防止・減少に向け、新たな交番の設置を要望します。

2 啓発活動の推進

- ① 「久御山町安全・安心の日」の周知を図り、住民や事業所などの自主的な活動の促進と、安全・安心に関する情報提供に努めます。
- ② 携帯電話やパソコンなどの情報端末の普及に伴い、振込詐欺など多様化する犯罪に対し、危険意識の向上と予防策の啓発に努めます。

3 犯罪被害者対策の推進

- ① 関係部局によるサポートチームの設置など、犯罪被害者の精神的負担の軽減や適切な支援に努めます。
- ② 関係機関との連携により、年齢や性別など犯罪被害者の立場を考慮した総合的な取組を推進します。

めざす目標

内 容 刑法犯認知件数 (町内)	現 状 376件(H26)	中間年度(H32) 330件	目標年度(H37) 300件
内 容 防犯カメラ設置台数	現 状 5台(H26)	中間年度(H32) 25台	目標年度(H37) 30台

第4節 交通安全

課題

- ◆ 近年の京都南道路(国道1号)や国道478号の整備に伴い、本町における交通量はますます増加しています。一方、道路交通における交通事故発生数、死亡者数は減少傾向にありますが、高齢者の交通事故数は全体の4割を占めるなど増加傾向にあり、高齢者や子どもの交通安全意識の高揚が必要です。
- ◆ 違法駐車数は減少傾向にありますが、重点的に対策が必要な路線があるなど、警察と連携し、今後も継続した取組が必要です。

基本方針

- ◆ 交通安全意識の啓発を行うとともに、安全な道路環境の創出により、交通事故の発生を抑制します。

基本計画

1 交通安全意識の啓発

- ① 町交通安全対策協議会の活動を中心に、警察と連携して、住民の交通安全意識の高揚に向けた啓発活動を推進します。
- ② 交通被害者に対する相談支援に努めます。

2 安全な道路環境の創出

- ① 交通パトロール員の配置等を実施するとともに、各種団体等の協力を得て、違法駐車や放置車両等の防止・減少に向けた取組・啓発を推進します。
- ② 交通安全施設の適切な維持管理と設置を推進し、暗がりなどによる交通事故のない安全な道路環境を創出します。また、交通安全灯については、LED化を推進し、効率的な維持管理に努めます。



めざす目標

内容 高齢者の事故 死傷者数の減少	現 状 53件(うち死亡3件) (H26)	中間年度(H32) —(うち死亡0件)	目標年度(H37) —(うち死亡0件)
内容 町内交通事故 発生件数	現 状 236件(うち死亡3件) (H26)	中間年度(H32) —(うち死亡0件)	目標年度(H37) —(うち死亡0件)
内容 安全灯のLED 導入率	現 状 2%(H25)	中間年度(H32) 100%	目標年度(H37) 100%

第5節 消費生活

課題

- ◆ 製品や食の安全安心に係るトラブルの発生、情報化の進展等に伴う特殊詐欺や悪質商法の被害など、消費生活をとりまく不安が高まっています。
- ◆ 本町においては、消費生活の専門員を配置し、京都府と連携しつつ、多様な相談への対応が可能な相談体制の充実を図ってきました。
- ◆ 高度化・多様化する消費生活トラブルの予防や防止には住民一人ひとりの意識・知識が重要なことから、消費者の意識を高める啓発を継続的に行っていくことが必要です。
- ◆ 被害を受けた人が気軽に相談できる相談体制の一層の充実が必要です。

基本方針

- ◆ 消費者被害の未然防止と発生時の相談体制の充実に努め、安心できる消費生活を支援します。

基本計画

1 消費者への啓発・相談体制の充実

- ① 被害にあいやすい高齢者を中心に、消費者に対するトラブル予防の啓発に努めます。
- ② 消費生活トラブルが発生した場合、関係機関と連携しつつ、安心して相談できる窓口の充実に努めます。

めざす目標



第1節 コミュニティ・交流

課題

- ◆ 本町では、自治会を中心としたコミュニティが地域活動を支えています。自治会への加入率は年々減少し、少子高齢化の進行によるコミュニティ意識の希薄化や役員の成り手不足など組織体制の弱体化が進んでいます。
- ◆ 防災・防犯に関する体制整備や、高齢者の見守り活動など、地域における安全・安心のまちづくりや地域の実情に応じた課題解決に向け、自治会の組織力の強化が必要です。
- ◆ 小規模な自治会など各自治会が孤立化しないよう自治会同士の交流・連携を図るため、自治会同士の情報交換やリーダーの交流を進めていく必要があります。

基本方針

- ◆ 自治会活動に対する住民の意識啓発や自治会への加入促進を図ります。
- ◆ 各自治会の状況や特色、課題に応じた主体的な活動の活性化を支援します。
- ◆ 町内外での地域・団体・住民の多彩な交流を促進します。

基本計画

1 自治会活動の促進

- ① 自治会活動を支援するとともに、自治会活動活性化に向けた情報発信の充実を図ります。
- ② 自治会の加入率の低い地域の加入促進や未組織地域の組織化を推進します。
- ③ 同じ課題を持った自治会のリーダーや組織同士の交流、共同の勉強会などの機会づくりを推進します。
- ④ 自治会活動の拠点となる集会所や公会堂等のコミュニティ施設の整備を支援します。
- ⑤ 自治会など地域にある団体が、自主的に魅力ある地域づくりに取り組まれる活動を支援します。

2 多彩な交流の促進

- ① 町民運動会など町内のさまざまな行事等を通じて、各世代や各地域など多様な交流活動を促進します。
- ② 美化運動や介護予防、防災講習など、住民の関心が高く、参加のきっかけとなる身近な活動の取組を支援します。
- ③ 子ども会やシニアクラブなど地域における各種団体活動を支援します。
- ④ 地域でふれあえる公園の整備・改修を図ります。
- ⑤ ワーウィック市(オーストラリア)をはじめ、さまざまな国の人々との交流を支援し、国際性豊かな人づくりを促進します。
- ⑥ 町内に在住する外国人が、安心して暮らせる地域社会をめざします。

めざす目標



第2節 住民参加・協働

課題

- ◆ 住民の生活や価値観が多様化し、均一的・画一的な行政サービスでは、そのニーズに対応できなくなっています。そのため、だれもが社会の一員として参加して、住みやすいまちをつくる仕組み(協働のまちづくり)が求められています。しかし、価値観の多様化により個の意識が高まるとともに、行政への関心や参加意識の低下が見受けられます。
- ◆ まちづくりの計画や町行政の情報を迅速に提供するため、広報誌やホームページ等による住民への情報提供を進めてきましたが、自ら暮らすまちに関心を持ち、地域のことを知り、まちづくりへの参加を促す住民の意識を高めていくことが必要です。
- ◆ 公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことから、若年層の政治・選挙への関心を高めていくことが課題となっています。同時に教育現場での啓発を検討することも必要です。

基本方針

- ◆ 住民と行政の協働のための意識啓発と仕組みづくりを推進します。
- ◆ 住民の主体的なまちづくりへの参加を促進するため、多様な情報発信の手段を活用し、迅速・正確で住民が興味を抱くような情報提供を行います。
- ◆ 新たな課題に的確に対応するため、専門的な支援や研究が行える機関等との連携・協働を推進します。

基本計画

1 住民参加・協働のまちづくりの促進

- ① まちづくりの主体としての住民の協働まちづくりに対する意識の啓発に努めます。
- ② 多様な住民からの意見聴取や住民提案の機会づくりを推進します。
- ③ 小学校・中学校などにおける選挙啓発の取組を通して、主体的なまちづくりや町政参加意識の醸成に努めます。

2 まちづくり活動や行政に関する情報提供の充実

- ① 広報誌やホームページ、エフエム宇治放送などの従来の手段に加え、SNSなど多様な手段を用い、住民や各種団体などによるまちづくり活動や行政に関する情報をわかりやすく、迅速に発信します。
- ② 出前講座により、各種制度やまちづくりに関する情報をわかりやすく周知します。
- ③ 住民の知る権利の保障と、透明性の高い開かれた行政運営に向け、情報公開を推進します。

3 大学やNPO等との協働と連携

- ① NPOやボランティア等のコミュニティ活動への支援や地域リーダーの発掘・育成に努めます。
- ② 大学や企業等と連携し、地域課題の解決に向けた新たな協働を推進します。

めざす目標



第1節 行財政運営

課題

- ◆ 本町の町税収入は、平成9年度をピークに減少しており、各種交付金を含め、今後も歳入の大幅な伸びは期待できないと見込まれます。
- ◆ 厳しい財政状況が続く中、人口の減少や少子高齢化の急激な進行などの社会情勢の変化、住民の行政に対するニーズの多様化・複雑化など、新たな行政課題への対応も急務となっており、これらの課題に対応するため、将来に向けて持続可能な行財政運営をしていくことが必要です。
- ◆ 健全な財政を維持するには安定した税収が必要不可欠であり、財源の積極的な確保とともに、京都地方税機構との連携強化による徴収率の向上や納税環境の拡充に努めることが必要です。
- ◆ 職員の資質の向上と組織力の向上をより効果的に進めるため、ニーズの把握や研修成果の検証など職員研修の充実に向けた取組が必要となっています。また、本町に適した有効な人事評価制度により、さらなる職員意識の啓発が必要です。

基本方針

- ◆ 住民に支持される自立したまちとして、効率的で持続可能な行財政運営を推進します。
- ◆ 公平公正な税負担の実現と持続可能な財政運営の推進に向け、町税の適正な賦課・徴収を行うとともに、新たな税収の確保に向けた定住促進や産業活力発揮にかかる施策を推進します。
- ◆ コンプライアンスを徹底し、組織力の強化と職員の資質向上を図ります。

基本計画

1 計画的・効率的な行政運営

- ① 町政運営の基本となる総合計画の進行管理を適切に行います。
- ② 行政評価制度による施策や事務事業の改善をはじめ、住民サービスの最適化を図る行政改革を推進します。
- ③ 民間の経営視点による行政サービスの維持・向上が図れるよう、民間活力の導入を推進します。
- ④ 施策検討の基礎となる各種統計調査を適切に行います。
- ⑤ 老朽化が進む公共施設について、統廃合を含めた計画的な管理・運営を推進します。

2 健全な財政運営

- ① 中期財政計画に基づく計画的な財政運営により、限られた財源の効率的な運用を図ります。
- ② 新地方公会計制度を導入し、資産の適切な管理・運営を図ります。
- ③ 国や京都府等の交付金の確保やふるさと納税の活用など、積極的な財源の確保を図ります。
- ④ 京都地方税機構との連携や納税方法の充実による納税者の利便性向上など、公平で適正な税の徴収に努めます。
- ⑤ 広報誌やホームページを活用し、税の仕組みや財政情報を住民にわかりやすく周知し、財政運営の透明性の確保に努めます。

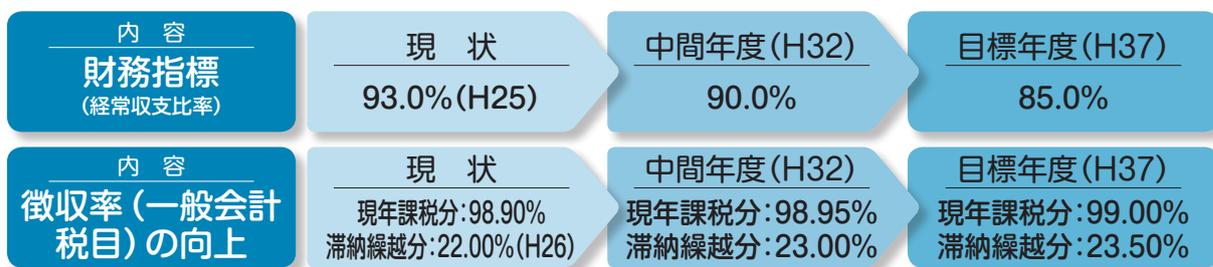
3 広域連携の推進

- ① 近隣市町と連携し、城南衛生管理組合や京都地方税機構、京都府後期高齢者医療広域連合など各種事務事業の共同処理による効率的な事務処理を図ります。
- ② 持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険制度の財政基盤の安定化等、都道府県広域化を推進します。

4 組織力の強化と職員の資質向上

- ① 複雑・多様化する行政需要に対応し、住民に支持される組織機構づくりを図ります。
- ② 専門的研修の充実や人事評価の適切な運用により、組織力の強化と職員の資質向上や意識改革を図ります。

めざす目標



役場庁舎

第2節 情報化推進

課題

- ◆ 本町では、情報化社会の進展とともに、戸籍の電算化など利便性の高い行政サービスの推進に努めてきました。
- ◆ インターネットや携帯端末の普及に伴い、予想がつかないスピードで急速に進展する情報化社会に対応し、住民の多様な行政需要やマイナンバー制度など新たな仕組みに迅速・適切な対応を図ることが必要です。
- ◆ そのため、ICTの利活用による情報化のさらなる推進や住民サービスシステムの充実、情報セキュリティの確保や個人情報の適切な保護など、情報基盤・システムの強化と対応力の向上により、職員が正確かつ迅速に情報を管理し、効率的に業務を遂行することが求められています。

基本方針

- ◆ 情報化社会の高度化に対応した行政運営を推進します。
- ◆ 情報化社会の高度化に対応した効率的で利便性の高い住民サービスを推進します。

基本計画

1 行政の情報化の推進

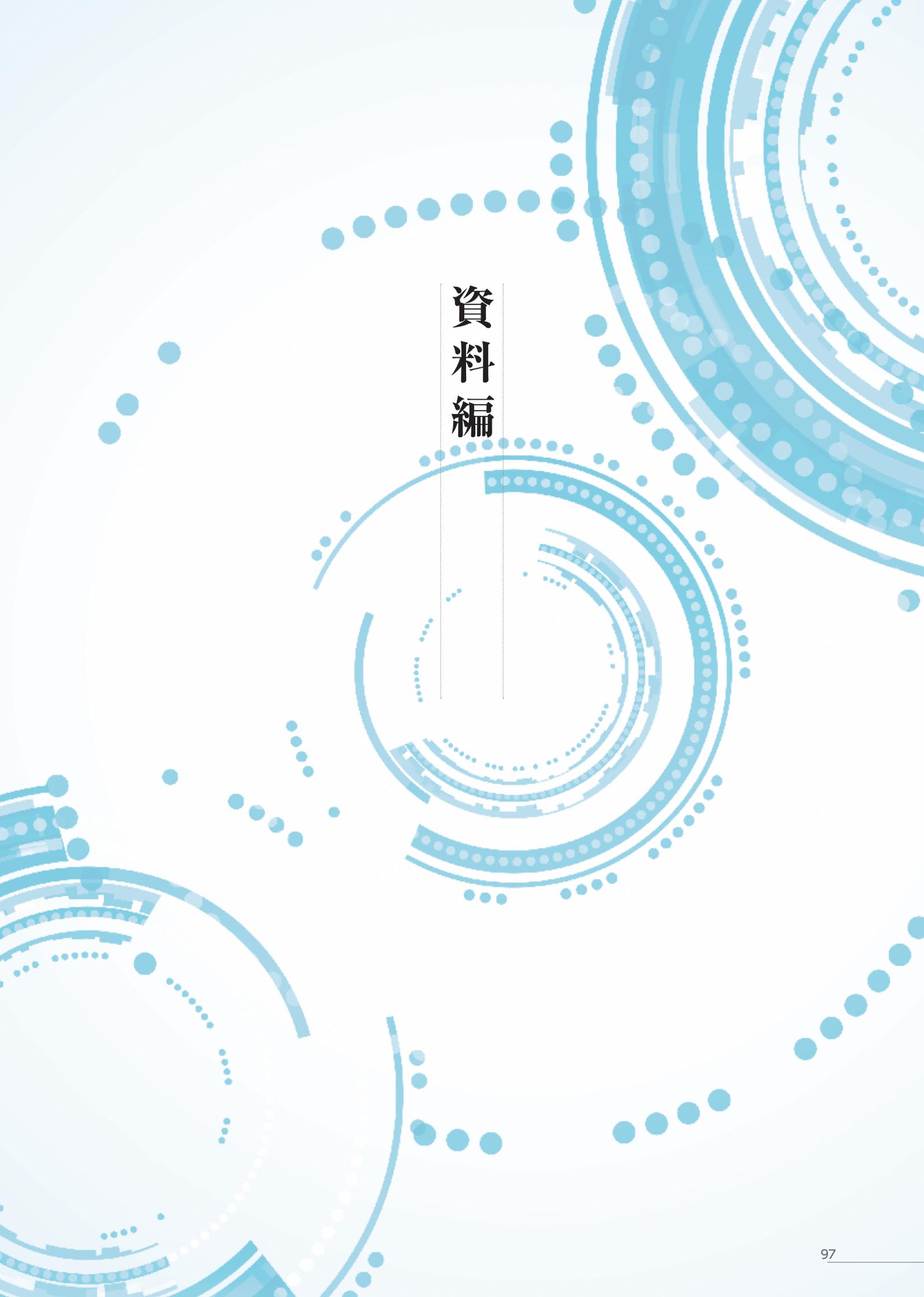
- ① 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への対応など、時代に即した効率的・効果的な情報システムの構築・運用管理を推進します。
- ② 組織内での情報共有など、行政運営の簡素化・効率化により、利便性の高い行政サービスに努めます。
- ③ 個人情報や情報資産の適切な保護、セキュリティ強化に努めます。

2 情報社会への対応

- ① 高度情報化社会に対応した提供コンテンツの充実や電子申請、届出など、電子自治体の実現に向けた取組を進めます。
- ② 情報弱者に対するさまざまな手段を確保しつつ、防災や教育・福祉分野などにおけるICTの利活用を図ります。

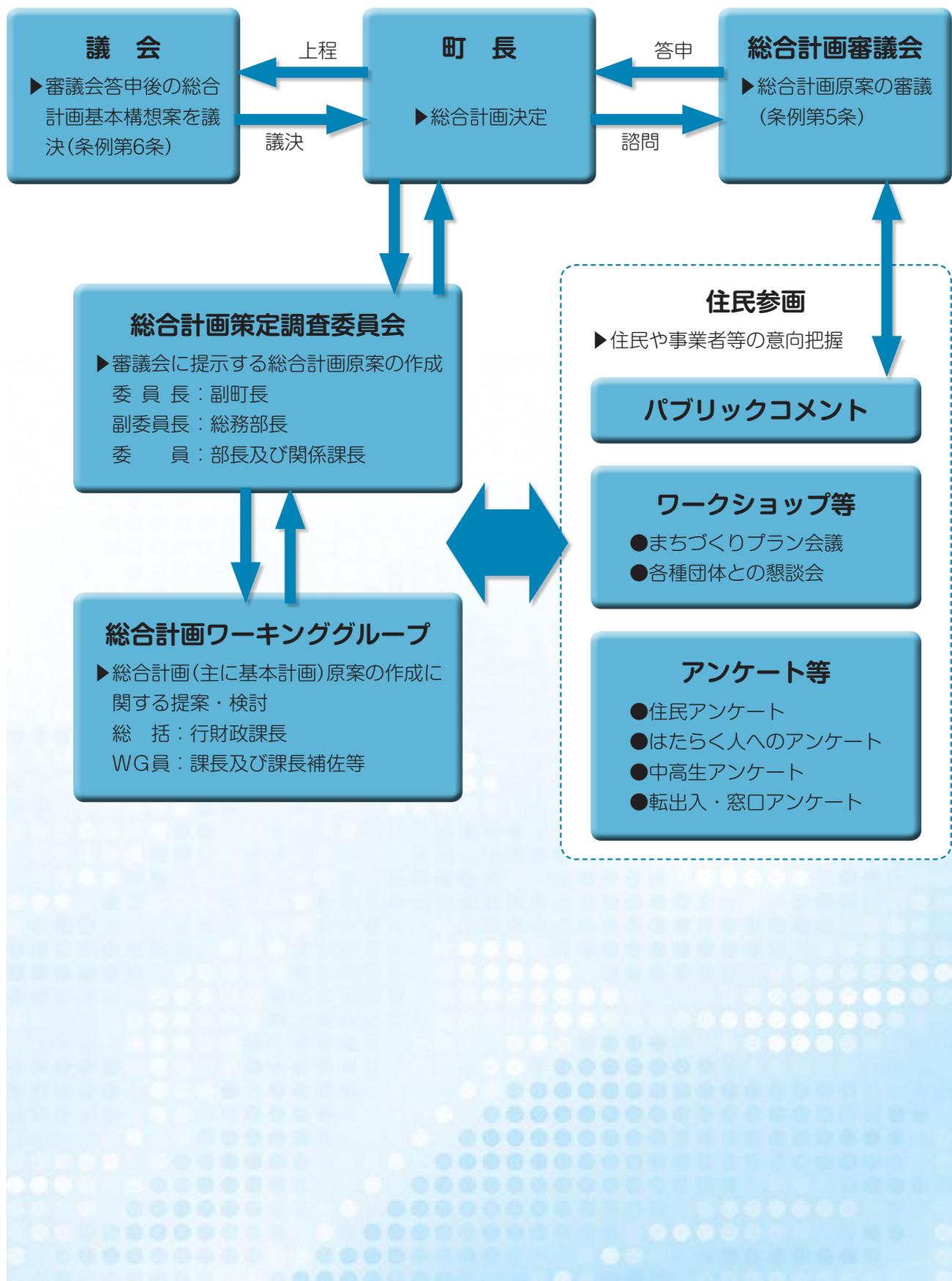
めざす目標



The background features several large, overlapping circular patterns in various shades of blue. These patterns consist of concentric rings, some solid and some dotted, creating a sense of depth and movement. The overall aesthetic is clean, modern, and technical.

資料編

第5次総合計画策定に係る取組・組織等関係図



第5次総合計画の策定経過

久御山町総合計画条例の制定

- パブリックコメント実施 平成26年1月15日～1月31日 ※ 意見なし
- 平成26年3月議会議決 平成26年3月28日公布(久御山町条例第5号)

住民参画関係

まちづくりアンケート調査

● 住民アンケート調査

調査対象 町内に居住する満20歳以上(基準日：平成26年6月15日)の方の中から、住民基本台帳をもとに無作為抽出した2,470人

調査日 平成26年7月1日～7月15日

回収数	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
全体	2,470	913	913	37.0%

● 中高生アンケート調査

調査対象 久御山町内の中学校・高校に通学する中学3年生・高校3年生

調査日 平成26年7月上旬

回収数	配布数	回収数	有効回収数	(参考)生徒数
全体	459	459	459	477
中学3年生	146	146	146	161
高校3年生	313	313	313	316

● はたらく人へのアンケート調査

調査対象 町内事業所の就業者(主に従業者向け)

調査日 平成26年8月18日～9月10日

回収数	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
(事業所回収数)	368	143	143	38.9%
調査票回収数	—	1,036	1,036	—
調査票による回答	2,806	1,027	1,027	36.6%
ホームページによる回答	—	9	9	—

転出入・窓口アンケート

● 転入・転出者アンケート調査

調査対象・方法 住民福祉課窓口で転入者・転出者にアンケートを手渡しし、回収箱に投函

調査日 平成25年12月10日～平成26年12月末

回収数 転入者アンケート(98)、転出者アンケート(70)

● 窓口・施設サービスアンケート調査

調査対象・方法 窓口等にアンケート(A5サイズ)を設置し、回収箱へ投函

実施窓口 役場庁舎 各課窓口、中央公民館、総合体育館、ゆうホールなど

調査日 平成25年12月10日～平成26年12月末

回収数 窓口サービスアンケート(21)、施設サービスアンケート(95)

■ まちづくりプラン会議

目的 ▶ 「まちの将来のあるべき姿」や「今後必要な施策」など、まちづくりについて自由に議論していただく（ワークショップ形式）

委員等 ▶ 20名 一般公募等9名 …広報、HP、各施設窓口で募集

町内在住18歳以上、募集期間：7月1日～7月15日

各種団体推薦11名

- 第1回 26年8月25日 「お互いを知り合おう」
- 第2回 9月18日 「地域の絆を守り、創ろう」
- 第3回 10月6日 「若者が定住し続けるまちをつくろう」
- 第4回 10月22日 「久御山町のシティプロモーションを考えよう」
- 第5回 11月26日 「取り組み提案をまとめよう」

■ 各種団体との懇談会

目的 ▶ 「これからの10年間のまちづくりについて、魅力的なまちをつくるために必要なこと、住民としてできること」をテーマにした町長と各種団体との意見交換

- 27年5月16日 自治会長会 参加者23自治会、23人
 - 5月19日 産業・防災関係 参加者18団体、21人
 - 5月21日 民生関係 参加者12団体、15人
 - 5月23日 教育関係 参加者12団体、19人
- 合計 65団体、78人

■ 広報くみやま掲載

- 26年1月15日号 「窓口アンケートの実施」「総合計画条例パブリックコメントの実施」
- 6月15日号 「まちづくり（住民）アンケート調査の実施」
- 7月1日号 「まちづくりプラン会議委員募集」
- 27年 1月1日号 「まちづくりアンケート調査結果概要」
- 9月1日号 「総合計画審議会諮問・総合戦略有識者会議立上げ」
- 11月1日号 「第5次総合計画（原案）・総合戦略（中間案）パブリックコメントの実施」
- 28年 4月1日号 「第5次総合計画の策定」

■ パブリックコメント

募集テーマ ▶ 「久御山町第5次総合計画（原案）、久御山町人口ビジョン・総合戦略（中間案）」

原案等の配布・公表方法 ▶

- ①広報くみやま11月1日号で意見募集記事を掲載
→ 11月9日に広報配布世帯・事業所にパンフレット・意見募集用紙配布（約7,750部）
- ②町ホームページに各計画の本編、パンフレット・意見募集用紙を掲載
- ③各公共施設に各計画の本編、パンフレット・意見募集用紙を配置
- ④町内事業所（従業員50人以上）26事業所へ依頼（郵送・商工会と連名）
あわせて商工会ホームページにリンク貼付

意見の募集期間 ▶

平成27年11月9日（月）～11月30日（月）（約3週間）

実施結果 ▶ 提出人数 34人（郵送28人、メール2人、持参4人） 内容件数 63件

庁内推進体制

久御山町第5次総合計画策定方針の決定

○平成26年5月21日

久御山町第5次総合計画策定調査委員会

○平成26年5月2日 要綱制定

【委員長：副町長、副委員長：総務部長、委員：部長級、総務課長、都市整備課長、産業課長】

- 第1回 5月14日
 - ・策定調査委員会設置について
 - ・第5次総合計画策定方針について
- 第2回 10月7日
 - ・住民アンケート結果について
 - ・土地利用構想（住街区促進ゾーンの方向性）について
- 第3回 11月26日
 - ・土地利用構想、人口フレームについて その1
 - ・第5次総合計画の方向性検討について その1
- 第4回 12月15日
 - ・土地利用構想、人口フレームについて その2
 - ・第5次総合計画の方向性検討について その2
- 第5回 平成27年3月27日
 - ・基本構想について
- 第6回 5月11日
 - ・基本構想、基本計画について
- 第7回 6月11日
 - ・基本構想、基本計画について その1
- 第8回 6月15日
 - ・基本構想、基本計画について その2
- 第9回 12月14日、15日
 - ・第5次総合計画策定/人口ビジョン・総合戦略策定スケジュール等について
 - ・総合計画審議会取りまとめについて
- 第10回 平成28年2月10日
 - ・第5次総合計画（案）について

久御山町第5次総合計画策定調査ワーキンググループ

○平成26年5月2日 要綱制定

【統括：行財政課長、グループ員：課長級、部会員：各課1名（課長補佐、係長、主査から）】

- 第1回 5月27日
 - ・ワーキンググループ設置について
 - ・第5次総合計画策定方針について
 - ・住民アンケート実施について
- 第2回（部会第1回） 7月15日
 - ・第4次総合計画の評価・課題検証実施について
- 第3回（部会第2回） 10月14日
 - ・住民アンケート結果について
 - ・第4次総合計画の評価・課題検証 その1
- 第4回（部会第3回） 10月29日
 - ・第4次総合計画の評価・課題検証 その2
- 第5回（部会第4回） 12月8日
 - ・プランニングシート記入実施について
- （部会第5回） 平成27年1月20日
 - ・第5次総合計画基本計画の検討について その1
- （部会第6回） 1月29日
 - ・第5次総合計画基本計画の検討について その2
- 第6回 6月1日
 - ・第5次総合計画基本計画（原案）について
 - ・第5次総合計画基本構想（原案）施策大綱について

総合計画審議会

○第1回 平成27年7月7日

- ・委 嘱 ・会長及び職務代理者の選出 ・第5次総合計画(原案)の諮問
- ・審 議 (1)第5次総合計画基本構想(原案)について
- ・審議会の進め方(案)について

○第2回 8月7日

- ・審 議 第5次総合計画基本構想(原案) (1)まちの将来像について (2)土地利用構想について
(3)人口フレームについて (4)施策の大綱について
- ・パブリックコメントの実施について

○第3回 9月8日

- ・審 議 第5次総合計画基本構想(施策大綱)・基本計画テーマ別審議
(1)「第1章 魅力と個性にあふれた強い産業を育みます」について
(2)「第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます」について

○第4回 10月1日

- ・審 議 第5次総合計画基本構想(施策大綱)・基本計画テーマ別審議
(1)「第3章 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくります」について
(2)「第4章 地域の力を結集した教育を進めます」について

○第5回 10月13日

- ・審 議 第5次総合計画基本構想(施策大綱)・基本計画テーマ別審議
(1)「第5章 人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます」について
(2)「第6章 誰もが住みなれた場所でいきいき暮らせる地域をつくります」について

○第6回 11月2日

- ・審 議 第5次総合計画基本構想(施策大綱)・基本計画テーマ別審議
(1)「第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます」について
(2)「第8章 地域力を活かした協働のまちづくりを進めます」について

○第7回 11月17日

- ・審 議 第5次総合計画基本構想(施策大綱)・基本計画テーマ別審議
(1)「第9章 『健全・安定・継続』した行財政運営を進めます」について
- ・久御山町人口ビジョン・総合戦略(中間案)について

○第8回 12月7日

- ・審 議 (1)パブリックコメントの結果について (2)重点プロジェクトについて

○第9回 12月21日

- ・審 議 (1)総合計画審議会取りまとめ(たたき台)について

○第10回 28年1月14日

- ・審 議 (1)総合計画審議会取りまとめ(たたき台)について その2

○第11回 1月28日

- ・審 議 (1)総合計画審議会 答申について

○答申 2月9日

- ・町長へ答申書の提出

久御山町総合計画条例

平成26年3月28日
条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、町政運営の基本となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための基本方針を示す計画(以下「総合計画」という。)の構成及び位置付け並びにその策定方針を明らかにするとともに、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、住民参画による総合計画の策定を行い、もって住民との協働と連携を基本としたまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 町の将来の目標及び目標達成のための施策の大綱を示すもの
- (2) 基本計画 基本構想の施策の大綱に基づき、行政各分野における施策の内容及び施策を構成する事業の基本的方向を体系的に示すもの
- (3) 実施計画 基本計画で示した施策の実現を図るために実施する事業を具体的に示すもの

(構成及び位置付け)

第3条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

2 総合計画は、町の最上位の計画とし、町が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(策定方針)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的かつ計画的見地から策定するものとする。

- 2 総合計画は、住民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、住民参画により策定するものとする。
- 3 総合計画は、地域の実情及び社会経済情勢の変化を踏まえ、長期的かつ適切な計画期間を設定するものとする。
- 4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(久御山町総合計画審議会)

第5条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する町長の附属機関をいう。)に諮問するものとする。

- 2 前項の規定による諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、町長に答申するため、久御山町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 3 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 町議会が推薦する町議会議員
 - (2) 関係行政機関・委員会・団体等の役職員
 - (3) 町政に関し優れた識見を有する者
 - (4) 町の職員
- 5 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。
- 6 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第8条 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について、適宜に公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 久御山町総合計画審議会設置条例(平成7年久御山町条例第2号)は、廃止する。



総合計画審議会

久御山町総合計画審議会

※順不同・敬称略

委員名簿

任命区分		氏名	構成団体等名(役職名等)	備考
第1号委員	町議会が推薦する 町議会議員	島 宏 樹	久御山町議会議長	
		戸 川 和 子	久御山町議会総務事業常任委員長	
第2号委員	関係行政機関・ 委員会・団体等の 役職員	湯 瀬 敏 之	京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室長	
		榊 田 俊 夫	久御山町民生児童委員協議会会長	
		岸 喜代至	久御山町社会福祉協議会会長	
		中 村 勝 之	久御山町シニアクラブ連合会会長	
		嵩 月 裕 子	久御山町食生活改善推進員協議会「久味の会」会長	
		西 田 毅	久御山町都市計画審議会会長	
		西 村 好 子	久御山町商工会会長	
		奥 田 富 和	久御山町農業委員会会長	
		田 中 壽 嗣	京都やましろ農業協同組合 久御山町運営協議会会長	
		坂 正 義	久御山町教育委員会委員長	職務代理
		河原崎 博 之	久御山町体育協会会長	
久 乗 清 和	久御山町消防団団長			
第3号委員	識見を有する者	依 田 博	神戸大学名誉教授	会長
		稲 村 正 樹	豊かな心づくり推進協議会会長 循環型社会推進委員会会長	
		梅 田 恵	前) 東角小学校附属幼稚園PTA会長	
		山 田 貴 子	子育てサークル S☆Friends	
		奥 野 晴 美	民生児童委員	
		浦 部 剛	介護老人保健施設 ひしの里事務長	
		坂 井 美奈子	介護サポーター	
		井 上 浩 子	女性の船経験者	
岸 直 也	司法書士			
第4号委員	町の職員	田 中 悠紀彦	久御山町副町長	

諮問書

7 久総行第133号
平成27年7月7日

久御山町総合計画審議会会長 様

久御山町長 信 貴 康 孝

久御山町第5次総合計画の策定について(諮問)

久御山町第5次総合計画を策定するに当たり、久御山町総合計画条例(平成26年久御山町条例第5号)第5条第1項の規定に基づき、別添の「久御山町第5次総合計画(原案)」について、貴審議会の意見を求めます。

答申書

平成28年 2月 9日

久御山町長 信 貴 康 孝 様

久御山町総合計画審議会
会長 依 田 博

久御山町第5次総合計画の策定について(答申)

平成27年7月7日付け7久総行第133号で諮問の上記のことについて、次のとおり答申します。
当審議会は、これまで11回の審議会を開催し、慎重に審議を重ねるなか、各委員から数多くの貴重な意見が出されました。これらの意見やその意見に対する当審議会の考え方、原案を修正する必要があると判断した内容に係る修正案については、別添のとおり取りまとめております。また併せて、パブリックコメントに対する当審議会の考え方も整理しています。

今後は、これらの意見等に十分配慮し、住民や事業者、各種団体等の理解と協力のもと、健全な財政運営を図るなかで、まちの将来像「つながる心 みなぎる活力 京都南に『きらめく』まち ～ 夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～」の実現に努められることを要望します。

※別添(略)



まちづくりプラン会議

設置要綱

(設置)

第1条 久御山町第5次総合計画策定調査の一環として、住民や事業者など幅広い層から、まちづくり全般について自由な発想に基づいた意見をいただくため、まちづくりプラン会議(以下「プラン会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プラン会議は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換を行うものとする。

- (1) まちの将来像に関する事。
- (2) 今後のまちの課題や施策に関する事。
- (3) その他総合計画策定調査に関する事。

(組織)

第3条 プラン会議は、おおむね20名の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 一般公募等による住民
- (2) 事業者及び各種団体が推薦する者

3 委員の任期は、プラン会議の提案書をまとめるまでとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月21日から施行する。



プラン会議

委員名簿

※順不同・敬称略

	氏名	備考
1	村本真美	一般公募
2	安藤 高	一般公募
3	野村 尚貴	一般公募
4	西野 均	一般公募
5	勝田 安一	一般公募
6	荒川 伸宏	一般公募
7	山田 貴子	一般公募等
8	別所 紀好	一般公募等
9	兵藤 恵奈	一般公募等
10	西村 文伸	JA推薦(4Hクラブ)
11	進藤 啓	商工会推薦(青年部長)
12	林 佳孝	商工会推薦(青年部副部長)
13	岡 知子	民生部推薦
14	樋口 僚子	民生部推薦
15	岡西 義久	民生部推薦
16	本多 広子	教育委員会推薦
17	松尾 憲	教育委員会推薦
18	中瀬 由香里	教育委員会推薦
19	田井 厚	総務部推薦
20	四戸 清	総務部推薦

第5次総合計画の用語解説

■あいうえお順

	語句	説明	掲載箇所
あ	安全・安心の日	生活安全条例に基づき、毎月1日を地域安全活動の日と定めたもの。	計画7章3節
	いきがい大学	町に住む高齢者が、充実した人生を送るため、社会情勢などを幅広く学習する町が実施する講座。	計画5章1節
	大内サイホン	サイホンは、水を一度高所に上げてから、低所に移すために用いる曲管。大内川サイホンは、町内都市下水路が合流した大内川の末端から古川へ排水するために設置されているもの。	計画2章5節
	巨椋池国営附帯府営農地防災事業	国営附帯府営農地防災事業は、農業の生産性の向上と農業経営の安定、農業地域流域の災害の未然防止を図るため、排水機場に導水する幹線排水路などの改修により、地域の排水機能を回復するために実施する事業。巨椋池地区は、本町、京都市及び宇治市の2市1町にまたがる、農地面積1,310haの地域。	計画1章1節
	「お茶の京都」プロジェクト	京都府南部地域において、世界文化遺産登録に向けた取組を契機に、京都府が中心となって宇治茶をテーマにお茶生産の美しい景観維持やお茶産業の振興、お茶文化の発信などを進めるプロジェクト。	計画1章5節
か	開発指導要綱	宅地開発や道路、公園などを整備するうえでの技術基準等を示したものの。	計画2章1節
	学校運営協議会	保護者や地域住民などから構成され、保護者や地域の意見を学校運営に反映させるため、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組を行う組織。	計画4章2節
	環境基本条例	国の環境基本法にならい、地方公共団体が環境の保全に関する基本的事項を定めた条例。	計画2章9節
	環境基本計画	環境基本条例に基づき、健全で快適な環境の確保に向けて、環境に関する基本的な施策を示す計画。	計画2章9節
	企業立地マッチング促進事業	事業拡大や新規進出を検討している町内外の企業向けに事業用地や空き工場等の不動産情報を提供し、町内への企業立地のきっかけづくりを推進する事業。	計画1章2節
	キャリア教育	学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力や学習習慣を発達段階に応じて育む教育。	計画4章2節
	旧山田家住宅	町北西部の東一口にあり、淀川・巨椋池の漁業者の代表として御牧郷13カ村をまとめる大庄屋であった山田家の旧家。平成22年4月国登録有形文化財に登録。	計画5章3節
	京都地方税機構	京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を共同して行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現をめざす広域連合。	計画9章1節
	京都府後期高齢者医療広域連合	平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の高齢者等を被保険者とする後期高齢者医療制度が創設され、府内全市町村により設立された広域連合。	計画9章1節

語句	説明	掲載箇所
久御山学園	久御山町全体を大学のキャンパスにみたくて、保育、教育機関を総称したもので、めざす子ども像「人生を開拓しようとする子」を共有し、保育所、幼稚園、小学校、中学校等が同じ目標に向かって保育・教育を進めていこうというもの。自立・展望・挑戦・共生の4つのキーワードを掲げ、取組を進めている。	構想6-4
くらしの資金	低所得者の生活支援を行うため、2年以内償還で、無利子、無保証、無担保で10万円を限度に生活資金を貸し付ける事業。	計画6章5節
グループホーム	地域社会のなかで知的障害者や精神障害者が共同で生活し、世話人による食事の提供等日常生活の援助を受けることにより、障害者の自立と社会参加を支援する生活形態。	計画6章4節
グローバル化	社会的あるいは経済的な関係が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象・過程をいう。グローバル化ともいう。	序論4-(2)
健康寿命	平均寿命から、衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いた、健康で活動的に暮らせる期間。	構想6-6
減反制度	米の生産調整を行うための農業政策で、コメの価格維持のため、農家がコメをつくる量を制限する代わりに協力した農家に補助金を支給する制度。	序論5-(3)
建築協定	建築基準法で定められた基準に上乗せして、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。	計画2章1節
公営企業会計	普通会計の会計手法である官庁会計と異なり、発生主義に基づく会計処理、複式簿記等の企業会計で処理される会計方法。下水道事業については、総務省は地方公共団体に対し、公営企業会計の適用を推進するよう要請している。	計画2章7節
公職選挙法	衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び首長の定数や選挙の方法など制度面について規定した法律。	計画8章2節
交通結節点	交通結節点は、異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。交通移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有する。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道など。	計画2章1節
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向をとらえるとともに、内外の社会保障政策や制度について研究している。	序論5-(4)
「子育て」「親育ち」	子ども自身が自ら感じ、考えて育つこと。そして子どもとともに、地域の支えなどを受けながら、親も親として成長していくこと。	構想6-3 計画3章1節
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、平成27年4月にスタートした制度。	計画4章1節
子ども・子育て支援プラン	子ども・子育て支援法において定めることとされ、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組を示した計画。	計画3章1節
健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差。	計画6章1節

	語 句	説 明	掲載箇所
	健康くみやま21	健康増進法において定めることとされ、生活習慣病の一次予防に重点をおき、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組を推進する計画。	計画6章1節
	高齢者保健福祉計画	老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画の内容を一体的に策定した計画。老人福祉計画では高齢者等の健康づくりや生活習慣病予防、介護予防とともに高齢者の社会参加や生きがいづくりなどの方向を定め、介護保険事業計画では主に介護予防の推進と介護サービスの基本的な方向や事業量などを定めている。	計画6章3節
	国民保護計画	政府の定める基本方針等に基づき、指定行政機関、都道府県、市町村がそれぞれ実施する国民の保護のための措置の内容や実施方法等を定める計画。	計画7章1節
さ	財務指標 (経常収支比率)	経常収入を経常支出で除した値で、地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用され、低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示す。	計画9章1節
	産学金官	産業界(民間企業)、学校(教育・研究機関)、金融機関(銀行、信用金庫等)、官公庁(国・地方自治体)の四者。	計画1章2節
	市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域(一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域)において、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。	構想4 計画2章1節
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。	計画2章1節
	循環型社会	環境への負荷を減らすため、天然資源を有効に利用することによって廃棄物の発生を抑制したり、廃棄物になる前に資源として適性に利用する仕組みを持った社会のこと。	構想6-2
	生涯学習推進計画	生涯学習や生涯スポーツ振興施策の基本的な方向性と目標を示した計画。	計画5章1節
	障害者基本計画	障害者基本法において定めることとされ、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方にに基づき、障害者施策のあり方や方向性などを示した計画。	計画6章4節
	障害者総合支援法	障害者自立支援法を改定し、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念とし、サービス提供主体を市町村に一元化するとともに、障害種別に関わらず共通の制度により障害者の自立支援を目的とした福祉サービスの提供をめざす法律。	計画6章4節
	城南衛生管理組合	宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・宇治田原町・井手町の3市3町で、よりよい環境・廃棄物行政を進めるためにつくられた一部事務組合(特別地方公共団体)。	計画9章1節
	食育	生涯を通じた健全な食生活の実現や食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する知識、選択する判断力を身に付けるための学習活動など。	計画3章1節
	食育推進計画	住民一人ひとりが生涯を通じて、「食」に関する正しい知識と自ら「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、具体的な施策や目標を定めた計画。	計画6章1節

語句	説明	掲載箇所
食生活改善推進員協議会	食生活改善推進員協議会(久味の会)は、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、地域の人々に食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広げることが目的に取り組んでいる組織。	計画6章1節
職住近接	職場と家庭生活を営む住居が近接していること。ゆとりある生活を実現し、長時間通勤の問題や通勤混雑による負担や環境負荷を是正するために効果的と考えられる。	構想6-2
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織(社団法人)。高齢者に「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」の提供やボランティアの支援を行う。	計画6章3節
新型インフルエンザ	毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なり、新しく発生あるいは変質した新型ウイルスが出現することにより発生するインフルエンザ。	計画6章2節
人権教育・啓発推進計画	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、町が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示した計画。	計画5章4節
人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、法務局と協力して人権侵害による被害者の救済や人権の考えを広める活動をしている公職。	計画5章4節
新地方公会計制度	これまでの「現金主義・単式簿記」による地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化をめざす仕組み。	計画9章1節
水道ビジョン	国が示した「水道ビジョン」の内容をもとに、町の水道事業の将来像を描き、その実現のための方策を示した計画。	計画2章6節
生活安全条例	犯罪、事故、災害から町民の安全を確保するための基本的事項を定め、町、町民及び事業者等の役割を明らかにして、町民の安全意識の高揚と地域安全活動の推進を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざすことを目的とした条例。	計画7章3節
生活習慣病	食事や水分のとり方、喫煙習慣、運動習慣など、生活習慣が要因となって発生する疾病。代表的なものとして、高血圧、脂質異常症、糖尿病、肥満等がある。	構想6-6
青少年健全育成協議会	青少年の健全な育成を願い、その保護育成と指導に関する総合施策の樹立や実践運動の強化を図り、明るい地域社会の形成に努めることを目的に、地区住民と関係学校職員によって組織された団体。	計画5章1節
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。	計画6章3節
セクハラ	セクシュアル・ハラスメント(Sexual harassment)、性的いやがらせ。相手の意志に反し、性的な言葉や行為で不快・不安な状態に追いこむこと。	計画5章5節
セービングプラン	セービングプラン(地球温暖化対策実行計画)は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町の事務・事業活動により排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を行うために策定した計画。	計画2章9節

	語句	説明	掲載箇所
	線引き見直し	都市計画法において、都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域の区域区分を見直すこと。	計画2章1節
た	待機児童	保育所への入所が申請され、入所条件を満たしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。	構想6-3
	タウンキャンパス	本町が有する様々な施設や自然、歴史資源、住民活動、行政サービスなど、多様な資源を相互に結んで、町全体を大学のキャンパスのようなひとつの学習施設と位置づける考え方。	構想6-5 計画5章1節
	男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成を促進するための基本的な計画。	計画5章5節
	地域公共交通ネットワーク	路線バスやコミュニティバス、鉄道など地域にある公共交通機関によって形成されるネットワーク。	構想6-2 計画2章2節
	地域商業ガイドライン	京都府と府内市町村が府内の7地域区分ごとに、中心市街地エリア、中心市街地の将来目標及び大型店抑制・誘導エリア等を明示した地域商業のガイドライン。	計画1章3節
	地域生活支援事業	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で実施する事業。	計画6章4節
	地域福祉計画・地域福祉活動計画	地域福祉活動を推進するために、町と町社会福祉協議会が、多様な機関・団体と連携・協働しながら策定した計画で、町の行政施策を示す「地域福祉計画」と住民や民間組織の活動方針をまとめた「地域福祉活動計画」を一体的に策定している。	計画6章5節
	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域福祉の仕組み。	計画6章3節
	地域包括支援センター	保健士、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となり、介護予防のマネジメント、高齢者への相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域における高齢者への総合的な支援と課題解決に向けた取組を実践する機関。	構想6-6 計画6章3節
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、町防災会議が作成する計画で、町や防災関係機関が町内における災害予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めた計画。	計画7章1節
	地区計画	都市計画において、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める、地区レベルでの都市計画。	計画2章1節
	中期財政計画	中期財政計画とは、近年の決算状況や個別の事業計画などから、これからの財政状況を推計した計画。この計画を通して財政面における課題を明確にし、今後の予算編成や行財政運営の指針として活用する。	計画9章1節
	昼夜間人口比率	夜間人口(常住人口)に対して、通勤や通学などで昼間にそのまち・地域で過ごす人口(昼間人口)の割合。	構想5-(2)
	長寿命化修繕計画	今後老朽化していく橋りょうに対応するため、従来の事後的な修繕や架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへの転換を図るとともに、橋りょうの長寿命化や、橋りょうの修繕及び架替えに係る費用の縮減に関する事項を定めた計画。	計画2章3節

	語句	説明	掲載箇所
	低利融資制度	中小企業者に対し、事業資金を低利で融資を行い、経営の安定と健全な発展を図ることを目的とした制度。	計画1章4節
	出前講座	町が行っている仕事の中で、住民の方が聞きたい、知りたい内容について、町の職員が講師となって地域へ出向いて説明する制度。	計画8章2節
	デマンド乗合タクシー(のってこタクシー)	路線バスや通常のタクシーとは異なり、町内を一つのエリアとし、地域の集会所等50か所に設置された停留所間を移動できる公共交通システム(町事業)。電話予約のうえ、各停留所から乗車し、同じ時間帯や経路で複数の予約があった場合は乗合になる。	序論5-(3) 計画2章2節
	電子自治体	高度に情報化された住民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで住民に提供できる自治体。	計画9章2節
	特別警報	気象庁が警報の発表基準をはるかに超える大雨、津波、火山、地震(地震動)などの現象に対して発表し、最大限の警戒を呼び掛けるもの。平成25年8月運用開始。	構想5-(2)
	特別支援学校	学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。	計画6章4節
	都市計画マスタープラン	都市計画法に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。	計画2章1節
な	南海トラフ巨大地震	四国の南の海底にある水深4,000m級の深い溝(トラフ)で、大規模な地震発生帯である南海トラフ沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている巨大地震。内閣府でも平成23年8月に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」等を設置し、被害想定や対策を検討している。	構想5-(2)
	認知症	生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活するうえで支障が出ている状態。	計画6章3節
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は都道府県等から認定を受けることができる。	計画4章1節
	認定農業者	自らの創意工夫により農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で、市町村が地域における将来にわたる農業経営の担い手として認定した者。認定された農業者は、低利融資制度や担い手を支援するための基盤整備事業などの支援が受けられる。	計画1章1節
	のってこバス	バス交通による便利なまちづくりをめざし、町が運行するコミュニティバス。役場とまちの駅を巡回する東ルートと、まちの駅と京阪淀駅等を巡回する西ルートで運行。平成16年1月に試験運行を開始し、平成19年4月に本格運行を開始。車両耐用年数や利用者数、運行経費などの課題から平成27年12月に運行を終了。	序論5-(3)
は	バリアフリー化	高齢者や障害者が生活していくうえで障害になっている段差や仕切り等を取り除くこと。車道と歩道の段差解消や階段のスロープ化、低床バスなど。	計画2章2節

語句	説明	掲載箇所
普通交付税不交付団体	地方公共団体の財源の偏在を調整することを目的とした国の地方財政調整制度において、普通交付税は、道路や施設の整備、行政サービスなど、自治体の必要経費を算出した基準財政需要額から、自治体の税収などの基準財政収入額を差し引き、不足分を国が補う制度。本町は、昭和47年度から継続して普通交付税の不交付団体。	構想6-9
プロモート	事業や計画を宣伝・促進すること。	計画1章5節
平和都市宣言	町政施行35周年にあたって、真の恒久平和は人類共通の念願であり、わが久御山町が日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を町民生活の中に生かし、子々孫々に継承するため、「平和都市」であることを平成元年10月に宣言した都市宣言。	計画5章4節
防災士	“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。	計画7章1節
ポケットパーク	街なかの空間や建物前の小広場等を利用して設ける小公園。一般の公園と比べて規模は小さいが、オープンスペースを活用した魅力的なくつろぎの空間となる。	計画2章4節
圃場整備	農地等の区画形状を変更して農業用排水路、農道等を整備することにより、農業用機械の効率を高め農業生産性の向上を図る土地改良事業。	計画1章1節
ま		
マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）	住民票を有する全ての国民一人ひとりに個人番号を付与し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人情報が同一人の情報であることを確認するために活用される制度。行政の効率化、国民の利便性向上、公平かつ公正な社会の実現をめざす。	構想6-9 計画9章2節
まちの駅クロスピアくみやま	「ものづくりのまち久御山」を内外に向けて情報発信するため、農工商に係る分野が連携・協働することで町に新しい地域力を創出し、元気な産業のまちとして、魅力あふれるまちづくりを進める拠点、産業のシンボル施設。平成22年4月オープン。	構想1-(1)
まなび塾	地域を中心とした体験や遊び・交流・まなびを通じて子どもたちに「生きる力」「豊かな心」を身に付けさせる取組。	計画5章1節
ものづくりの苗処（なえどころ）	久御山町は企業にとって事業がしやすい環境や、農業の育苗や軟弱野菜を中心とした京野菜の主要産地という産業の特色があり、その特色から「育つ環境」という土壌が整っているという考えのもと、打ち出したコンセプト。	構想7-2 計画2章2節
や		
山城北医療圏	本町を含め、宇治市や城陽市など4市3町から構成される二次医療圏（一体の区域として、入院医療を提供することが相当とする単位。）。	計画6章2節
有害環境	青少年の健全な育成に有害であると認められる社会環境。例えば、性的感情や粗暴性・残虐性を助長するおそれのある出版物、インターネットの有害情報へのアクセスなど。	計画3章1節
有害鳥獣	人や家畜、農林水産物などに被害を与える動物。	計画1章1節
ユニバーサルデザイン	あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすること。	計画6章5節
用途地域	良好な市街地の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的に、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度。	構想4

	語句	説明	掲載箇所
ら	レアメタル	レアメタル(希少金属)は、非鉄金属のうち、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な金属のこと。	計画2章9節
	6次産業	地域の第1次産業が第2次、第3次産業(加工・販売等)に係る事業との連携により、新たな地域ビジネスの展開や新たな業態を創出する取組。	計画1章1節
	ローリング方式	社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくため、1年間経過するごとに実施計画を見直していく方法。	序論1-(3)

■ABC順

	語句	説明	掲載箇所
	DV	ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の略。一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある、もしくはあった者から振られる暴力のこと。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども含まれる。	計画5章5節
	ICT	情報・通信に関する技術の総称。情報通信技術を表すITに、コミュニケーションの概念を加えた Information and Communication Technology の略。	計画9章2節
	LED	発光ダイオード(Light Emitting Diode)の略。照明・電球・ライト・テレビなど幅広い分野で利用され、省エネ・長寿命や環境保護・地球温暖化防止の観点から期待が大きい。	計画7章4節
	LRT	ライトレールトランジット(Light Rail Transit)の略。路面電車の長所を生かしつつ、高架や地下化により専用軌道化を図って定時性・高速性を高めるなどした都市の新しい交通システム。	計画2章2節
	NPO	利益を目的としない組織・団体(Non Profit OrganizationまたはNot-for-Profit Organization)の略。特にNPO法人は特定非営利活動促進法の規定により設立された団体で、無償のボランティア団体でなく営利事業も行うが、余剰利益があっても構成員に分配せず団体の活動目的を達成するための費用にあてる。	構想6-8
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。	計画8章2節
	TPP(環太平洋連携協定)	Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement(または単に Trans-Pacific Partnership)の略。日本やアメリカなど、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定。	序論4-(2) 計画1章1節

久御山町第5次総合計画

平成28年8月 発刊

発行 久御山町

編集 久御山町総務部行財政課

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地
TEL：075(631)6111・0774(45)0001 FAX：075(632)1899



久御山町